

国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画 (案)



令和〇年〇月

須崎市教育委員会

国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画 (案)

令和〇年〇月

須崎市教育委員会



土佐藩砲台跡全景（2025年撮影）



土佐藩砲台跡近景（2025年撮影）



現在の土佐藩砲台跡と須崎湾（2025年撮影）



富士ヶ浜と須崎湾（2025年撮影）

国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画（案） 目次

卷頭図版

例言

第1章 本計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画対象範囲	2
第4節 委員会の設置・経緯	3
第5節 関係諸計画との関係	6
第6節 計画の実施	9
第2章 史跡の概要	10
第1節 指定に至る経緯	10
第2節 指定の状況	10
第3節 管理団体等	11
第4節 史跡の調査結果	12
第5節 史跡を取り巻く環境	24
第3章 本史跡の本質的価値の明示	59
第1節 新たな価値評価をふまえた本質的価値	59
第2節 本質的価値に準ずる価値	61
第3節 構成要素の特定	61
第4章 本史跡の現状と課題の明示	87
第1節 調査・研究の現状と課題	87
第2節 保存管理に関する現状と課題	87
第3節 活用に関する現状と課題	88
第4節 整備に関する現状と課題	89
第5節 運営ならびに体制整備に関する現状と課題	91
第5章 大綱ならびに基本方針の明示	92
第1節 大綱	92
第2節 基本方針	92
第6章 4章ならびに5章に基づく方向性等の明示	94
第1節 調査・研究の方向性と方法	94

第2節 保存管理の方向性と方法	95
第3節 活用の方向性と方法	103
第4節 整備の方向性と方法	105
第5節 運営・体制整備の方向性と方法	107
第7章 施策項目の設定と期間の明示	109
第1節 施策の内容	109
第2節 施策の実施期間・実施計画	109
第8章 本計画の実現に向けた方向性と方法の明示（経過観察）	111
第1節 方向性	111
第2節 方法	111
巻末資料	113

挿図目次

図 1 史跡指定範囲図	2	図 36 南海大地震 須崎付近津波侵入地域	44
図 2 周辺地域図	2	図 37 チリ地震津波浸水地域	44
図 3 海のまちコアゾーン	9	図 38 指定等文化財位置図	53
図 4 関連計画図	9	図 39 人口推計図	53
図 5 当時の土佐藩砲台跡の位置	11	図 40 産業別就業割合図	55
図 6 土佐藩砲台跡調査箇所図		図 41 須崎市交通図	56
工作物配置図	14	図 42 須崎市道路図	56
図 7 TR-1 石垣立面図	14	図 43 史跡指定地内・外の構成要素の分類	61
図 8 TR-2・3 土層断面図	15	図 44 本質的価値を構成する諸要素の分布図	71
図 9 現況地形図	16	図 45 当時の土佐藩砲台跡絵図	72
図 10 石垣測量位置図	17	図 46 本質的価値を構成する諸要素の分布図（詳細番号記載）	77
図 11 石垣劣化状況平面図	19	図 47 本質的価値に準ずる諸要素の分布図	78
図 12 石垣⑧現況位置図	20	図 48 史跡の保存・活用に有効な諸要素の分布図	81
図 13 石垣⑨現況位置図	21	図 49 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素の分布図	84
図 14 石垣⑧標準横断図	22	図 50 史跡の理解に有効な諸要素の分布図	86
図 15 石垣⑧健全部横断重ね図	22	図 51 史跡の活用に資する諸要素の分布図	86
図 16 最大孕み出し状況：石垣⑧-3	22	図 52 運営体制図	108
図 17 孕み出し状況：石垣⑧-1	22	図 53 マネジメントサイクル模式図	111
図 18 孕み出し状況：石垣⑧-2	22		
図 19 孕み出し状況：石垣⑧-5	22		
図 20 石垣⑨標準横断図	23		
図 21 石垣⑨健全部横断重ね図	23		
図 22 最大孕み出し状況：石垣⑨-4	23		
図 23 孕み出し状況：石垣⑨-2	23		
図 24 孕み出し状況：石垣⑨-3	23		
図 25 孕み出し状況：石垣⑨-5	23		
図 26 須崎市位置図	24		
図 27 土佐藩砲台跡位置図	25		
図 28 須崎湾航空写真	25		
図 29 昭和37年時の須崎湾	28		
図 30 須崎湾水深図	29		
図 31 須崎市地形図	29		
図 32 須崎市地質図	30		
図 33 降水量と月別平均気温	31		
図 34 土佐藩砲台跡周辺の植生図	32		
図 35 須崎市町村変遷図	37		

挿表目次

表 1 委員会審議の経過	5
表 2 文献資料調査結果	12
表 3 石垣調査内訳	17
表 4 須崎市変遷表	37
表 5 指定文化財一覧	51
表 6 登録文化財一覧	52
表 7 構成要素の分類表	63
表 8 石階段一覧	73

表 9 胸牆（玉除土手）一覧	74
表 10 砲眼（砲門）一覧	75
表 11 煙硝薬薬室跡（薬室）一覧	76
表 12 施策の実施計画	110
表 13 自己点検表案	112

例　言

1. 本書は、高知県須崎市中町に所在する国史跡「土佐藩砲台跡（西砲台跡）」の保存活用計画である。
2. 本事業は、須崎市教育委員会が令和6年度から令和7年度までの2か年で、文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金」の交付を受けて実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元代表者等で構成した「須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画策定委員会」で審議を行い、文化庁及び高知県からの指導・助言を得た。
4. 本事業の事務は、須崎市教育委員会生涯学習課が担当し、その業務を株式会社イビソク高知営業所に委託した。
5. 本書の編集は、同計画策定委員会における協議、検討内容をもとに須崎市教育委員会が行った。
6. 本史跡は、昭和4年（1929）に高知県史跡に指定、昭和19年（1944）に国史跡に指定されており、高知県史跡名称碑が残っている。本計画書では、誤解を招くことがないよう「県史跡名称碑」、「国史跡名称碑」と記載する。なお「史跡名称碑」と記載しているものは、広域的な意味で用いている。
7. 本書に掲載した写真には、撮影年を記載している。記載していないものについては、撮影年が不明なものである。また、撮影者を記載していないものは須崎市教育委員会が撮影したものである。

第1章 本計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡土佐藩砲台跡（以下、「本史跡」という。）は、高知県須崎市中町2丁目に所在する土佐藩の砲台跡である。本史跡は文久3年（1863）、須崎の地に西砲台、中砲台、東砲台が築造されており、本史跡は西砲台にあたる。明治時代末期までは陸軍用地として使用されていたが、中砲台跡、東砲台跡は明治40年（1907）に民間へ払い下げられ解体され、西砲台は大正3年（1914）に「西濱公園（現在は新字体の浜を使用し、「西浜公園」と表記している。）」として整備されている。昭和期に入ると、西砲台跡は貴重な史跡として認知されるようになり、昭和4年（1929）に県史跡に指定され、昭和19年（1944）11月13日付官報5350号で国史跡に指定された。

昭和37年（1962）に旧土佐藩砲台趾保存会が結成され、砲台に樹木や遊具を設置し公園化とする整地活動を始めた。その後、公園の完成を記念し土佐藩須崎砲台百年祭が行われた。昭和39年（1964）に第1回公園祭が開催され、その後も公園のみならず地域のイベント会場としても利用されていた。さらに平成5年（1993）、高知県立歴史民俗資料館による「高岡郡東部の史跡と文化財」をテーマとしたツアーや、平成31年（2019）に高知県立埋蔵文化財センターによる土佐藩砲台跡のツアーが実施されている。令和5年（2023）には、築造160周年を記念して旧三浦邸（すさきまちかどギャラリー）で「国史跡土佐藩砲台跡」展が開催され土佐藩砲台跡についての古写真や古文書の展示が行われたり、交流ひろばすさきで高知県立高知城歴史博物館出張講座「土佐の海～水軍と海防～」が行われたり、小学校の社会科学習としても活用されている。

このように活用されてきた本史跡であるが、遡ること平成元年（1989）3月に砲台跡に建てられた構造物が国の許可を得ていなかったことが問題となつたが、構造物の撤去は行われなかつた。その後平成19年（2007）2月に改めて高知県より指摘があり、翌年3月に一部の構造物が撤去された。

構造物の撤去に伴い、平成20年（2008）に同時に試掘調査を行い、砲台跡の土壘外壁下部に野面積みで構築された石垣が発見された（『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』2008）ことにより、さらに本史跡の価値が高まることとなつた。

しかし、現在に至るまでも地域住民から土佐藩砲台跡が国史跡であるという事実とその本質的価値の認知は低く、今後の保存・活用の両立や管理体制についても検討が不十分である。

以上の経緯から、本史跡の歴史的価値を再確認するとともに、適切に保存・管理し、今後の活用・整備を行っていくため、『国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画』（以下、「本計画」という。）を策定する。

第2節 計画策定の目的

本史跡は、堤防状の壘台や壘台背面の石積み、壘台上の土壘等、築造時の様相をとどめている砲台跡である。本計画では、これまでの調査や資料、今後行われる調査結果資料等を取り入れながら本史跡の本質的価値を明確にするとともに、効果的な調査・研究、保存管理、活用、整備等を進めるための基本方針を定め、確実に次世代へ継承することを目的とする。

第3節 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡指定地となっている土佐藩砲台跡（西砲台跡）及び周辺地域とする。周辺地域は、史跡指定地を含むその周辺において、史跡の理解に有効な諸要素や史跡の活用に資する諸要素を含む範囲とする（各諸要素については第3章 p. 63～66に記載している）。史跡指定範囲においては、現況把握や調査による地物の整理を通して、本史跡を顕在化し、保存・継承を進めていく。周辺地域においては、本史跡の学習・情報発信に取り組むための既存の社会教育施設等を含めた広域的な活用を進めていく。

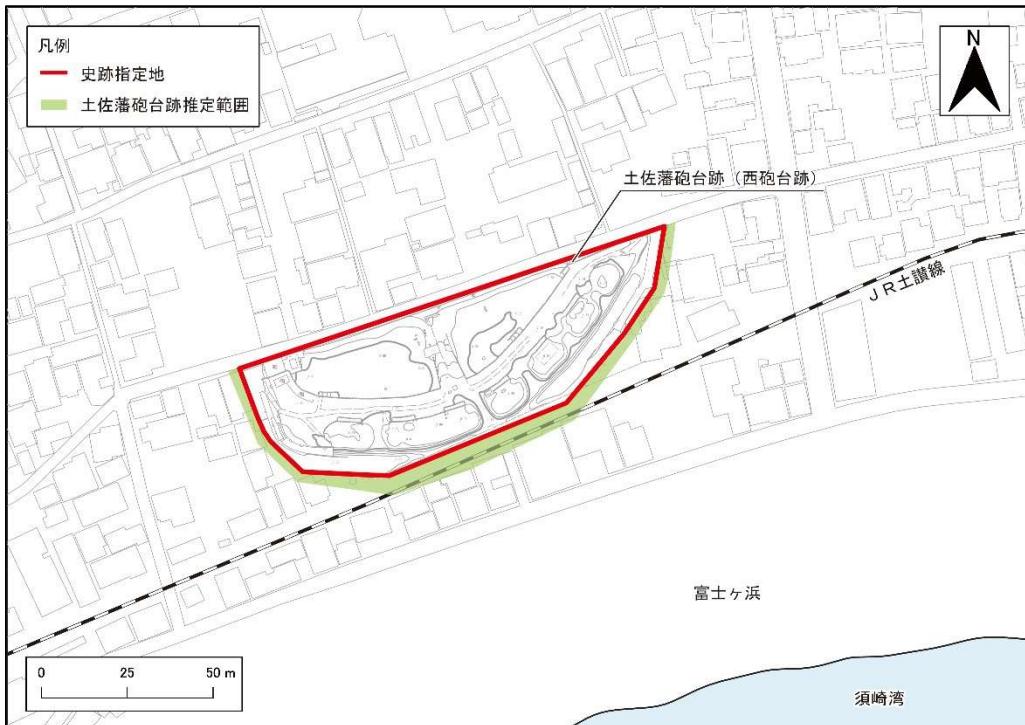


図1 史跡指定範囲図（国土数値情報「行政区域」「鉄道」を加工して作成）

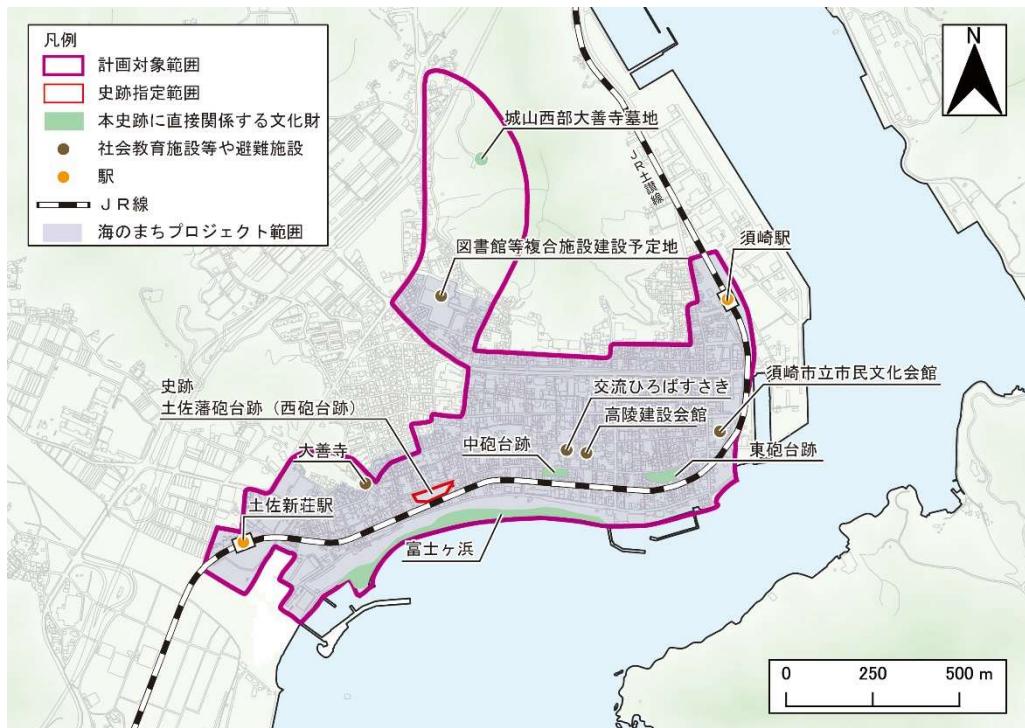


図2 周辺地域図（国土数値情報「行政区域」「鉄道」を加工、「海のまちコアゾーン」資料を参考に作成）

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会について

本計画の策定にあたり、「須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画策定委員会条例」に基づき、学識経験者や地元関係者からなる「須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画策定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。なお、策定にあたっては、委員会での検討とともに、文化庁文化財第二課、高知県文化生活部歴史文化財課に指導・助言を得た。

(1) 委員会名簿

役職等	氏名	所属等	分野
委員長	岡本 桂典	高知県史編さん編集委員会 文化財部会長 元高知県立歴史民俗資料館 副館長	考古学・博物館
副委員長	渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館 館長 高知県史編さん編集委員会 近世部会長	近世史
委員	三浦 要一	高知県立大学文化学部 教授 高知県史編さん編集委員会 文化財副部会長	文化財建造物
委員	山中 稔	香川大学創造工学部 教授 史跡高知城跡整備計画推進委員会 委員	土木工学
委員	徳永 逸夫	須崎市文化財保護審議会 会長	須崎市文化財 保護審議会 代表
委員	山本 孝俊	元須崎市文化財保護審議会 委員 須崎市中町住民	地元住民代表

(敬称略)

(2) オブザーバー

- ・文化庁文化財第二課史跡部門 主任文化財調査官 渋谷 啓一
- ・高知県文化生活部歴史文化財課

(3) 事務局

役職等	氏名	所属等	備考
事務局	竹内 新	須崎市教育長	
事務局	福本 博一	須崎市教育委員会 生涯学習課 課長	
事務局	梅原 秀夫	須崎市教育委員会 生涯学習課 課長補佐	令和6年度
事務局	松本 和也	須崎市教育委員会 生涯学習課 課長補佐	令和7年度
事務局	田尾 一輝	須崎市教育委員会 生涯学習課 係長	令和6年度
事務局	堅田 智也	須崎市教育委員会 生涯学習課 係長	令和7年度
事務局	中藪 清嵩	須崎市教育委員会 生涯学習課 主幹	

(敬称略)

須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画策定委員会条例

令和6年（2024）9月24日

須崎市条例第25号

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第1項の規定に基づく須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第7条 委員の報酬の額は、日額5,000円とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- この条例は、令和8年5月31日に限り、その効力を失う。

表1 委員会審議の経過

開催日時	場所	審議事項
令和6年（2024） 10月4日	須崎市役所 土佐藩砲台跡	・策定スケジュールについて ・保存活用計画第1章～第3章の確認 ・現地視察（国史跡土佐藩砲台跡）
令和6年（2024） 12月6日	須崎市役所	・保存活用計画第1章～第4章の確認
令和7年（2025） 2月5日	須崎市役所	・保存活用計画第1章～第5章の確認
令和7年（2025） 5月29日	須崎市役所	・保存活用計画第1章～第6章の確認
令和7年（2025） 8月8日	須崎市役所	・保存活用計画第1章～第8章の確認
令和7年（2025） 11月10日	須崎市役所	・保存活用計画第1章～第8章、巻末資料の確認
令和8年（2026） 2月6日	須崎市役所	・保存活用計画全章の確認

2 パブリックコメントについて

市民の意見を取り入れるため、令和8年（2026）1月7日～1月21日まで意見を募集した。

第5節 関係諸計画との関係

本計画は、上位計画である『須崎市総合計画』や高知県の計画である『高知県文化財保存活用大綱』に則するとともに、関連する既往の計画との整合・連携を図りながら策定する。

以下に関係性と各計画の概略を示す。

1 史跡指定地の関係法令

「文化財保護法」

昭和 25 年（1950）に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的として施行された法律である。平成 31 年（2019）に「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」という趣旨から、改正・施行に至った。第 129 条の 2 第 1 項には史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定について「史跡名勝天然記念物の管理団体又は文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と改正されている。

2 上位計画

『須崎市総合計画』 令和 7 年（2025）3 月策定

【計画期間：令和 7 年度～令和 16 年度】

須崎市総合計画は、本市の将来像や目標を明確にし、その実現に向けた施策を体系的に示し、市民と共有するものである。今後の本市の行政運営の指針として位置づけるものであり、今後のまちづくりに関する重要な計画である。

「未来へひろがる「元気創造」と「協働」のまち」を未来像とし、「安心して暮らせるまちをつくる」、「つながりを広げる」、「デジタル技術を積極活用する」を 3 つの基本理念として掲げている。

文化財に関連するものについては、以下のとおりである。

文化財・地域文化の伝承、保存	
現状や課題	須崎市には、国指定の「大谷のクス」「土佐藩砲台跡」「鳴無神社」 ^{おとなし} の文化財や、「野見の潮ばかり」などの無形民俗文化財、その他数多くの指定文化財が存在しております。これまででも、それぞれの地域と連携し、保存・活用を図ってきましたが、維持管理のための費用や人材の確保が課題となっています。
方針	文化財や伝統文化等の保存・活用については、国や民間企業による補助金の活用を引き続き行うとともに、所有者や管理団体への支援及び維持管理体制の構築に努めます。 また、令和 6 年度から取り掛かっている「須崎市国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画」の策定事業により、土佐藩砲台跡の保存及び活用方法の指針を策定するとともに市内文化財意識の高揚を図ります。

3 須崎市関連計画

(1) 『第3期須崎市教育大綱』 令和6年(2024)3月策定

【計画期間：令和6年度～令和9年度】

教育大綱は、平成27年(2015)4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づいて定められたものである。

本大綱は、須崎市総合計画との整合を図りながら、教育行政の根本となる指針を示すものとして定められている。その中で目指す人間像として「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を掲げている。

基本理念では、「①「自然・文化・人」との関わりを大切にし、人間尊重の精神に基づき、心身ともに健全で、生涯にわたり学ぶ意欲にあふれ、郷土を愛し、未来に夢や希望を持ち、知・徳・体の調和が取れた人材を育成する教育」、「②自他を尊重し豊かな人間関係の中で自己肯定感や道徳性を身につけ、地域とつながり、世界とつながり、歴史や文化とつながる力を持ち、郷土の発展に貢献できる人材を育成する教育」を進めているとしている。この基本理念に基づく基本方針の中で、文化財に関連するものとしては「IV. 郷土を愛し、郷土の発展につながる力の育成」としている。

(2) 『第3期須崎市教育振興基本計画』 令和6年(2024)3月策定

【計画期間：令和6年度～令和9年度】

須崎市総合計画及び須崎市教育大綱を踏まえ、目指すべき方向や取り組むべき具体的な施策や目標とする指針等を明らかにし、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことができるよう策定された計画である。

この中で文化財に関連する具体的な施策として、「市内各地域の伝統芸能の保存や文化芸術活動を推進する。」、「歴史遺構や建造物、祭り等有形・無形の文化遺産を次世代につなぐ取り組みを推進する。」を掲げている。

(3) 『須崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）』 令和7年(2025)3月改訂

須崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震・津波被害を警戒及び防御し、被害の軽減を図る等の防災に万全を期すため、本市における地震・津波災害対策に関する処理すべき事務、又は業務を主体として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定めたものである。

史跡に関連するものとしては、「直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるものとする。」とある。また国及び県の文化財保護に携わる部署及び関係団体と密接に連絡を取り、有効かつ適切な対策が行われるよう留意することとしている。

(4) 『須崎市森林整備計画』 令和4年(2022)3月策定

【計画期間：令和4年度～令和14年度】

須崎市森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき、本市の森林計画の対象となっている森林の整備及び保全を含めた計画である。

森林整備計画の基本方針として、「史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林」としている。区域の設定は、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」として、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物にかかる森林が該当する。

森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおりである。

森林の有する各機能	森林整備及び保全の基本方針
オ 文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一緒に優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、景観美の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>

4 高知県の計画

『高知県文化財保存活用大綱』 令和3年（2021）3月策定

【計画期間：令和3年度～令和12年度】

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2の規定に基づき策定され、高知県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。目指すべき方向性として、「文化財を地域社会総がかりで保存していくと共に、雄大な自然に根差した本県の持つ独特の環境を文化財の活用につなげ、文化財の保存と活用の好循環を形成していく。」としている。

5 その他の取組等

「須崎市海のまちプロジェクト」との連携

「須崎市海のまちプロジェクト」は、『須崎市立地適正計画』及び『須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、かつて海洋都市であった須崎に秘めるポテンシャルや歴史的価値に光をあて、そして新しい風を取り込む「海のまち須崎」として地域社会に輝く未来を創造するため、令和3年（2021）5月に始動した。

このプロジェクトは、各エリアの拠点整備を進めながら、エリア一帯を活性化させていくまちづくりを試みるものである。本史跡は「海のまち魚市場と港エリア」に位置しているが、各エリアとの連携については史跡の保存・活用の状況を勘案しながら行う。

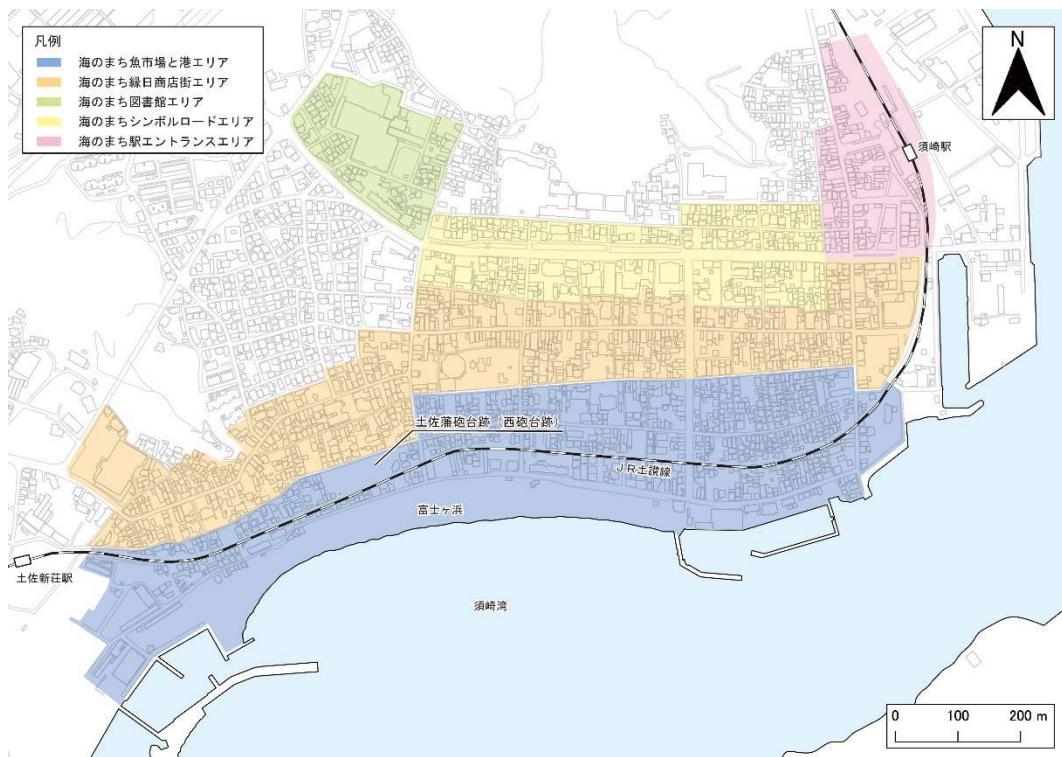


図3 海のまちコアゾーン図
(国土数値情報「行政区域」「鉄道」を加工、「海のまちコアゾーン」資料を参考に作成)

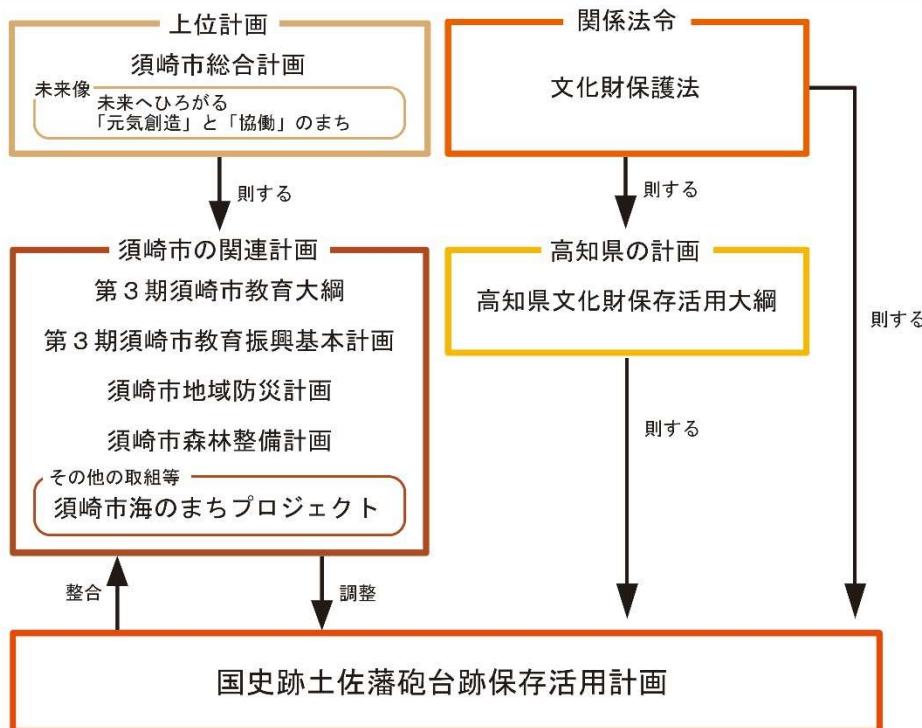


図4 関連計画図

第6節 計画の実施

本計画は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を計画の実施期間とする。ただし、今後の実施状況や文化財保護行政上の課題等により必要に応じて見直しを図るものとする。

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

土佐藩においては、嘉永7年（1854）6月に異国船が須崎に漂着するなどしたため海防の強化が急がれた。文久3年（1863）7月、土佐藩は須崎への砲台設置に着手し東・中・西の砲台を完成させた。

明治4年（1871）7月の廃藩置県後、東・中・西砲台跡は陸軍の用地となった。その後、東・中砲台は、明治40年（1907）まで残存していたが民間へ払い下げられ解体された。東砲台は、宅地になり現在に至るが、砲台西半分の輪郭が町割りに残存している。中砲台は、昭和25年（1950）には保健所が建ち、現在は宅地になっている。

西砲台については、大正3年（1914）に西浜公園として整備された。昭和期になると西砲台跡は貴重な文化財として認知されるようになり、昭和4年（1929）に県史跡に指定された。

昭和15年（1940）1月に当時の有志により国史跡指定を建議申請したが、戦時中ということもあり史跡指定は見送られている。その後昭和19年（1944）に旧須崎町が文部省に請願し、同年6月15日に文部省の考查官により西砲台跡の調査が行われた。また同年7月13日に須崎町役場と須崎町立図書館に砲台の絵図面が保管されていることが判明した。この絵図は、明治初期に陸軍省宛に須崎村の陸軍用地として接収できる建物を報告するために作成された可能性が高いと思われる。同年11月13日に国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

1 指定告示及び指定理由

本史跡に係る指定告示内容は以下のとおりである。

名称：土佐藩砲台跡

種別：史跡

所在地：高知県高岡郡須崎町大字須崎字西浜1225番1（官報告示5350号）

指定年月日：昭和19年（1944）11月13日（文部省告示第1080号）

指定基準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定面積：4,657 m²

指定解説：須崎湾の北岸に在り文久3年土佐藩海岸防備の為築造せるものにしてもと、東中及西の三砲台を設けしが今西砲台のみ存す。全長約75間南面し弓形を呈せる基壇上に八個の胸牆を設け（今西端のもの失はれまた、三番目及四番目のもの連接せらる）其の各間に砲眼あり、外側に堀を巡らし基壇内側に煙硝薬薬室の跡を存す、諸所に後世改修の跡あるもよく旧規模を存す。

（文化庁「国指定文化財等データベース」掲載文を基に一部改編）



図5 当時の土佐藩砲台跡の位置
(国土数値情報「行政区域」等を加工して作成)

2 高知県指定告示及び指定理由

昭和4年（1929）に高知県史跡に指定され、その指定理由は以下のとおりである。

その後、昭和 19 年（1944）に国史跡に指定された。

名称：須崎舊砲臺

所在地：高岡郡須崎町

所有者：須崎町

指定解説：須崎町西南海濱に在りて、前に錦浦湾を控へ眺望絶佳なり、初め文久三年、藩命を以て此の海岸に三砲臺を築く、第一は圓形西砲臺、第二は一文字形中砲臺、第三は半圓形東砲臺にして、第二、第三砲臺は今壞廃して、唯第一砲臺のみ残存す、砲門火薬窟共七ヶ所にして、其の反別五反二歩なり、廢藩後官有たりしが、明治四十年須崎町に拂下げて、此の西砲臺を西濱公園として保存す。慶応三年八月、事に依つて英艦須崎港に入港するや、藩士は孰れも此の地に出張し、この砲臺に屯して英艦を擊沈せんとしたる快擊ありし好記念物なり。

第3節 管理団体等

本史跡は、須崎市が所有・管理している。

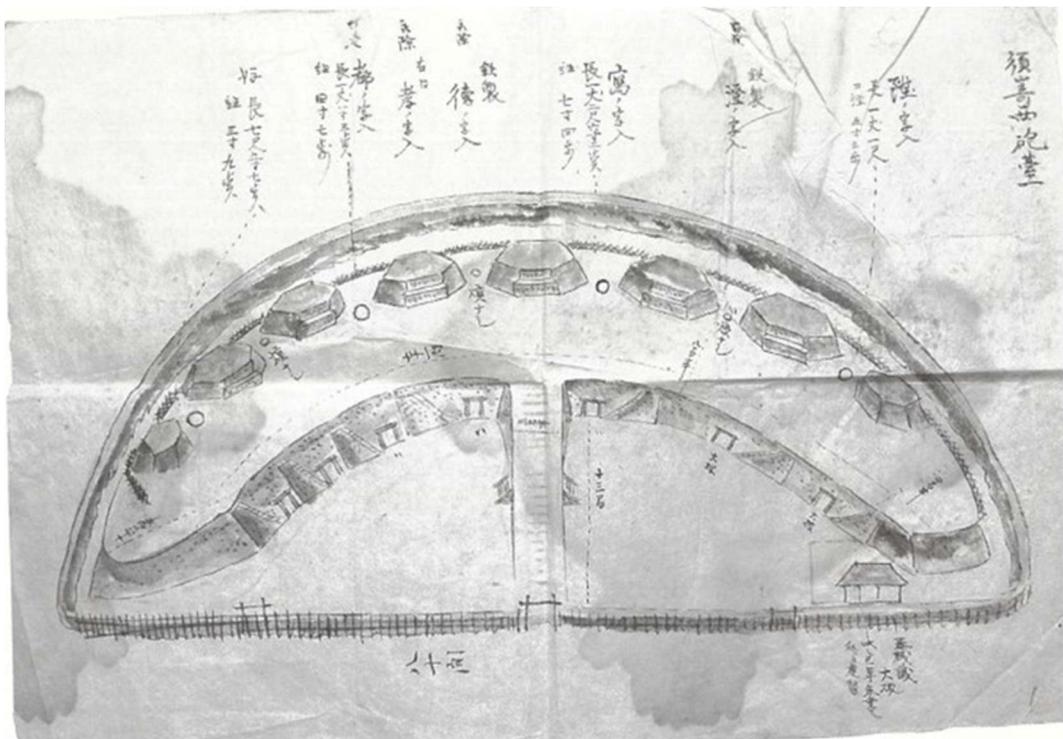
第4節 史跡の調査結果

1 本史跡に関する文献資料調査

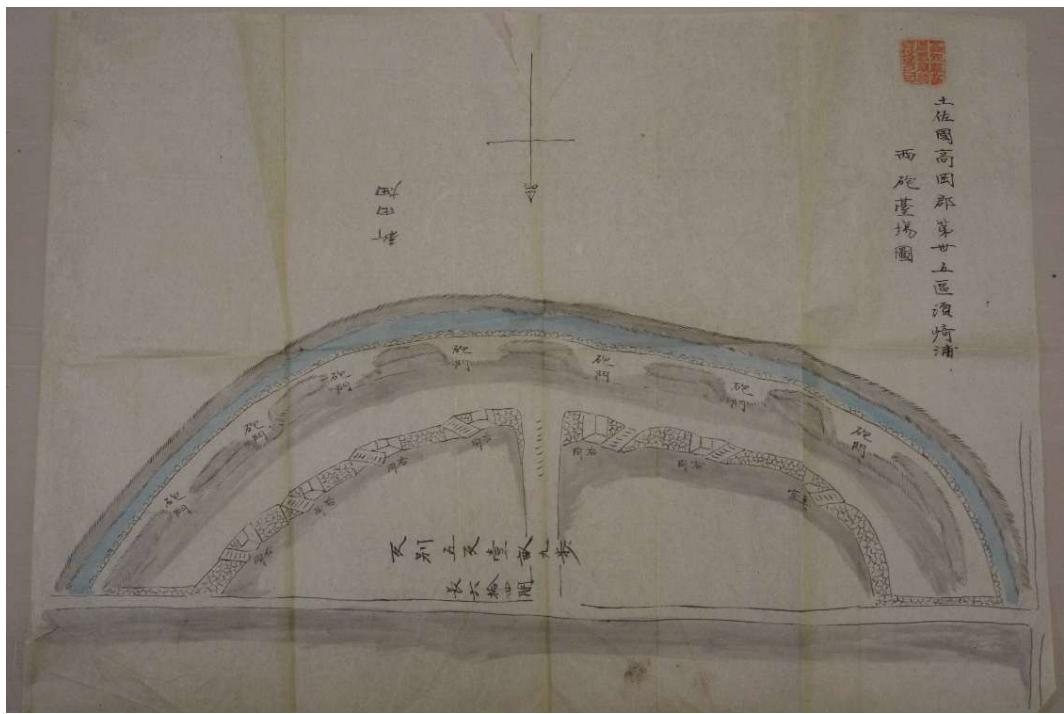
土佐藩砲台跡の歴史的価値を裏付けるため、文献資料調査を行った。本史跡に関するものを以下に示す。

表2 文献資料調査結果

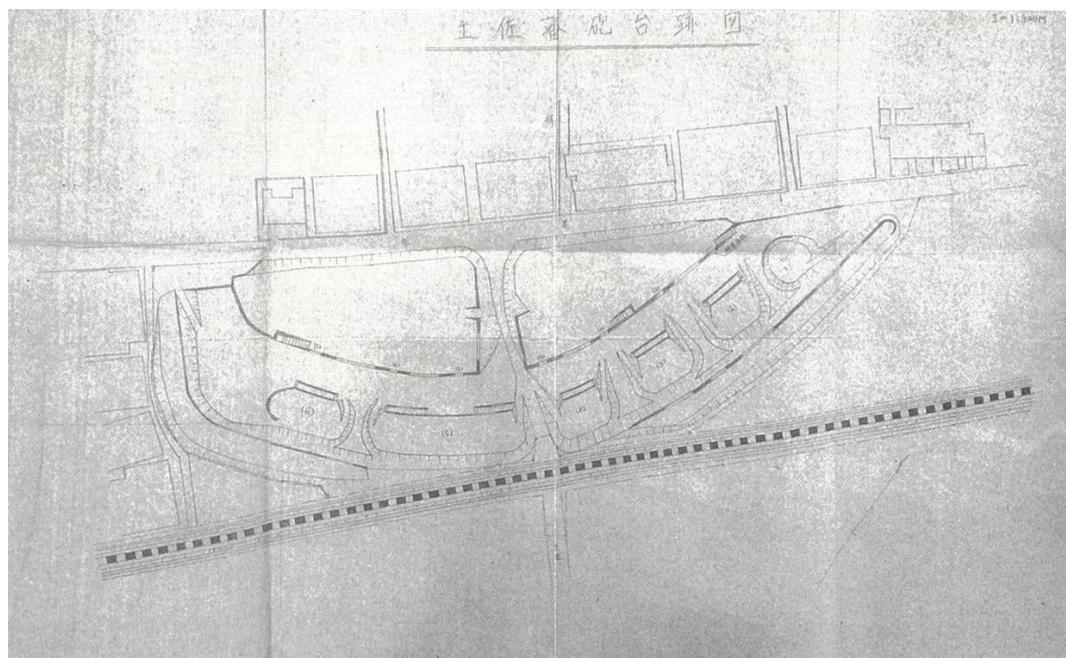
資料名	種別	年代	概要	所蔵者
西砲台絵図	絵図	不明	山内家に伝來した砲台の絵図である。	高知県立高知城歴史博物館
西砲台絵図 (『富原文庫蔵陸軍省城絵図-明治五年の全国城郭存廃調査記録』)	絵図	明治時代 初期	昭和19年(1944)に須崎町立図書館で発見された絵図である。山内家に伝來した絵図と比べ、細部を略している。	須崎市教育委員会
西砲台平面実測図	実測図	昭和30年代	砲台跡の詳細な平面図である。	須崎市教育委員会



西砲台絵図 (『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020より)



西砲台絵図（『富原文庫蔵陸軍省城絵図-明治五年の全国城郭存廃調査記録』より）



西砲台平面実測図（『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020 より）

2 確認調査

本史跡は、西浜公園として史跡指定前から市民の憩いの場として愛されてきた。また須崎湾県立自然公園の一部でもあり、史跡指定地内には史跡と無関係の工作物が点在している。平成20年（2008）にこれらの工作物の一部について撤去を行ったが、それに際して遺構の状態の確認調査が併せて実施された。

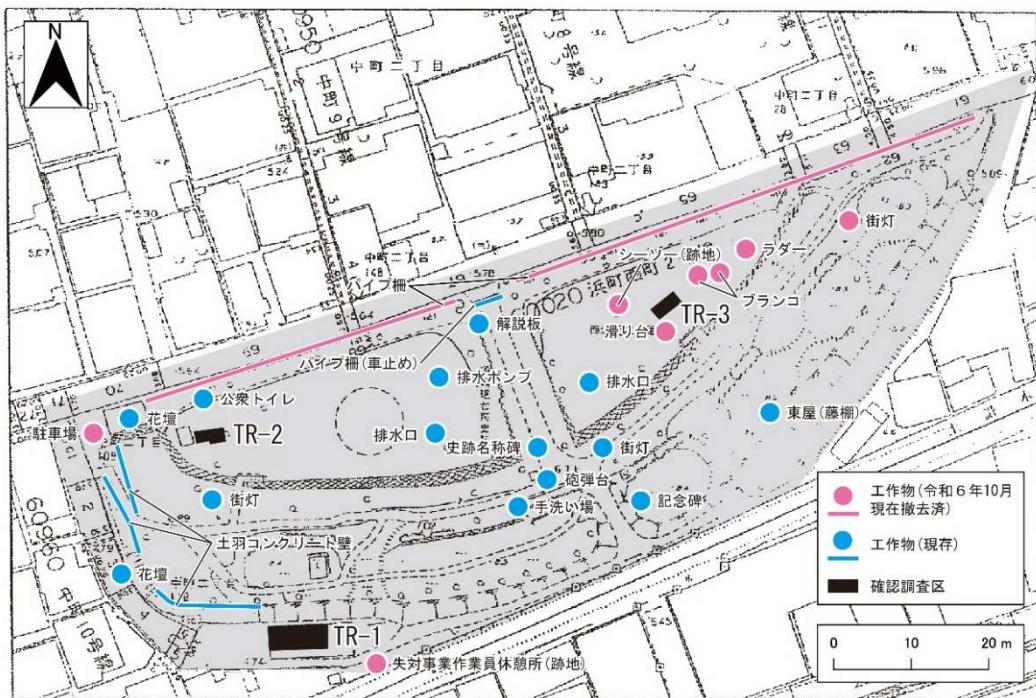


図6 土佐藩砲台跡調査箇所図・工作物配置図
（『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』2008 p. 4より加工して作成）

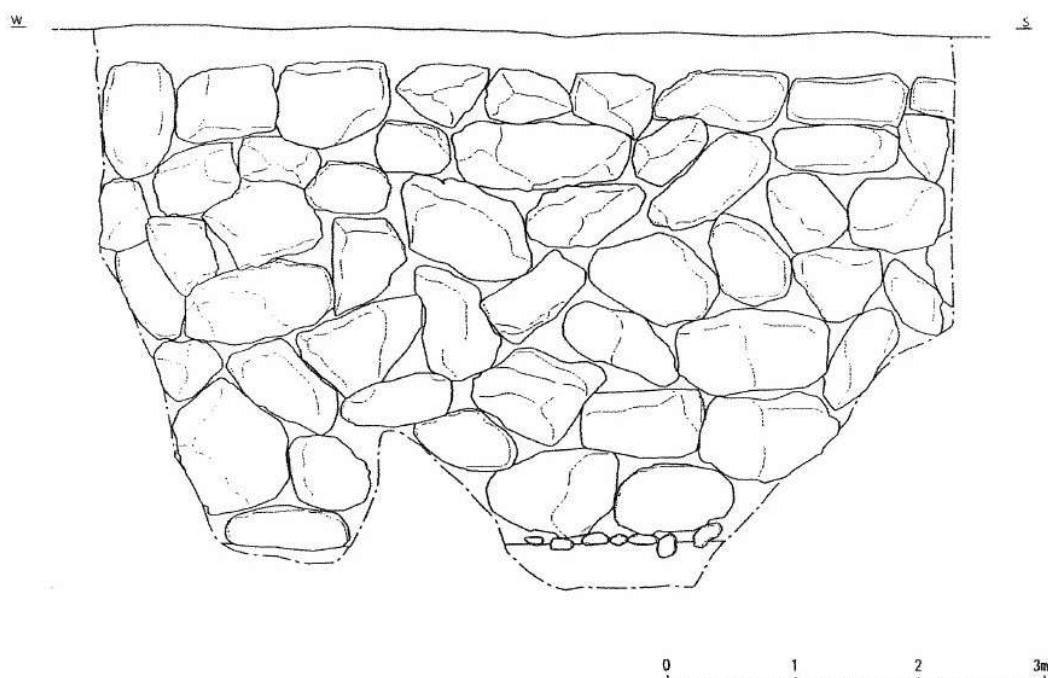
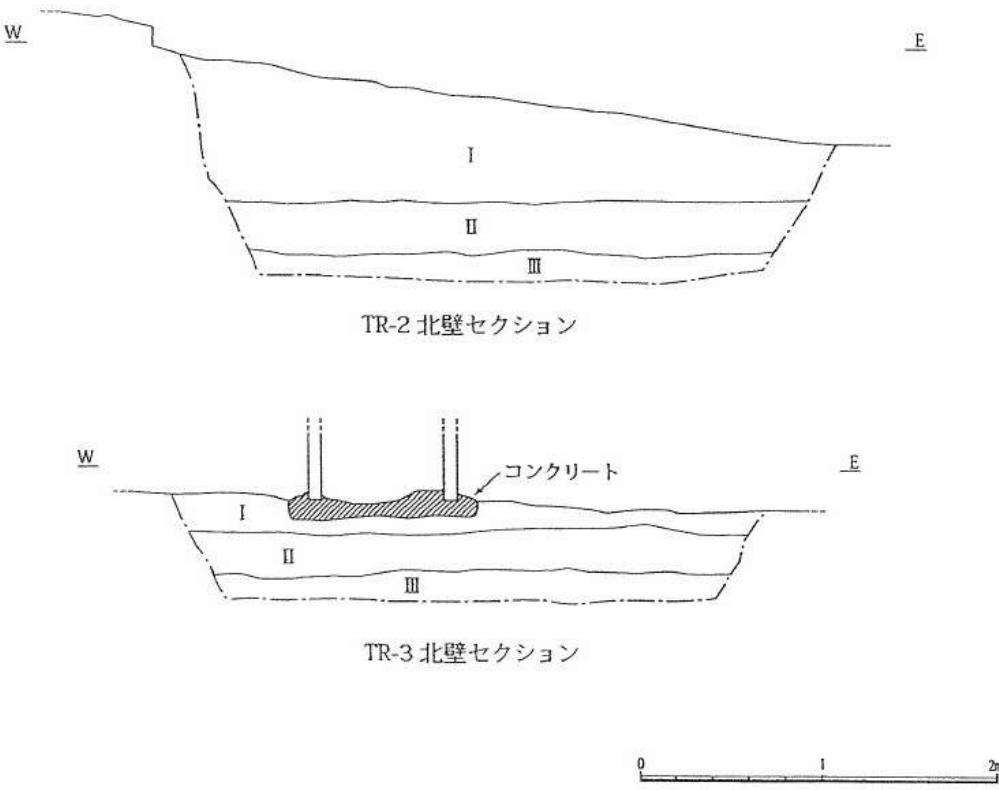


図7 TR-1 石垣立面図
（『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』2008 より）



層序

- I層 小～中礫を含む褐灰色(10YR5/1)シルト質細粒～極粗粒砂層(盛土)
- II層 小礫を含む黄灰色(2.5Y4/1)シルト質細粒～粗粒砂層(陶磁器等を含む)
- III層 小礫を含む暗灰黄色(2.5Y5/2)中粒～粗粒砂層

図8 TR-2・3 土層断面図 (『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』2008より)

TR-1では、砲台跡土塁外壁の下部に高さ3.7mの石垣が確認された。50～80cmの砂岩の自然石を利用した野面積みで、基盤層である砂層に10～20cmの小礫を敷き詰めて構築している。

TR-2、TR-3は、礎石等の建物跡の痕跡は発見されていないことから当該期の遺構は検出できなかったが、近世陶磁器である肥前磁器碗や皿が出土した。

土塁内側の石垣は、隅角部に算木積みの手法が残存しており、積み方も野面積みを踏襲している。また築石が斜めに積まれており石垣構築技術の落とし積みが確認できる箇所がある。

3 現況計測

令和6年(2024)に現況計測を行った。同計測は、現時点の地形や石垣の形状を記録し、今後の現状変更や改修等に係る基礎データとするものである。計測の概要は以下のとおりである。

実施項目：4級基準点／水準測量、現況測量／地形図作成、石垣測量、石垣状況調査
 図面作成：現況地形図 (A=6, 129 m² S=1/500) 1枚
 石垣立面図 (N=10箇所 S=1/20) 10枚
 石垣エレベーション図 (N=117枚 S=1/20)

(1) 地形計測

現況測量の成果をふまえて作成した現況地形図は下記のとおりである。



図9 現況地形図

(2) 石垣計測・石垣状況調査

石垣測量および石垣状況調査の対象とした石垣を表3および図10に示す。

これらの石垣を測量し、立面図および横断面のエレベーションを作成すると共に、割れ石や欠損石の有無および孕み状況についての目視調査を実施した。

表3 石垣調査内訳

番号	長さ (m)	最大高 (m)	番号	長さ (m)	最大高 (m)
①	8.0	1.0	⑥	12.0	1.6
②	9.0	1.5	⑦	15.0	1.0
③	7.5	1.6	⑧	50.0	2.5
④	10.0	1.5	⑨	60.0	2.5
⑤	25.0	1.5	⑩	10.0	2.0



図10 石垣測量位置図

(3) 石垣の状況

石垣測量および石垣状況調査の結果は下記のとおりである。

a) 石垣の現況

石垣は概ね野面石で構築されているが、天端石および石垣⑧、⑨の薬室入口角部においては面が出るよう加工整形された石材が用いられている。

積み方については布積みを基本としているが、石垣⑧、⑨では、部分的に積み方が乱れると共に石の大きさが小さくなる区間が確認されている。また、同薬室入口角部においては算木積みが用いられている。

石垣は薬室付近を除いておおむね良好な状態が維持されているが、薬室付近においては孕み出しが確認されており、特に⑧-3および⑨-4に位置する薬室付近において顕著であった。これらの孕み出しへは、薬室を埋め戻した際に投入された石、土砂等によって隣接部の土圧が上昇した結果と推測される。

また、石垣⑨-5から⑨-6にかけても孕み出しが確認されたが、この区間では薬室との関係性は確認できなかつた。孕み出しの形態も他の区間と異なるため、石垣の積み方自体が他の区間と異なる可能性がある。

いずれにせよ、これらの孕み出し部分については、孕み出しが進行していないか、経過観察が必要である。

その他、石垣⑤、⑥、⑦においても軽微な孕み出しが確認された。いずれも低い石垣であり、最初からこのような勾配で積まれた可能性も考慮される。

石材の抜けは、石垣⑥で1か所、石垣⑦で1か所、石垣⑧で2か所、石垣⑨で1か所確認されている。いずれの箇所でも石垣自体への影響は確認されなかつた。



薬室周辺の孕み（石垣⑧-3）（2025年撮影）



石垣下部の孕み（石垣⑥-3）（2025年撮影）



石材の抜け（石垣⑧-6）（2025年撮影）

b) 石材の現況

割れている石材が主要石垣⑧、⑨で多く確認されている。全体に石材の多くに表層の剥離やヒビが確認されており、それらが進行することで割れにつながっていると考えられる。



石材の割れ（石垣⑧-2）
(2025年撮影)



石材の割れ（石垣⑨-2）
(2025年撮影)



石材の割れ（石垣⑨-2）
(2025年撮影)

石垣の劣化状況は下記平面図のとおりである。

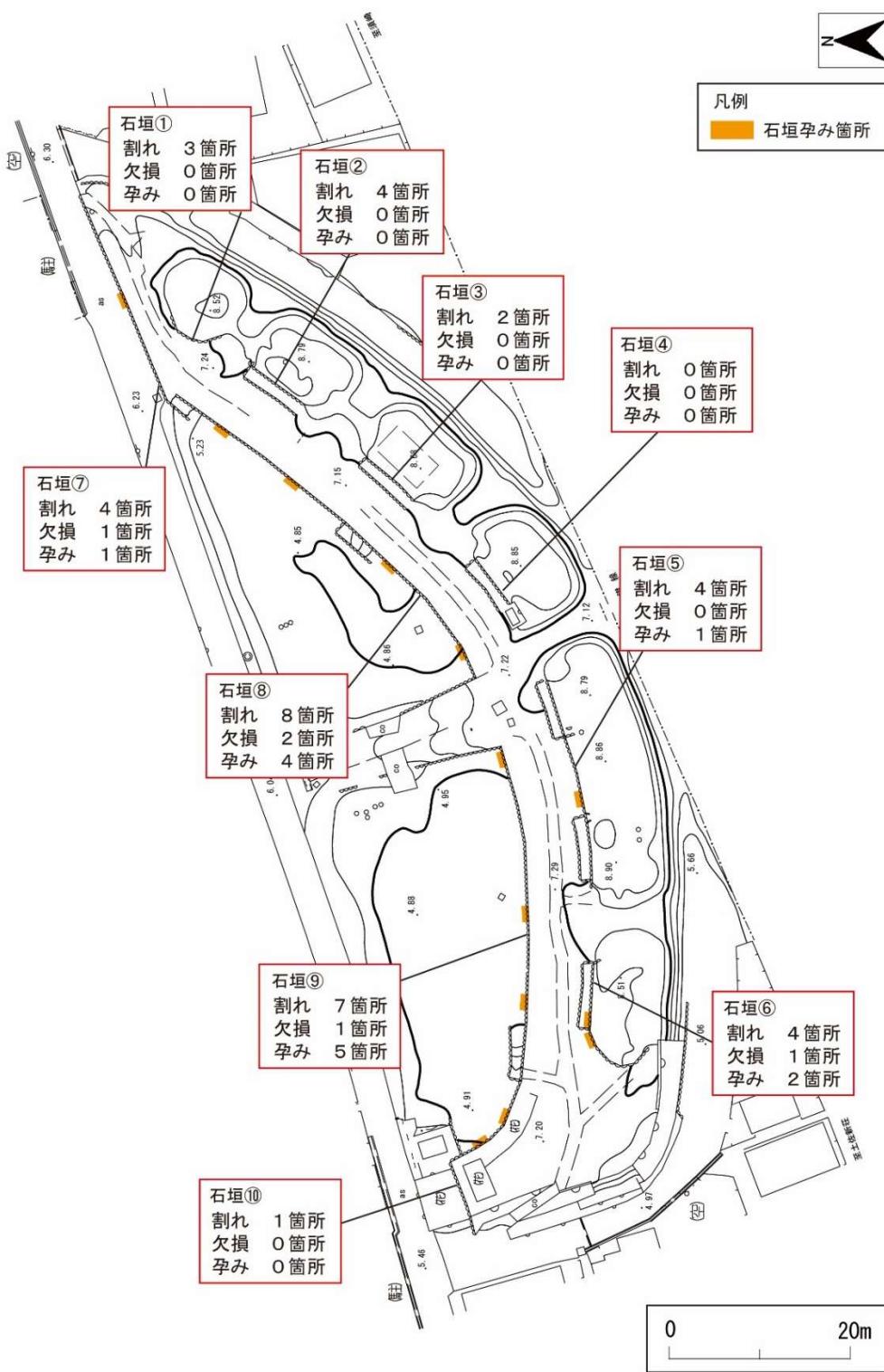


図 11 石垣劣化状況平面図

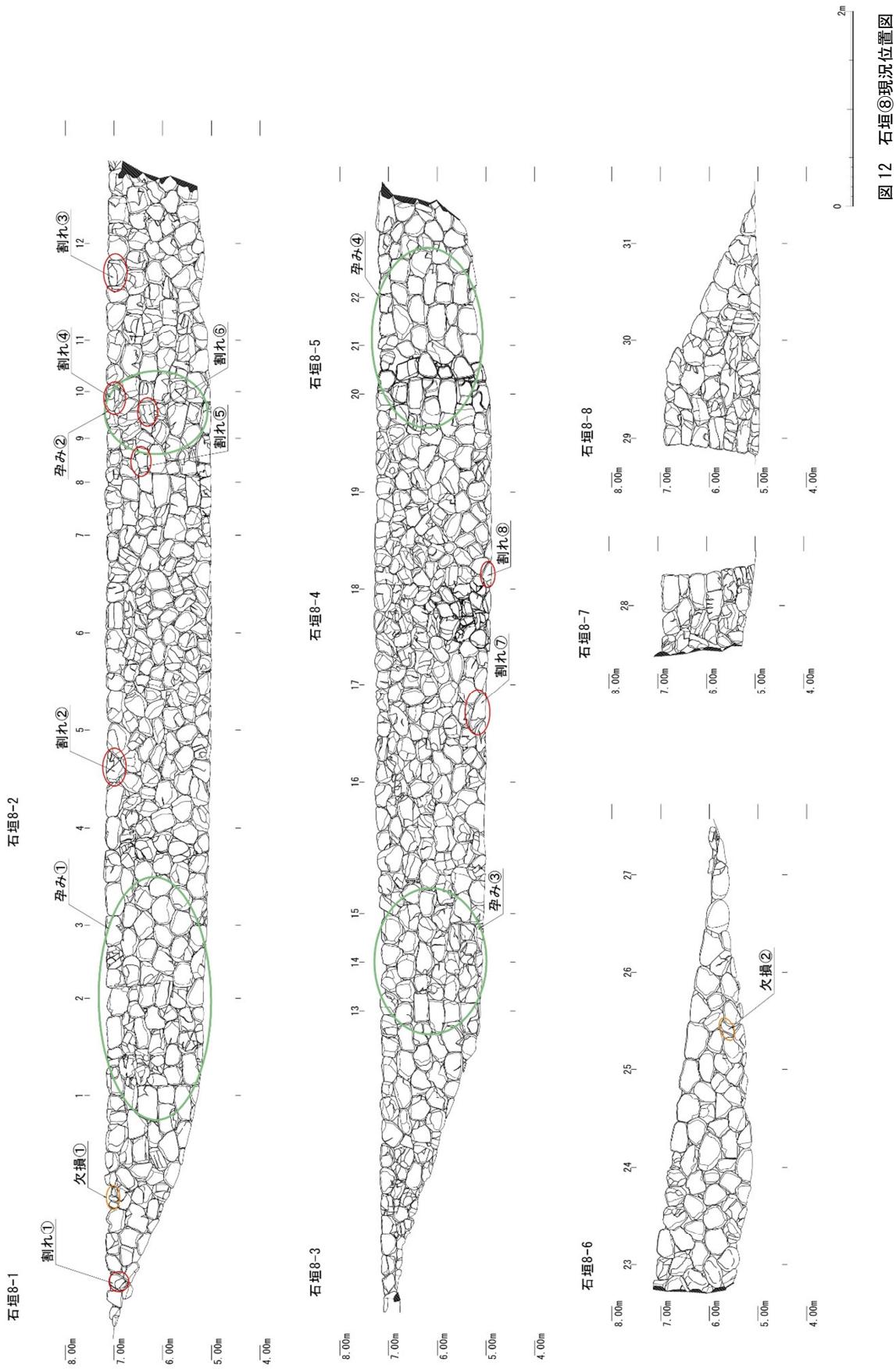


図 12 石垣⑧現況位置図

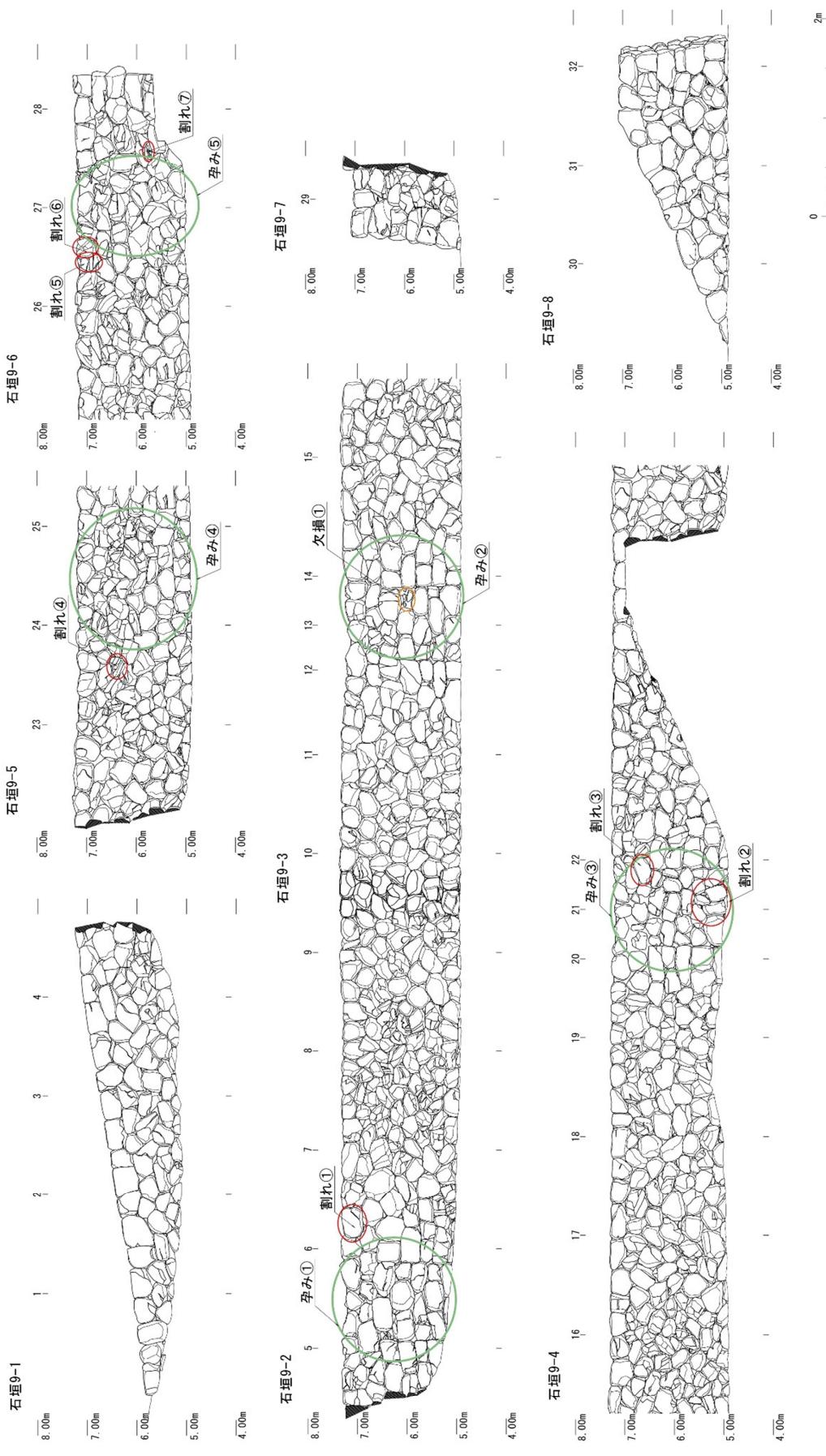


図 13 石垣⑨現況位置図

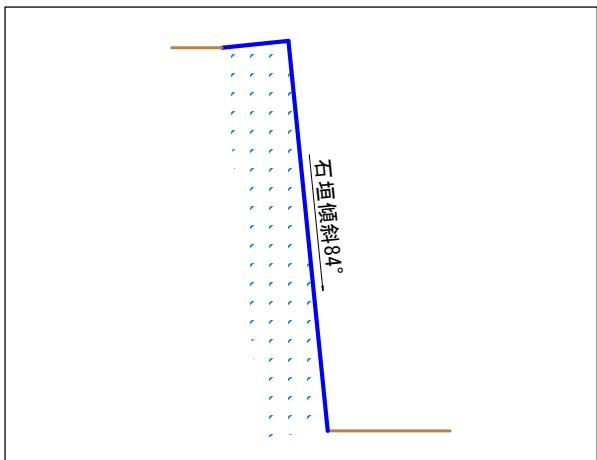


図 14 石垣⑧標準横断図

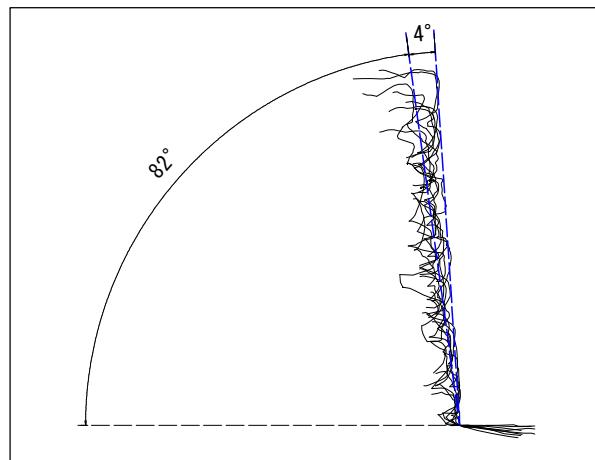


図 15 石垣⑧健全部横断重ね図

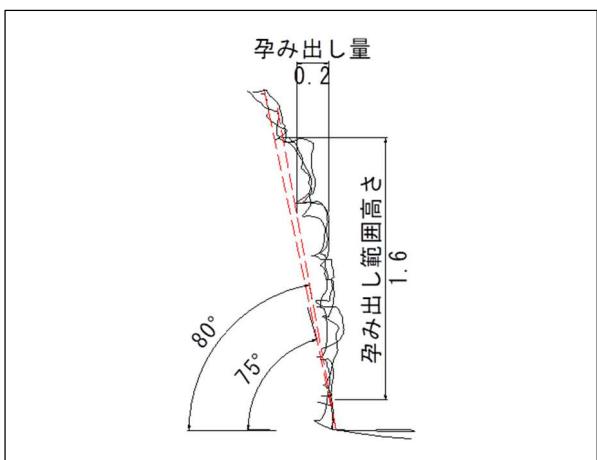


図 16 最大孕み出し状況：石垣⑧-3（薬室付近）

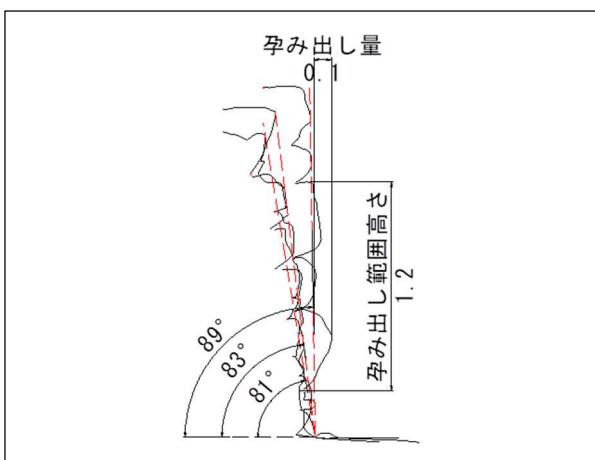


図 17 孕み出し状況：石垣⑧-1（薬室付近）

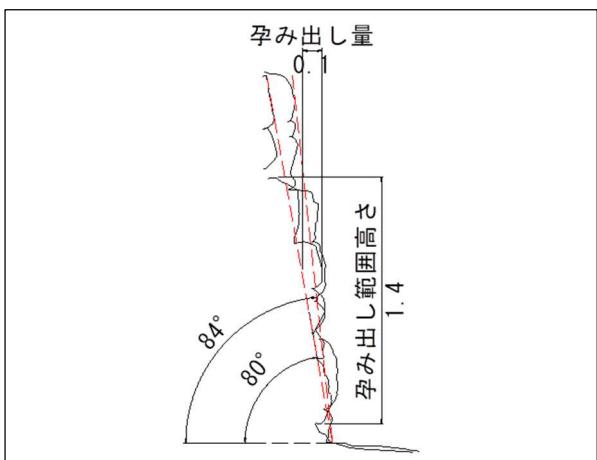


図 18 孕み出し状況：石垣⑧-2（薬室付近）

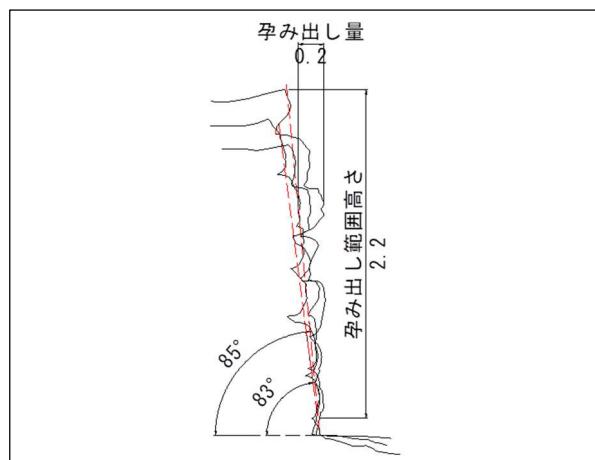


図 19 孕み出し状況：石垣⑧-5（薬室付近）

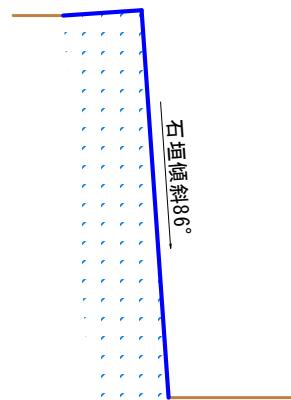


図 20 石垣⑨標準横断図

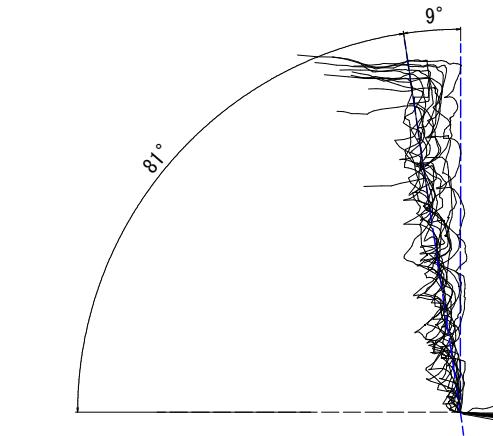


図 21 石垣⑨健全部横断重ね図

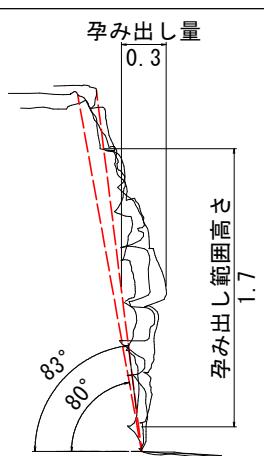


図 22 最大孕み出し状況：石垣⑨-4（薬室付近）

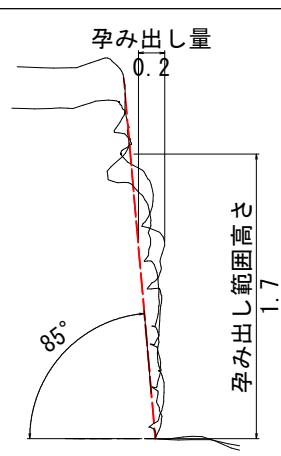


図 23 孕み出し状況：石垣⑨-2（薬室付近）

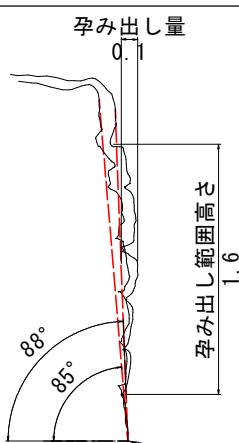


図 24 孕み出し状況：石垣⑨-3（薬室付近）

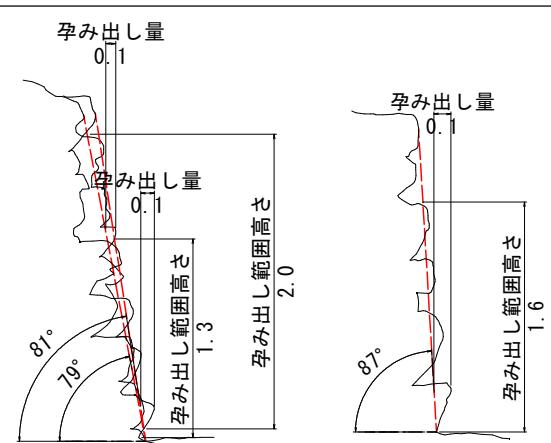


図 25 孕み出し状況：石垣⑨-5 および⑨-6

第5節 史跡を取り巻く環境

1 自然的環境

(1) 位置

須崎市（以下、「本市」という。）は高知県の中央部に位置している。南は土佐湾に面しており、北東部は土佐市、北は佐川町、北西は津野町、南西は中土佐町に接している。市域は東西約25km、南北約13kmで面積は135.20km²で、高知県の市町村内で19番目の大きさである。本史跡は、須崎市中心街にある中町にあり、JR四国（旧国鉄）を挟んだ南側には富士ヶ浜が広がり、須崎湾口部に位置している。

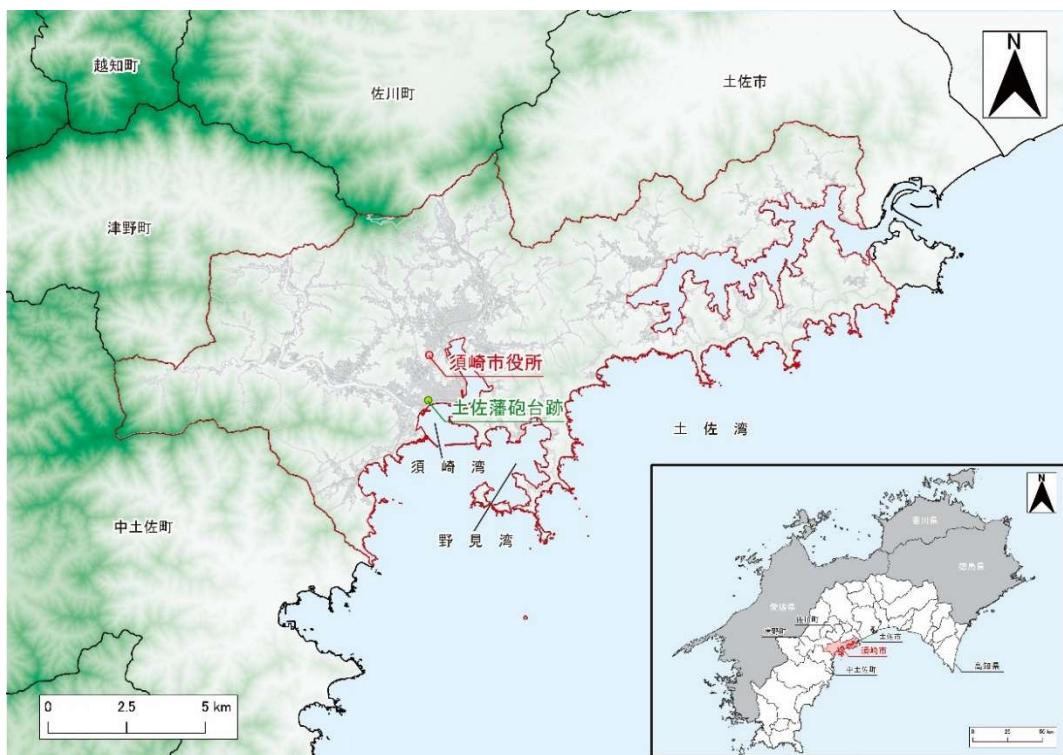


図26 須崎市位置図
(国土数値情報「行政区域」、基盤地図情報を加工して作成)



図 27 土佐藩砲台跡位置図
(国土数値情報「行政区域」「鉄道」等を加工して作成)



図 28 須崎湾航空写真
(国土交通省 四国地方整備局「須崎港」を一部加工して作成)



土佐藩砲台跡（2025年）



土佐藩砲台跡と須崎湾（北西方面より撮影）（2024年撮影）



土佐藩砲台跡と須崎湾（北東方面より撮影）（2024年撮影）



土佐藩砲台跡と須崎湾奥を望む（南西方面より撮影）（2023年撮影）

(2) 地形

本市には、北部に標高 770mの蟠蛇森と 675mの虚空蔵山を擁する不入山系が東西に走る。蟠蛇森と虚空蔵山を結ぶ稜線は佐川町との境界を画しつつ、東へ延び土佐市北方の山嶺に連なる。不入山系の南面は仏像構造線と呼ばれる断層崖をなし、崖下には標高 200~300mの丘陵が広がる。丘陵は浦ノ内地区北部に延び、御領寺山系となり土佐市南方との境界を成し、多ノ郷付近では陥没と川の浸食による小平野を形成している。

南西部には、842mの綱付山を擁する綱付山系が東西に走る。綱付山系から須崎湾をはさんだ反対側には海蔵寺山系がさらに東に延び、浦ノ内湾まで広がっている。海蔵寺山系にある 280mの法印山から南に向かう分脈は土佐湾に突き出した岬を形成し、南端の蜂ヶ尻の沖に神島、中ノ島、戸島が浮かび、野見湾を囲む。

本市の代表的な水系として、新莊川があげられる。同河川は津野町に源を発し、支流を集めながら東流し、上分付近で南に向きを変え、依包川と合流して東に向かい、新莊平野を流れ、須崎湾に注ぐ。本史跡は新莊川が形成した沖積地にあり、須崎湾口に面している。また桜川は佐川町に源を発し、東南に流れて吾井郷（現吾桑）の小平野を形成しており、河口付近で押岡川を合わせて須崎湾に注ぐ河川である。

本市にある須崎湾、野見湾、浦ノ内湾は、複雑な入り江をもつリアス海岸のため、本市の海岸線は120.50 kmとなり、高知県内では2番目に長い海岸である（「第5回自然環境保全基礎調査・海辺調査データ編」平成10年参照）。本史跡が面する須崎湾は、海岸線 40.35 km（1996年時点）、最大深度 16mで、大間へ続く湾内は 10m区域が広がっており、全体的に水深が深く、古くから天然の良港として、現在でも物資の流通拠点として栄えている。昭和 40 年（1965）に国の定める重要港湾に指定され、また平成 26 年（2014）には、港湾取扱貨物量が四国一となり、今まで大型船舶の入出港する県内最大の国際貿易港として発展している。

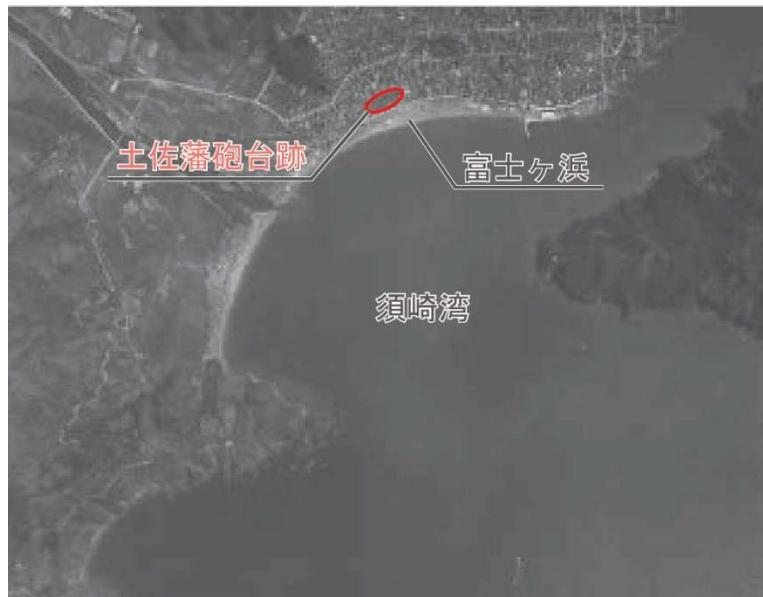


図 29 昭和 37 年時の須崎湾
(国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」を一部加工して作成)

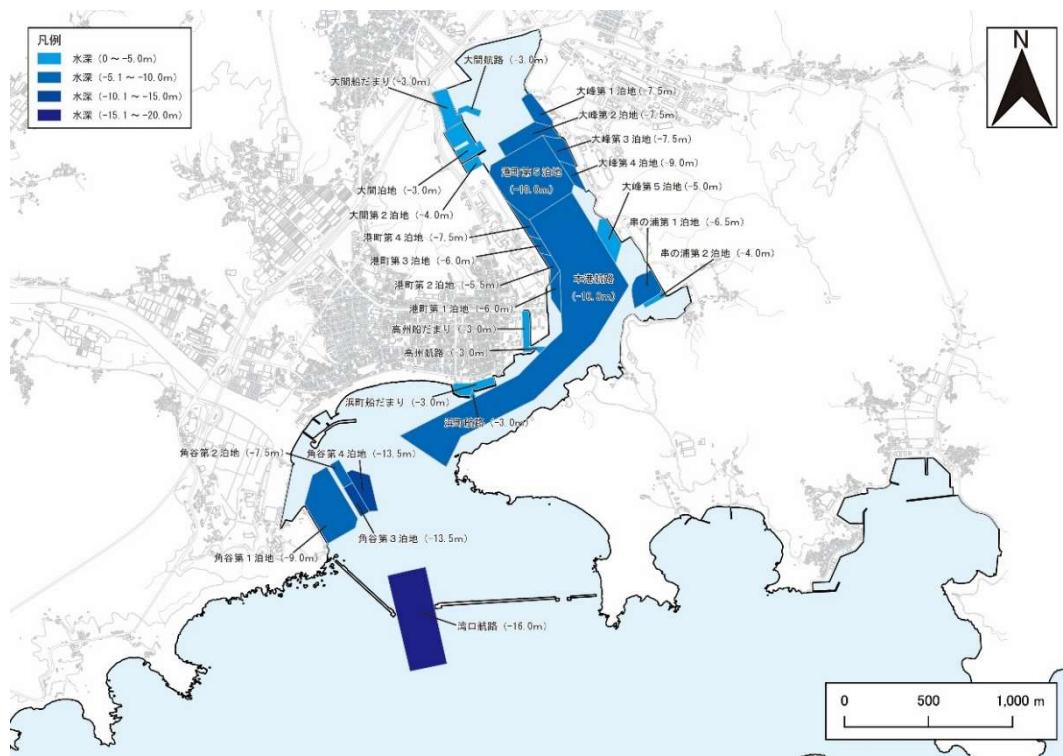


図 30 須崎湾水深図

(国土数値情報「行政区域」等、基盤地図情報を加工、『高知県公報号外第 28 号』を参考に作成)

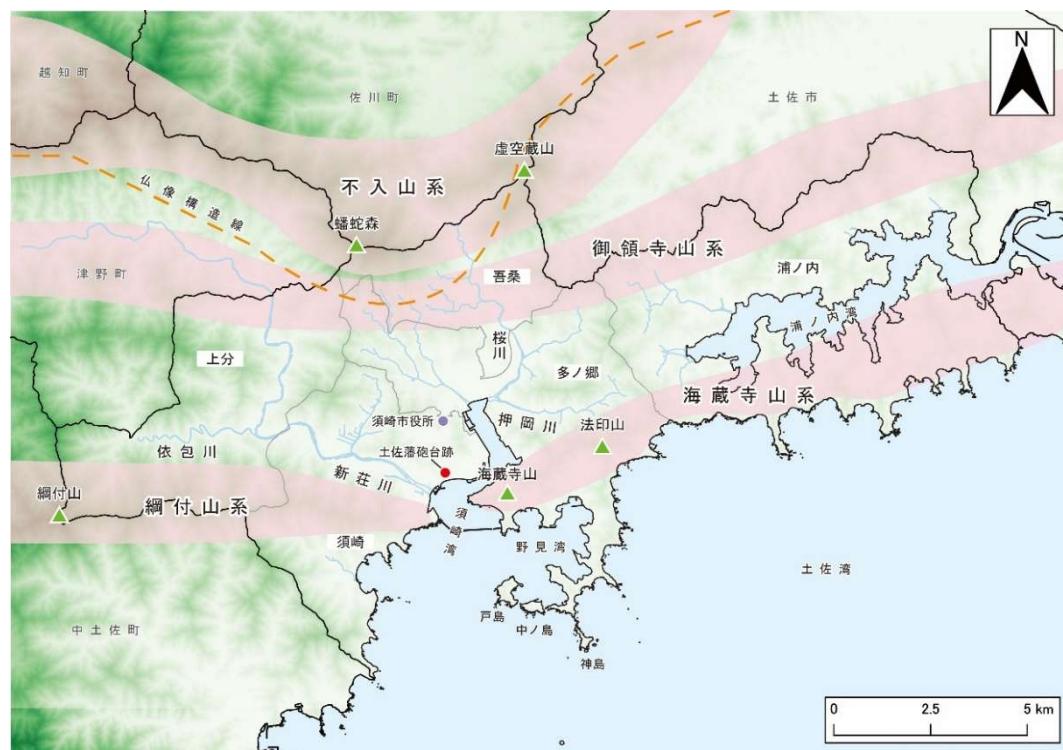


図 31 須崎市地形図

(国土数値情報「行政区域」等、基盤地図情報を加工して作成)

(3) 地質

本市の大部分は、地質構造上の特色から四万十帯に属しており、北より堂ヶ奈路層、半山層、須崎層の順に分布している。堂ヶ奈路層は、仏像構造線によって北側は虚空蔵山層群に接し、南側は半山層と接している。厚さ 200mで砂岩泥岩互層、石灰岩、砂岩等の小レンズを挟む泥岩である。

半山層は、堂ヶ奈路層より西方の津野町付近に広がっている。厚さ 1,300mでチャート、砂岩、泥岩である。

須崎層は、本市から土佐市にかけて分布している。この地域では砂岩、泥岩、チャート、石灰岩によりなっている。泥岩は灰色ないし暗灰色で部分的に砂質になる。

本史跡が位置している周辺では、地表から 0.5m程度の厚さで表土が堆積しているが、その下層には海に起因する堆積層が広がっている。表土の下から 10m程度までは砂混じりの礫を主とする層があり、海岸の堆積物と考えられている。地表 10~15mでの礫は大きく、波の影響が大きいものと考えられている。16~20mにかけては内湾的要素が強く、貝類が多量に生息していた。20~27mは、火山灰が厚く堆積しており、九州方面の火山噴火の際の降灰とみられており 7~8000 年前と推定されている¹⁾。

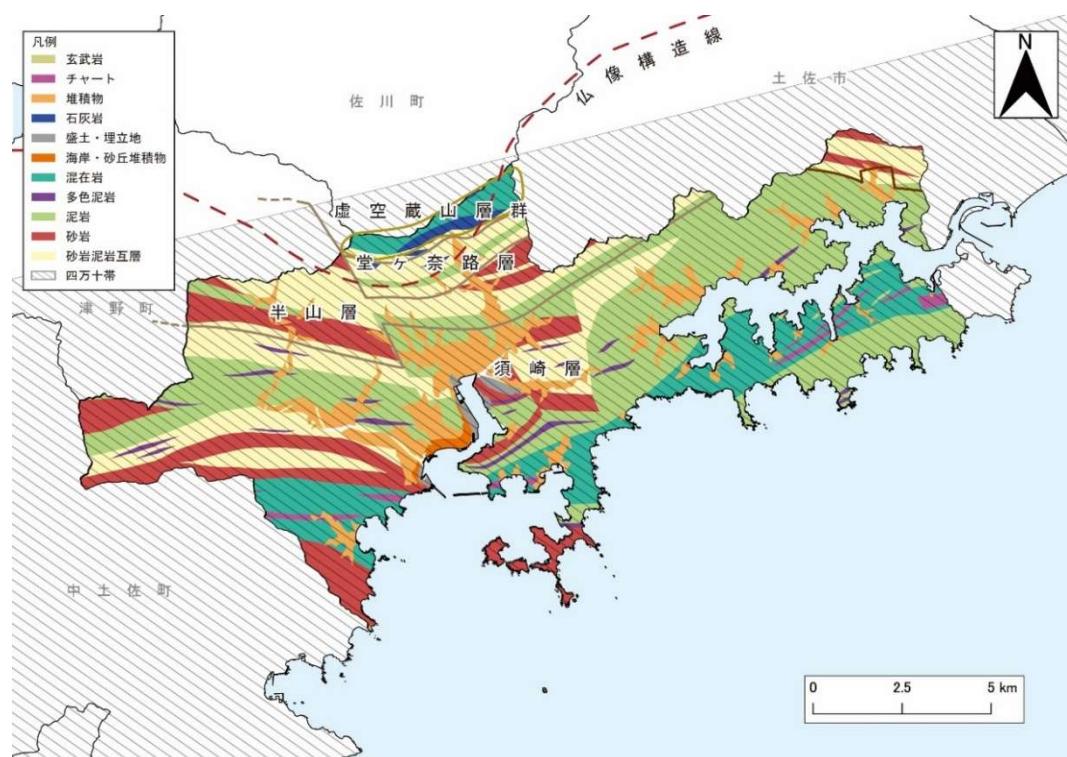


図 32 須崎市地質図
(『20万分の1日本シームレス地質図』産総研を加工して作成)

¹⁾ 須崎総合庁舎建設時のボーリング調査結果を参考に記載している。

(4) 気候

本市の気候は、四国山地を背景に北風がさえぎられ、南は黒潮が流れる土佐湾に面しており、非常に温暖である。冬季は北西の季節風が強いが、降雪は極めて少ない一方、夏季には太平洋側の湿った空気によって雨雲が発達するため雨量は全国でも年間を通して多い地域である。高温多湿で作物の育成に好適である。

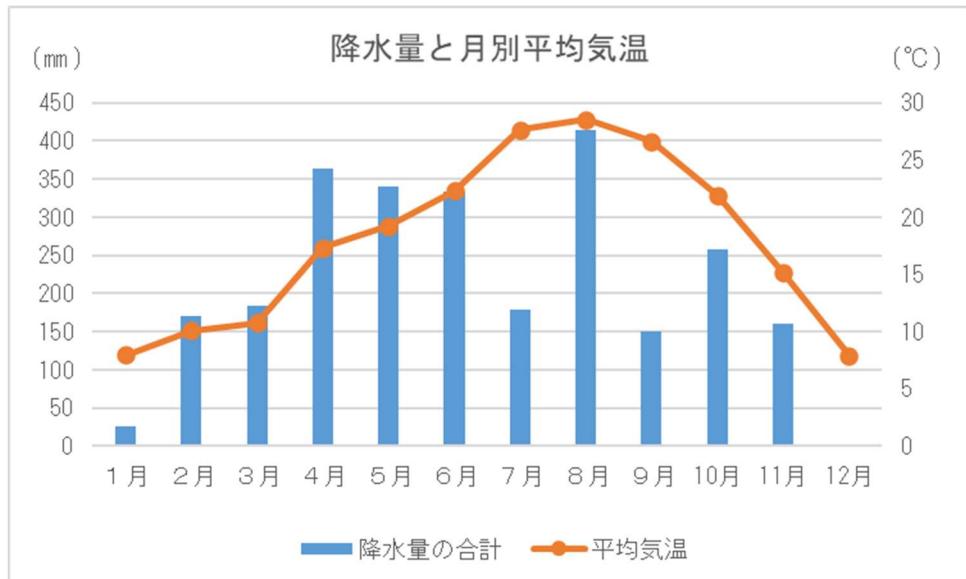


図33 降水量と月別平均気温
(気象庁過去データ 2024年を基に作成)

(5) 植生

山地では、スギ・ヒノキ・サワラ植林やシイ・カシ二次林が広く見られ、一部に竹林やタブノキ・ヤブニッケイ二次林が分布している。

本史跡は市街地内にある植栽樹群地に位置しており、市街地周辺にはシイ・カシ二次林、畑雜草群落が広がっている。川沿いには水田雜草群落、野見地区の沿岸部ではタブノキが分布しているなど、地形に応じて様々な植物がある。

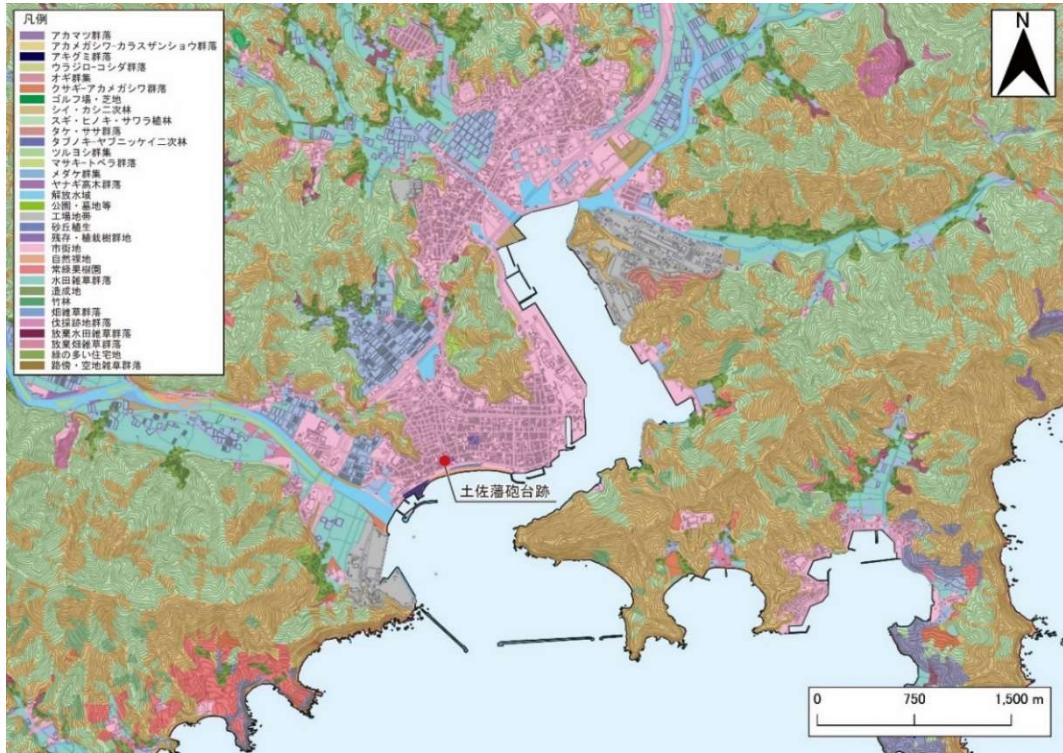


図34 土佐藩砲台跡周辺の植生図
(「第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(生物多様性センター環境省)、
基盤地図情報(基本項目データ)を加工して作成)

(6) 動物相

『高知県レッドデータブック 2018 動物編』に記載された希少種や絶滅危惧種のうち、哺乳類1件、鳥類1件、爬虫類・両生類1件、魚類9件、甲殻類24件、昆虫類1件、貝類14件が本市で確認されている。また昭和54年(1979)に新莊川で最後に生息が確認されたニホンカワウソは、平成24年(2012)に絶滅種に指定された。



ニホンカワウソ(須崎市HPより)

2 歴史的環境

(1) 須崎市の歴史

本市は高知県中西部の東端に位置し、北は四国山地、南は土佐湾に接している。市の東には土佐市、北は佐川町、津野町(旧葉山村・東津野村)、西は中土佐町(旧中土佐町・大野見村)に接している。本市の水系には、高岡郡津野町鶴松ヶ森を源とし、市を流れ、須崎湾に注ぐ河川延長25kmの新莊川がある。他に須崎市東部を流れ須崎湾に注ぐ桜川や押岡川、御手洗川があり、浦ノ内湾に注ぐ小河川がある。

この水系周辺に人々は住んだと思われる。本市では、旧石器時代の遺跡は確認されていないが、四国山地の高岡郡梼原町には四万十水系の梼原川支流、北側の河岸段丘に旧石器時代と縄文時代前期の初瀬影野地遺跡がある。新莊川流域の縄文時代遺跡として、津野町(旧葉山村)新土居遺

跡、永野遺跡、姫野々上町遺跡がある。なお、四万十川源流域の津野町（旧東津野村）には、縄文時代早期の船戸遺跡がある。

神田の飛田坂本遺跡試掘調査では、縄文時代晚期の遺物が出土している。さらに平成5年（1993）12月と平成6年（1994）1月の分布調査で多ノ郷甲岩永遺跡と浦ノ内西分字菊畑の切畑遺跡から縄文時代の石鏃が表採されている。また、佐川町不動ヶ岩屋洞穴遺跡から貝製の装飾品が出土していることから、山地の縄文人が尾根伝いに海岸部まで来ていたことが想定される。

弥生時代は、日本で稻作が始まり、金属器等が広く使用され、小国が成立した時代である。市内の弥生時代の遺跡は、新莊川と桜川流域に分布している。遺跡には、吾井郷甲の弘岡乙丸遺跡、下郷中の増岡遺跡（下郷遺跡）、多ノ郷の古田（フルタ）遺跡等がある。弘岡乙丸遺跡や増岡遺跡は標高60mの位置にあり、弥生中期後半から中期末の土器が発見されており、高地性集落遺跡の可能性が指摘されている。古田遺跡は須崎湾に接する丘陵に位置し、ほぼ完形の土器が出土しており、墳墓遺跡と想定されている。神田の飛田坂本遺跡からも中期の弥生土器が出土している。

本市からは青銅器が多く出土している。賀茂神社（多ノ郷）には古来より伝来されている銅劍が1口、須崎波介遺跡からは昭和29年（1954）に銅劍が3口（東京国立博物館蔵）、須崎湾に注ぐ桜川流域の須崎市吾井郷から銅劍形石劍（高知県立歴史民俗資料館蔵）が1口出土している。本市周辺にみられる銅劍は、須崎湾沿岸部及び葉山村の新莊川流域にみられ、山の斜面中腹に埋納されたもので、現河川流域に分布している。また本市に分布する銅劍は、銅劍の分類からすると細形銅劍と中細形銅劍であり、県内でも銅劍が早くから流入してきた地域といえる。また、神田の飛田坂本遺跡からは、銅矛が明治17年（1884）に2口出土しているが、現在所在不明となっている。

古墳時代の遺跡としては、吾井郷神田の須崎道路関連遺跡からは土師器や須恵器が出土しており古墳時代の流路跡が確認され、近隣に集落の存在が想定されている。古墳は、浦ノ内灰方で2基確認されており、いずれも現在の海岸線近くの標高10mほどに位置している。1号墳は横穴式石室を伴う円墳で、須恵器と金環が出土している。2号墳は土師器と須恵器が出土している。この2基の古墳は、灰方古墳群とも呼称され、6世紀末から7世紀初頭の古墳と考えられ、海部郷との関係が考慮される。なお、野見湾に浮かぶ戸島（標高113m、面積0.11km²）には、戸島遺跡があり、弥生土器、土師器、須恵器、備前等が出土している。

『日本書紀』の天武13年（684）10月14日の条によると、大地震が発生し、土佐国では五十万余万頃の田畠が沈み、調を運ぶ船が流失したとある。これは白鳳南海地震と呼ばれ、南海トラフ地震の事とされている。本市も被害にあっていると思われるが、近年発掘調査がされているものの、痕跡は未だ確認されていない。

『続日本記』によると神亀元年（724）、土佐国は流罪のうち最も重い刑である遠流の地と定められた。神護景雲3年（769）には、不破内親王は天智天皇のひ孫である氷上志計志麻呂を皇位につけようと称徳天皇を呪詛したとして内親王を廃し、氷上志計志麻呂は土佐国に配流された。氷上志計志麻呂のその後の消息は不明であるが、須崎市野見に天文24年（1555）銘の伝氷上志計志麻呂板碑と五輪塔が金毘羅山頂親王宮にある。

飛田坂本遺跡からは遺構に伴っていないが、古代の土師器や須恵器（搬入品）が出土しており、須恵器碗底には「口道」と墨書されたものが確認されており、8世紀～9世紀の所産と考えられ

ている。また、10世紀初めに成立した『延喜式』では、沼山村馬牧の存在がみられその所在地として從来より須崎市浦ノ内説があるが、諸説であり定説に至っていない。

平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』には土佐国内の安芸、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多の7郡43郷が記されている。高岡郡は吾川郡8郷のうち、高岡、海部、吾川、三井郷の4郷が承和8年(841)に分割して成立したとされる。須崎地域の大部分は海部郷となったとされるが、須崎市東部から土佐市にかけての海沿いも含まれたと考えられている。

鴨御祖社(現京都府下鴨神社)領として、寛治4年(1090)に潮江荘(高知市)が立荘されるが、康和元年(1099)の康和地震により、潮江荘1,000余町が海没した。そのため、康和2年(1100)国衙領であった高岡郡吾井郷津野保が代替地として立荘され、津野荘とした。その後、開発が進み多ノ郷や神田に拡大、鎌倉時代初期までには新荘川流域に荘域が拡大され、津野新荘とされた。津野荘は鎌倉時代には山間部まで荘域を広げ、津野本荘といわれた。それらのことを物語るように当地に賀茂神が勧請され、荘園の鎮守とされた。多ノ郷賀茂神社には、『土佐國古文叢』によると「土州高岡郡津野庄多野郷賀茂本地佛 寿永二年(1183)正月日」とあり、本地仏があったことが記されている。また、賀茂神社には鎌倉時代後期の造立と考えられる高さ4.25mの花崗岩製の十二重塔(『南路志』には十三重塔との記載あり)があり、軸部に金剛界四仏の梵字を薬研彫りしている。花崗岩は六甲山産と考えられ、当時港より搬入されたものと考えられる。

13世紀末には、荘園領主と地頭の二重支配の中で紛争が発生し、正安3年(1301)に下地中分を行い、津野新荘は須崎、新荘、上分にわたる範囲とされた。津野新荘は、津野新荘里方と葉山、津野方面を津野新荘山方とし、それぞれに預方が置かれた。鎌倉時代末頃から、葉山、津野山、大野見、松葉川、仁井田等が津野新荘となっていった。

文中元年・応安5年(1372)に津野繁高が地頭となり、文明19年(1487)まで貢納関係が続けれられており、この津野荘の年貢積出港として栄えたのが須崎の港であった。津野氏が地頭になった時点ではすでに年貢の銅納化が行われており、津野荘内で相応の銭貨流通と須崎港を中心とする市場が発展していたことが推測される。

15世紀中頃の津野元高の時代には、須崎が重要な港であったという記録があり、堺の商人が須崎に滞在したことが確認されている。また水上運輸の仲介業者である問丸が存在していたこともあり、須崎の港は中世の土佐港として確固たる地位を確立していた。市場としてのにぎわいと漁師町としての発展のみならず、須崎、神田、多ノ郷の海岸では製塩が行われ、津野の内陸部や佐川等に供給されたと考えられている。

南北朝時代の土佐国では、足利氏の勢力下にあった細川氏が守護となっていたため、香美郡宗我部郷の香宗我部氏、岡豊城の長宗我部氏をはじめ、その多くが北朝に加担し、南朝側の大高坂城(現高知城)を拠点とする大高坂松王丸、佐川付近の河間光綱とその一族の近藤知国、丸山城(現佐川町)の斗賀又太郎、神崎城(浦ノ内灰方)の田原秀幸らと対峙した。南朝・北朝の抗争は延元5年・暦応3年(1340)に南朝の拠点である大高坂城が陥落、翌年高岡郡北部で唯一南朝側だった河間光綱が津野、堅田、三宮、佐竹の連合軍により攻められた。以後、南朝側が再び勢いを取り戻すことはなかった。

室町時代には、津野山郷で発展した津野山文化がある。津野山文化は義堂周信や絶海中津を生み出しただけでなく、土佐の吸江文学に派生したものである。吸江文学の拠点となった吸江庵

むそう
は夢窓国師が結んだ草庵であるが、義堂周信や絶海中津が法燈を伝え、その後も津野山文化に縁のある名僧が継承した。

戦国時代には、土佐中央から東部を中心として力を蓄えた長宗我部氏、香宗我部氏、一条氏、津野山郷の津野氏がいた。津野氏を率いていたのは津野元実であり、須崎野見浦から津野山まで掌中に収め、半山の姫野々や須崎の岡本に堅牢な城砦を構えて土佐中西部の重鎮となった。その後、元実の嗣子である国泰を城主とし、天文11年（1542）に子の基高を後嗣とした。天文14年（1545）、一条氏が津野領を攻撃した際は一条氏と敵対関係にあり土佐・吾川両郡を領していた本山氏に援軍を仰ぎ、一条氏と対立した。しかし中立を守っていた佐竹信濃守が福井玄蕃とともに一条氏にいたため形勢は逆転した。天文15年（1546）春に津野軍は籠城したが、中平元忠は津野の名跡を残すべく降伏の道を選んだ。その結果、津野領は津野基高に残されたが属領はすべて一条氏の配下に属することとなった。

一方で勢力を増す長宗我部氏は永禄12年（1569）に本山、安芸を滅ぼし、仁淀川以東を征服し土佐の統一を目指して西へと兵を進めてきた。津野氏は、長宗我部氏に従わなければ滅亡すると恐れた家臣により津野定勝を伊予に追放し、津野勝興を当主に立てて長宗我部氏に恭順する道を選んだ。しかし勝興は長宗我部元親に従わず、元亀2年（1571）に長宗我部軍を名古屋坂で破り戸波城を奪った。さらに一条氏の援軍を得て蓮池城^{はすいけじょう}へ攻勢に出ようとしたが、一条氏の家臣が離反して長宗我部軍に内通していたことから形勢は逆転し、降伏を余儀なくされた。長宗我部元親は津野氏と一条氏を制圧し、土佐の統一を果たした。その後も阿波、讃岐、伊予を收め天正13年（1585）には四国統一を成し遂げた。天正15年（1587）から検地の実施となり、同年に津野領における須崎地区の検地が押岡郷から着手され、天正17年（1589）に浦ノ内で終了した。この検地から、現在の発生寺から糺宮の間のやや高い土地には津野家臣団の家屋敷が並び、海沿いには漁師の家々や塩浜が連なっていたことが分かっている。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いによって、長宗我部氏は除封され、山内一豊が新国主として入部した。

須崎地区では18の村が成立、それぞれに庄屋が置かれたが、津野氏の遺臣三本氏が須崎大庄屋に任じられた。当該地域の中心である須崎村は、高知城下と幡多郡中村を結ぶ中村街道が通り、送番所が設置されて、近郷には送夫が割り当てられた。

山内氏は農村に対する統制を強め、国高の確保に努めた。年貢増収を目的とした新田開発も行われたが、須崎においては桜川、押岡川、御手洗川の三角州の開拓や塩田を干拓したものが多かった。沿岸を流れる黒潮の恩恵から豊富な産物に恵まれた須崎では延宝4年（1676）にナマコ、たいらぎ、マテ貝等を浦ノ内から浦戸湾内に移植しており、将軍への献上品として鰹節、干鯛、塩鮎等があったことから良港をもつ在郷浦として商業圏を発展していった。

文化12年（1815）成立の『南路志』によると、須崎村の人口は、郷分253戸・1201人、浦分267戸・1118人で、郷分には佐川深尾氏の水主屋敷があった。港には100艘ほどの廻船や漁船が繫留され、魚と郷分からの産物が売買されている。札場、分一役所、御米蔵、番家等の公的施設が設置されるなど、政治・経済・軍事の要衝であった。『元禄地払帳』には、藩の「御殿床」として1石9斗8升7合が記される。

嘉永6年（1853）のペリー来航以来、幕藩とともに海防強化に乗り出し、それまで城下勤務であ

った6郡奉行（幡多郡は中村在勤）のうち、安芸・香美・高岡の3郡では郡奉行が現地勤務となり、高岡郡の郡奉行は須崎村に置かれた。須崎の郡奉行は、郡下の村々を管理するとともに、与津浦から野見までの海辺防備に当たった。海防が切迫する中での郡奉行は重要役職であり、高岡郡奉行には、福岡孝弟・佐々木高行・野中太内等、幕末維新期でよく知られた人物が就任している。

土佐藩では、宝暦10年（1760）に藩校「教授館」が、文久2年（1862）に吉田東洋により教授館に代わる「文武館」が開設された。文武館は幕末の重大な局面に対処して藩政の強化を図ることを目的として開かれたものである。文館と武校に分かれ、文館では史学、経学、書学、蕃学、国学、兵学が、武校では弓術、馬術、剣術、槍術、砲術の教育が行われた。須崎には嘉永7年（1854）2月に須崎文武館が創立され、読書、剣術、槍術を主とし、算術、柔術、砲術も教授していた。須崎文武館には常備軍隊が75人駐屯しており、藩校兼民兵屯所として機能していた。

嘉永7年（1854）には異国船が漂着、文久3年（1863）に藩は須崎村に砲台を築造した。須崎村には郷浦1戸3人役の出夫が課され、高岡郡諸村には寄附と人夫が募集されて、約1か月半の突貫工事で建造された。

その後、慶応3年（1867）には、イカルス号事件の交渉のため英國公使パークスが来港するなど、須崎村は政治の場として重視され、翌年に郡奉行は廃止されるが、浦役が砲台等の管理に当たった。

江戸時代から須崎は、物資の集散地として重要な役割を果たしていたと考えられるが、半世紀の具体的な記録は確認されていない。しかし、明治時代初期には、須崎には魚家や商家が多く、米や味噌、醤油などの日用品を扱う小間物屋も見られた。

海運面では、明治初年に阪神～高知間の航路が開かれ、明治15年（1882）頃から須崎へも定期的に寄港するようになった。その後、明治30年代から明治末にかけて、県内第一の良港に加え、道路整備が進み、高岡郡で最も開けた商業地となり、須崎は大きく発展した。

さらに大正13年（1924）には、須崎に初めて鉄道が開通し、敷設のための建設資材や車両はすべて須崎港から陸揚げされた。大型船の入港が可能な須崎湾と高知県初の鉄道である須崎駅の開設により、須崎は高知に次ぐ商工都市として、物流の中心地となった。

また明治時代以降、昭和時代の戦前にかけ皇族の行啓や軍事御用船、艦隊の来県に際しては必ず須崎港に来航するのが通例となっていた。明治40年（1907）11月、皇太子嘉仁親王（大正天皇）が須崎港を訪れられ、高岡街道を経て高知市に向かわれている。大正11年（1922）には、皇太子裕仁親王（昭和天皇）も須崎に訪れられている。

260年続いた徳川幕府は鳥羽・伏見の戦いに始まる戊辰戦争により倒れ、薩長土肥を中心とする維新政府による施政が始まった。明治2年（1869）1月、土佐藩は薩長肥3藩と協議して土地や人民を朝廷に奉還することを願い出た。土農工商の廃止、士族の無礼打ち禁止、身分による服装の差別撤廃、官人や士族等の帶刀の廃止、平民の馬上往来自由等の改革が全国に先駆けて実施された。明治4年（1871）7月の廃藩置県により土佐藩は高知県となり、明治11年（1878）7月に郡区町村編成法が制定されたことにより、明治12年（1879）には高岡郡役所が須崎村に置かれた。明治21年（1888）の町村制施行により、明治22年（1889）に合併が行われ、須崎町、おおのごう多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村、新莊村、上分村が誕生した。また、高岡郡には須崎町と37の村が成立

した。

昭和 16 年（1941）1 月、新庄村が須崎町に編入され、昭和 29 年（1954）10 月に須崎町、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村、上分村が合併し、須崎市が発足した。

表 4 須崎市変遷表

	明治 3 年（1870）	明治 11 年（1878）	明治 17 年（1884）	明治 22 年（1889）	昭和 16 年（1941）	昭和 29 年（1954）
上 分		上 分	上 分	上 分 村	上 分 村	
下 郷			下 分	新 庄 村		
下 分					須 崎 町	
安 和						
須 崎		須 崎				
池 ノ 内						
多 ノ 郷		多 ノ 郷				
神 田			神 田			
土 崎			土 崎			
押 岡			押 岡			
野 見		野 見	野 見			
久 通			久 通			
大 谷			大 谷	大 谷		
吾 井 郷	桑 田 山	吾 井 郷				
桑 田 山		桑 田 山				
西 谷	奥 浦					
東 分		奥 浦				
浦 ノ 内			浦 ノ 内	浦 ノ 内 村	浦 ノ 内 村	

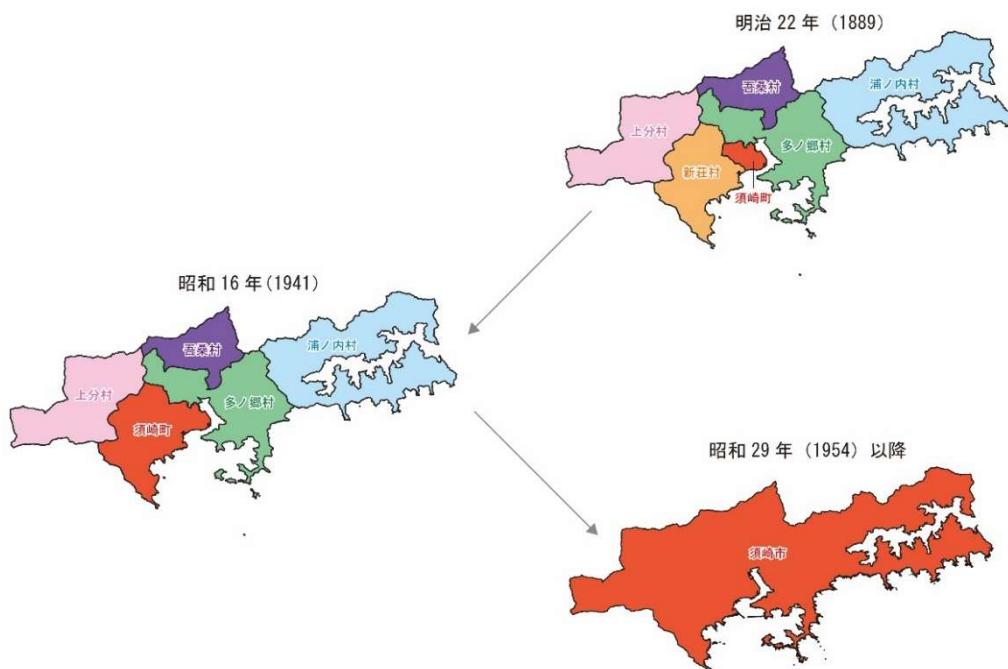


図 35 須崎市町村変遷図（国土数値情報「行政区域」を加工して作成）

(2) 土佐藩砲台跡の経緯

1. 土佐藩での台場の築造

土佐藩では、天保期から藩領内各地へ台場の築造が進められていた。天保14年（1843）に藩から幕府に提出された『異国船手当之覚』には、須崎浦の項目に「大筒臺一ヶ所、大筒一艇」とあり、文久期以前から須崎に台場が造られていたことが分かっている。この旧須崎砲台²は砲台の築造時期から、在来の和流兵法に基づいた和流台場であった。和流台場は、方形もしくは扇型の平坦地を造成して海側に砲座を設け、内部には番所等の木造建物を配置したものである。砲座は玉除土手とよばれる土塁で仕切られ、土手の間に砲が配置された。その構造上、砲は海側から視認され、至近弾による多大の損害を受ける危険性があった。配備された火砲も小口径の和筒であり、西洋の艦船に対し威力不足であった。



和流台場の一例（『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020より）

2. 英国艦、須崎へ入港

文久3年（1863）6月に英國艦が須崎へ入港した。この船は長州への航行の途中、薪炭の補給で須崎へ入港したが、上陸の許可がされなかつたため直ちに出港することとなった。

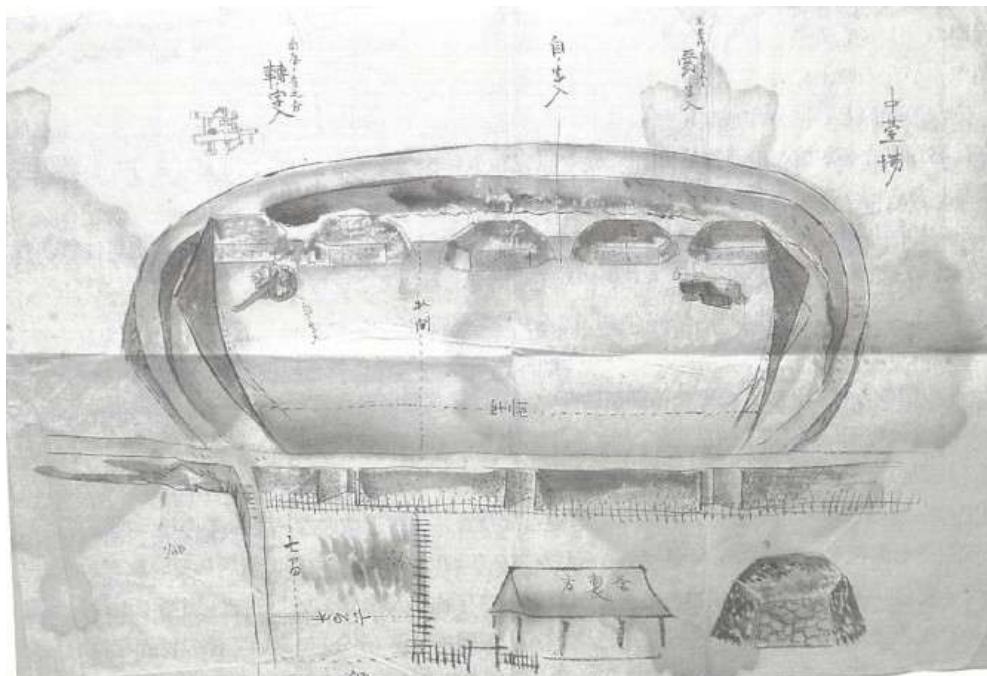
この頃海浜では常時、大砲発射の練習がされていたが、英國艦の寄港により発射練習は激化した。安和、久礼方面の人々はこの砲声を聞いて、大騒ぎしたといわれる。

3. 須崎での台場の築造

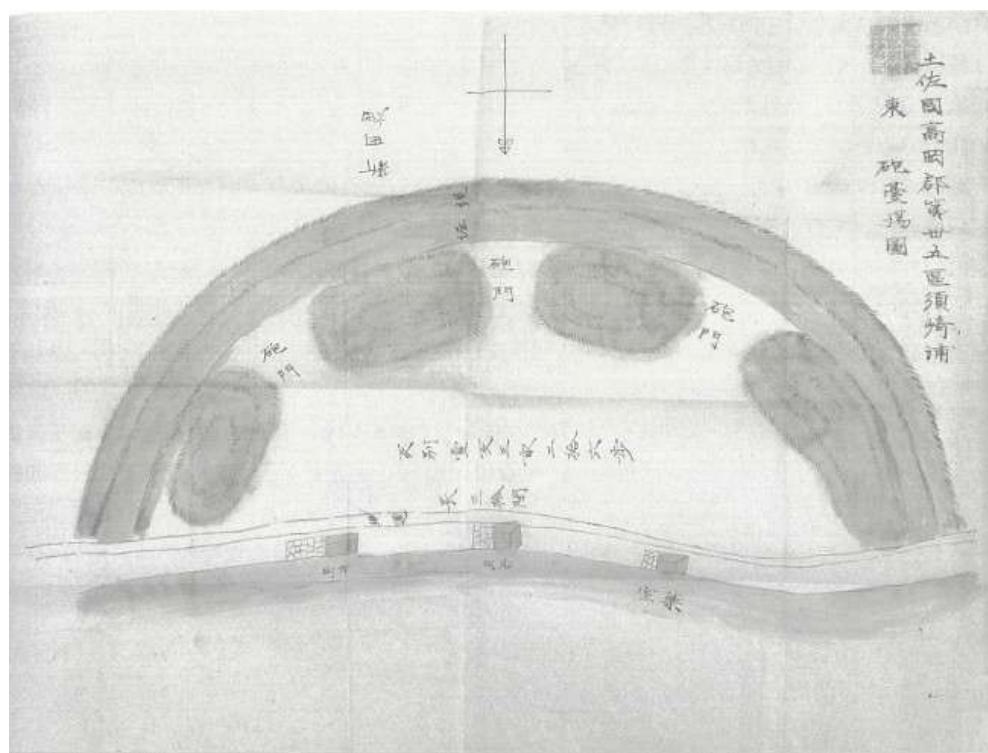
土佐藩は文久3年（1863）7月から砲台築造の工事を着手し、西砲台は約1か月で完成、その後に中・東砲台も竣工した。西砲台は須崎湾口を望む富士ヶ浜後方に造られ、西砲台と同じ海岸

² 天保期、須崎に造られた台場を「旧須崎砲台」としている。

線に中・東砲台が並列している。中・東砲台は、当時村の南側にあった浪除堤の海側に同じ高さの砲台を設け、堤と垂直に接続して築造された。西砲台が3台の中で最大の規模であり、広さ5,079m²、長さ116mで砲門、薬室が各7つあった。砲台の縄張りは、西砲台が扇形、東砲台は半円形、中砲台は長方形である。文久期の砲台築造に際して天保期の旧砲台から石材等を流用したかについてはわかっていないが、文久4年（1864）に下分村の御山番が西砲台構築にあたり、石垣の石を寄付している。また地域住民からは、寄付された石は新莊川の河石であるとの情報もある。同時期に砲台の附属施設として北の城山麓に砲薬庫、中砲台の背後に武器庫が建てられている。



中砲台絵図（作成年不明）（『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020より）



東砲台絵図（昭和19年）（『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020より）

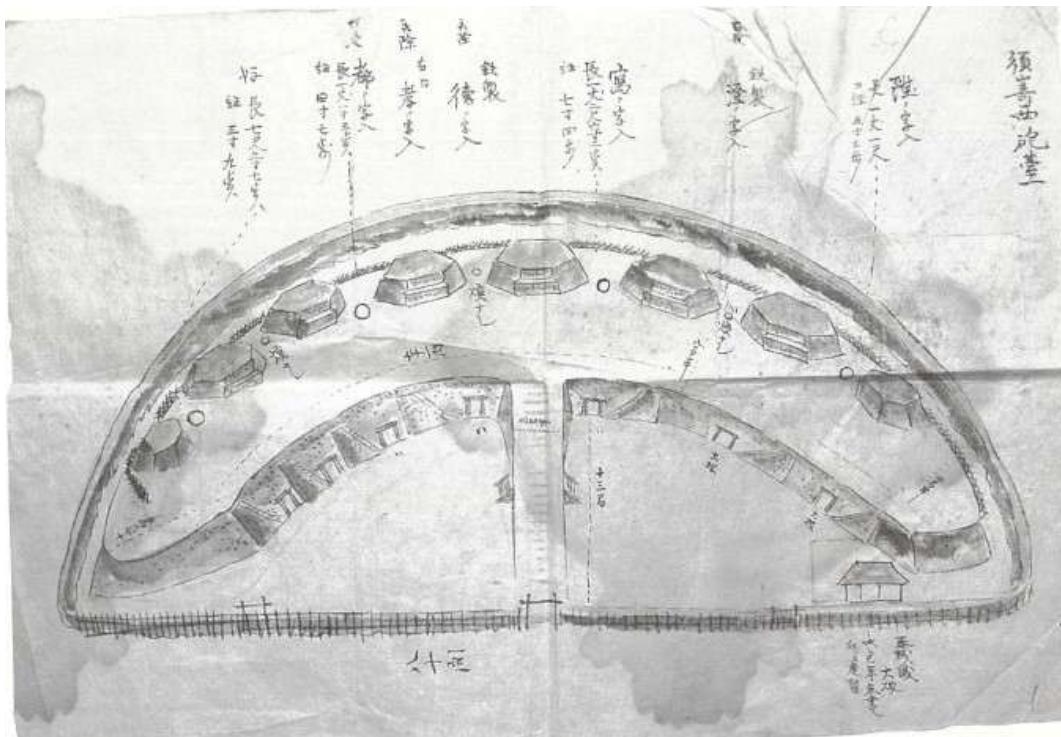
4. 英国艦、須崎へ再入港

慶応3年（1867）7月6日の長崎事件（長崎・諏訪神社の祭の夜、英艦イカルス号水夫が殺害される）の嫌疑が当時長崎で活動していた土佐人である海援隊にかかった。特にその夜海援隊の重鎮である菅野覚兵衛と佐々木繁等が丸山で豪遊していたことや、土佐藩船横笛、同船南海が長崎を出港したことから嫌疑は一層深まった。英國公使パークスは犯人を土佐人と断定したが、決着をつけるべくパークスを乗せた英國艦バジリスク号は慶応3年（1867）8月6日午前9時に須崎港にあらわれた。須崎港は、英國と土佐藩の談判という外国交渉の舞台となり、坂本龍馬も神戸から入港して船上で交渉を見守ったという歴史を持つ。また、英國艦の入港が高知に知れると、人々は結束し高知からも出動することになり、その中には軍務総裁として乾退助（後の板垣退助）の名があがっている。

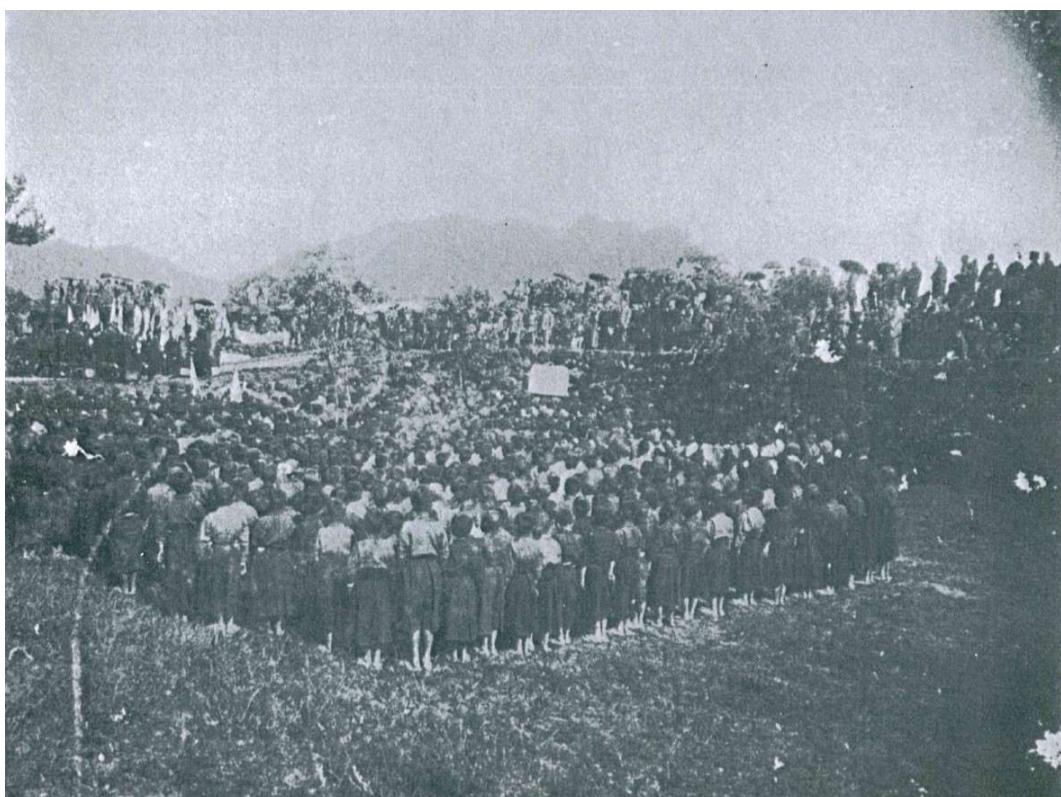
5. 近代期の土佐藩砲台跡

西砲台は、明治維新後は高知藩の砲台として存続していた。西・中・東砲台跡は明治4年（1871）の廃藩置県後には陸軍省の用地となったとされる。明治6年（1873）に高知城が廃城、徵兵令が施行となり、須崎村は第五軍管丸亀師管内の管所地に指定されているが、結果的に須崎村へ軍隊が駐屯することはなかった。明治30年（1897）に歩兵第44連隊兵営が土佐郡朝倉村（現高知大学朝倉キャンパス）に設置されており、この時点では須崎村は陸軍用地として重要視されておらず、明治40年（1907）に西砲台跡は陸軍省から旧須崎町へ移管され、その後、中・東砲台跡地は民間に払い下げられ解体された。唯一残存することとなった西砲台跡は、当時の実測によると、8,300 m²の土盛の中間に7つの砲門を構え、内側の石垣に7か所の火薬室を設け、上部を木材で覆蓋をしていた。薬室跡は、木材が腐朽したことにより崩壊し、その際に石材で埋め立てられたため、現在の全面石垣の姿となったが、改修箇所の石積みが異なっている。またここで用いられた大砲の射程距離は約1km先の角谷岬に達するくらいのもので、砲弾の大きさも直径18cmであり、発射された砲弾は肉眼で見えるものだった。外側の堀は現在よりも深く広大であったが、鉄道敷設により堀が狭められ外側の礎石も昭和初期に改造したものである。なお、西砲台跡周辺において、西砲台跡の他に陸軍省地であった土地は確認されていない。周辺土地は個人や須崎町の所有となっており、西砲台跡南側の鉄道については、昭和14年（1939）の鉄道延長の数年前に個人や須崎町から鉄道省に移管されている。また昭和2年（1927）に、富士ヶ浜は大蔵省から須崎町に移管されている。

明治40年（1907）11月、皇太子嘉仁親王（大正天皇）の巡啓では、『佐川郷史』によると土佐路の皇太子が須崎台場にて馬をなでている記載がある。その翌年の明治41年（1908）には皇太子の巡啓を記念して、富士ヶ浜でマラソン大会が開催され、土佐藩砲台跡で開会式が挙行された。



西砲台絵図（作成年不明）（『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』2020より）



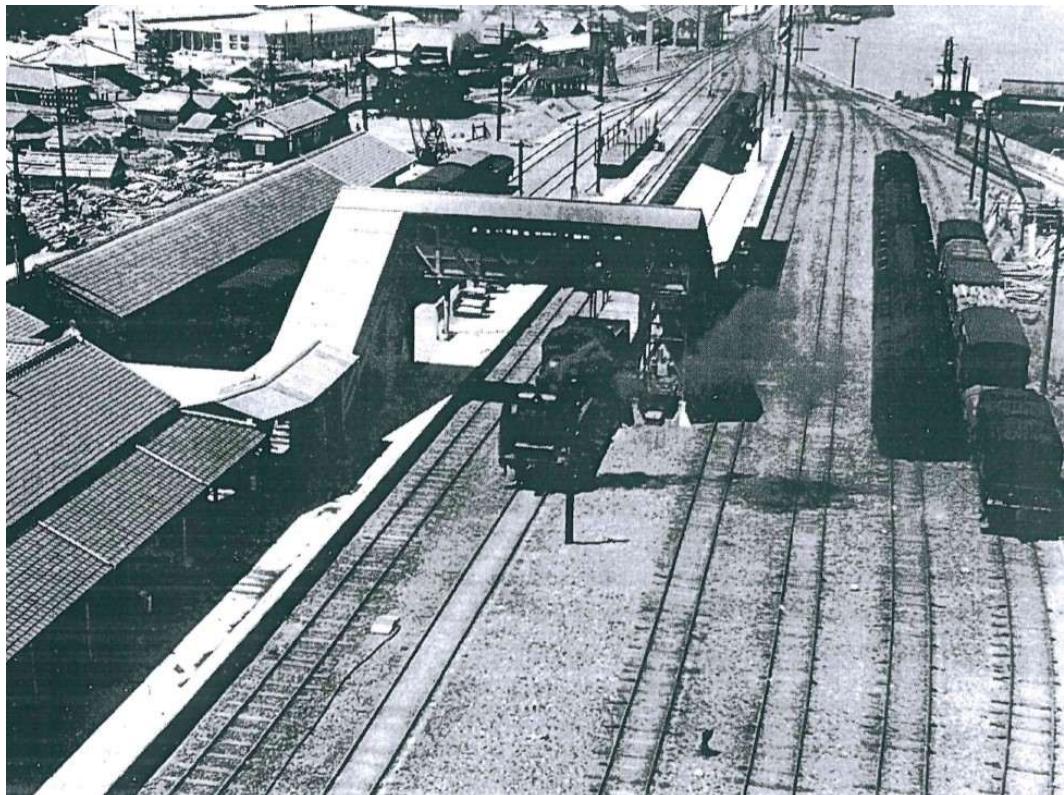
マラソン大会開会式
（『須崎消防の歩み第三巻 火鎮祭大相撲の記録 富士ヶ浜の熱戦』より）

6. 公園となった土佐藩砲台跡

西砲台跡は、大正3年（1914）に西浜公園として整備された。この大正期の公園化で墨台上の土壘を改変している。一方で、明治40年（1907）に民間へ払い下げられ解体となった中砲台跡であるが、昭和25年（1950）に保健所が建ち、現在は宅地になっている。東砲台跡についても宅地となり現在に至るが、砲台跡西半分の輪郭が現地の弧状の路地として残存している。

7. 昭和時代前期（戦前～戦時中）の土佐藩砲台跡

西砲台跡は、貴重な文化財として認知されるようになり、昭和4年（1929）に県史跡に指定された。これにより西砲台墨台上には、「史蹟須崎砲台」の標柱が建てられている。昭和6年（1931）5月には、現存していた当時の砲弾を展示するため西砲台跡墨台中央に「砲弾台」が建てられた。昭和14年（1939）11月に土讃線の須崎～土佐久礼間が開通し、西砲台の外堀の南側を線路が通過している。昭和15年（1940）1月に当時の有志により砲台の国史跡指定を建議申請したが、戦時中であったため史跡指定は見送られている。その後、昭和19年（1944）に改めて「市を挙げての請願」が文部省にされ、同年6月に文部省の考查官が来町し、11月13日に国史跡に指定された。昭和20年（1945）春頃には、米国連合軍の上陸に備えて西砲台跡前面にある富士ヶ浜で対戦車攻撃の訓練が行われていた。



昭和期の須崎駅



昭和期の港町

8. 昭和時代の災害と土佐藩砲台跡

昭和時代には、昭和 21 年（1946）の南海大地震、昭和 35 年（1960）のチリ地震津波や数多くの台風等の災害が発生した。南海大地震では死者 58 人、行方不明者 3 人、負傷者 140 人を数え、被災者は 11,052 人にのぼった。チリ地震津波では幸い死者は出なかったものの、物的被害は甚大であった。本市内に深刻な被害を与えた南海大地震、チリ地震津波であるが、土佐藩砲台跡への影響は限定的であったと考えられる。石垣や地形の大きな変化は見受けられず、図 36、図 37 にもあるとおり津波の浸水区域にも該当していない。地域住民からは、地震や津波の影響は少なかったが、台風による高波の被害が大きく、西砲台跡南側の民家には砂交じりの波が押し寄せていたといわれている。昭和 25 年（1950）10 月には、ジェーン台風の被害で東側の土塁外側が大きく崩れた。また昭和 20～30 年代にはマツクイムシの流行で、西砲台跡に植えられていた松樹がすべて枯死、伐採されている。

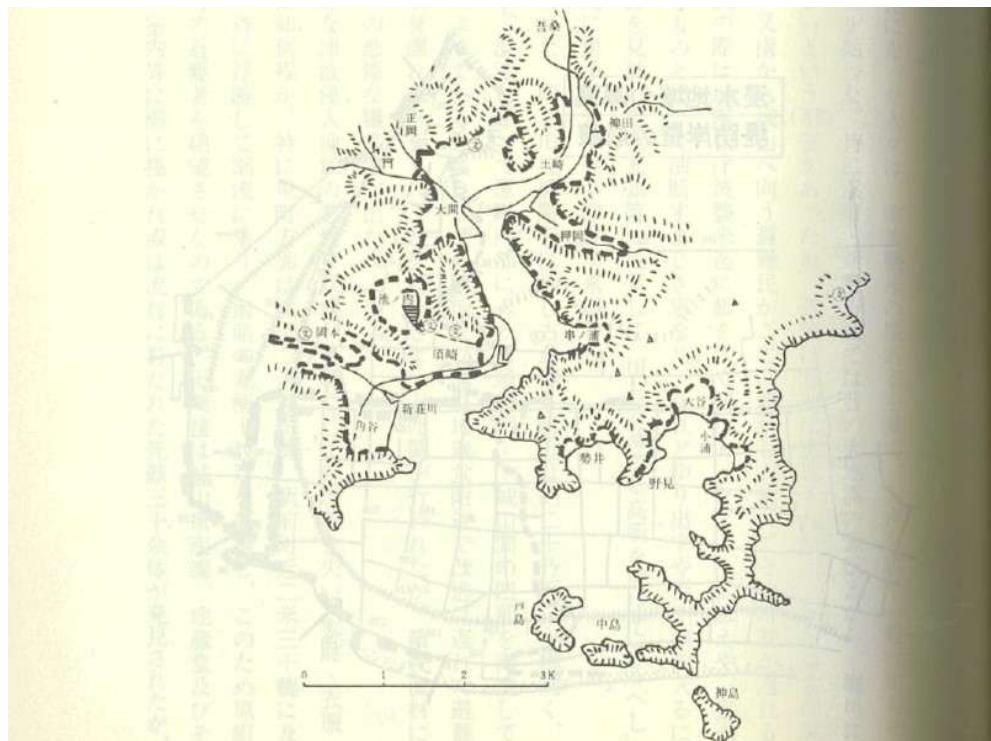


図 36 南海大地震 須崎付近津波侵入地域 (『須崎市史』1974 より)

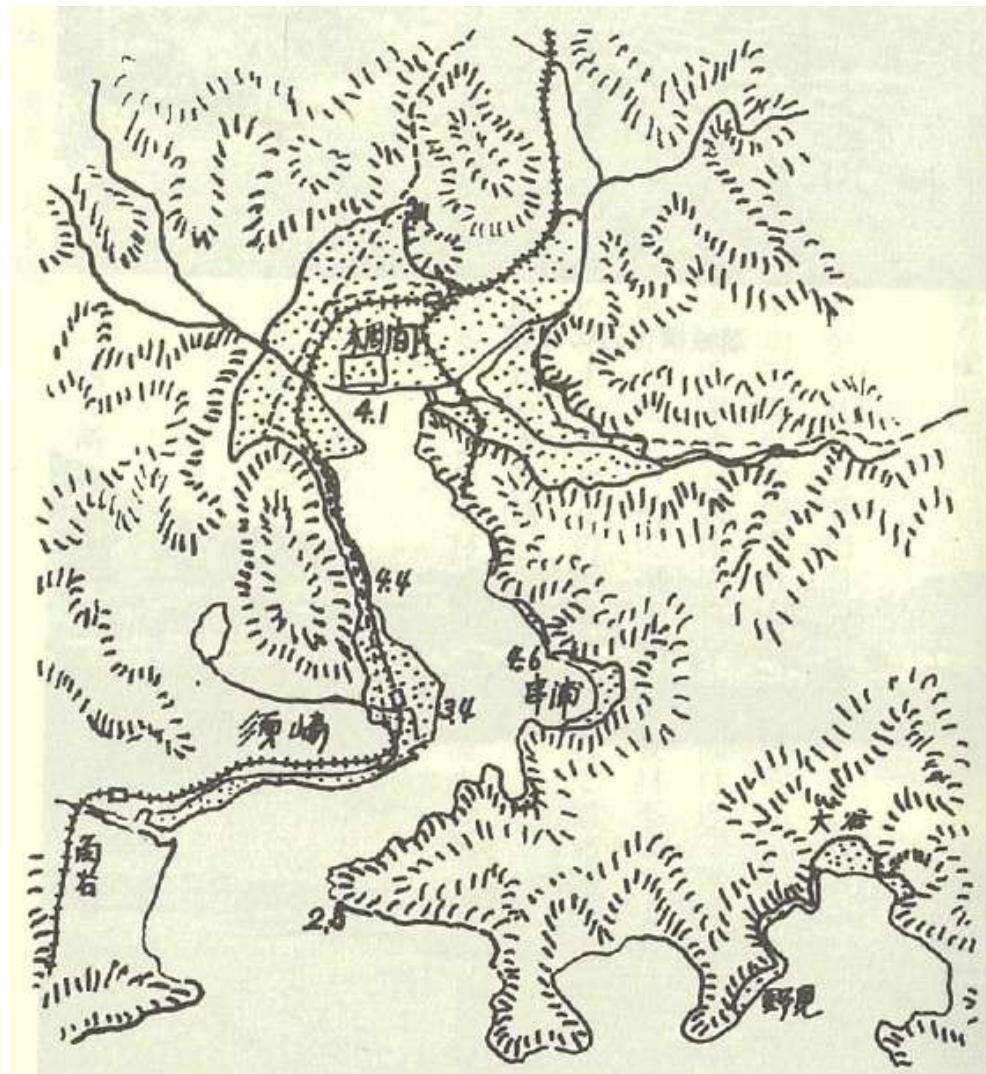


図 37 チリ地震津波浸水地域 (『須崎市史』1974 より)

9. 昭和時代後期（戦後）以降の土佐藩砲台跡

昭和 37 年（1962）6 月、砲台を公園とすることを目的とした有志により「旧土佐藩砲台跡保存会」が結成された。市内から寄付金を募り、昭和 38 年（1963）3 月から砲台の整地作業を開始し、桜等の樹木が植えられ、噴水や遊具が設置された。同年 12 月に公園完成を記念して土佐藩須崎砲台百年祭が行われた。昭和 39 年（1964）から毎年公園祭、昭和 40 年代には闘犬の大会が行われており、西砲台跡は公園のみならず地域のイベント会場としても利用されている。昭和 50 年（1975）には相撲大会（チビッ子台場場所）が開催され、市内の小中学生約 90 人が熱戦を展開した。

昭和 41 年（1966）8 月須崎砲台から発射されたと思われる砲弾が発見された。角谷岬～新莊川の河口付近で発見されたといわれており、現在須崎市教育委員会で保管している。

公園化に伴い史跡の改変も行われた時期であった。昭和 45 年（1970）には市の失業対策事業による作業員の休憩所が外堀跡に設置された。昭和 53 年（1978）頃、NTT 公衆電話 BOX が設置された（平成 8 年（1996）撤去済）。昭和 55～56 年（1980～1981）に西砲台跡の水はけが悪かつたため、排水工事を行っている。昭和 63 年（1988）には、近隣のショッピングモールより遊具の寄付や公衆トイレの改築が行われている（当初設置年月不明）。



噴水（撤去時期不明）



タイヤ遊具（1981年集水樹設置以前）



シーソー・4人乗りブランコ（撤去時期不明）（1989年撮影）



地蔵堂（平成9年撤去）（1997年撮影）



地蔵堂内部（1997年撮影）



失対事業作業員休憩所（平成 20 年撤去）（2007 年撮影）



ブランコ・ラダー（平成 31 年撤去）（2019 年撮影）

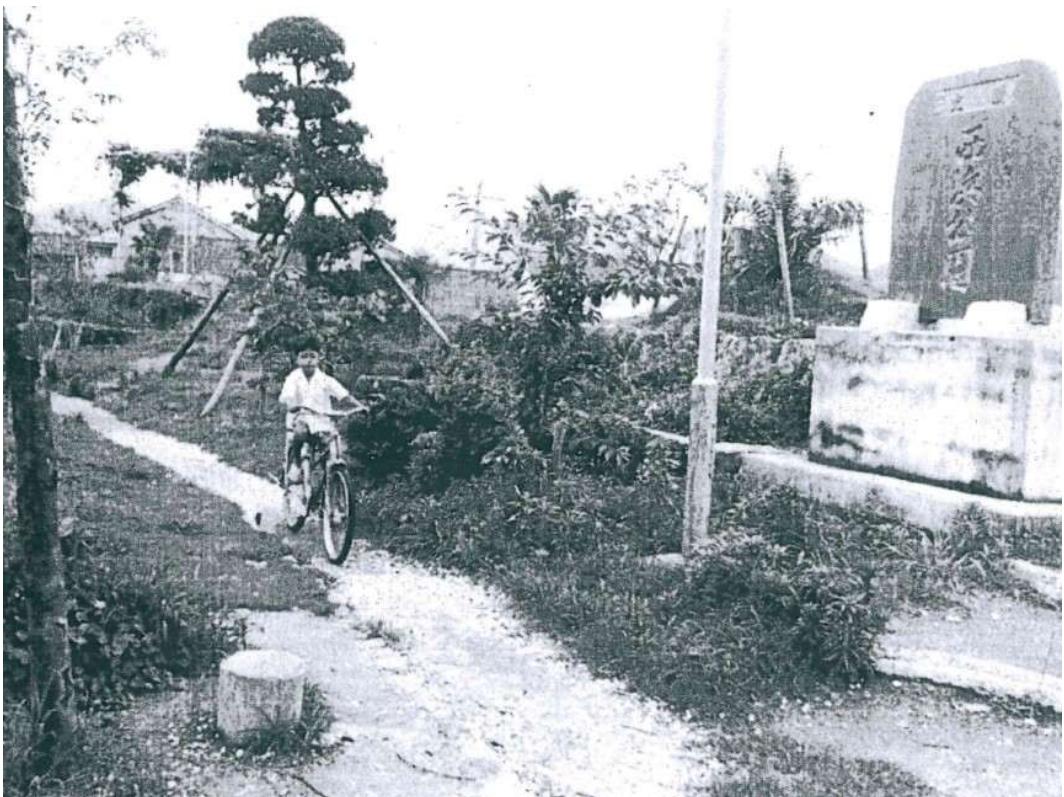


滑り台（平成 31 年撤去）（2019 年撮影）

10. 平成時代以降の土佐藩砲台跡

平成元年（1989）、砲台跡に加えられた工事が国の許可なしに行われたことが問題となつたが、構造物の撤去は行われなかつた。その後平成 19 年（2007）2 月に改めて高知県より指摘があり、翌年 3 月に試掘調査実施の上、失対事業作業員休憩所が撤去された。試掘調査で新たに外堀から石垣が発見されたことにより石垣見学会が開催され、多数の市民が参加し賑わいをみせた。平成 31 年（2019）1 月、老朽化に伴い遊具 4 基（ブランコ 2 基、ラダー 1 基、滑り台 1 基）を撤去したことにより、本史跡内にある遊具は完全撤去となつた。

この時期には様々なイベントで本史跡が活用された。平成 5 年（1993）、高知県立歴史民俗資料館による「高岡郡東部の史跡と文化財」をテーマとしたツアーや、平成 30 年（2018）に須崎市地震・防災課地域おこし協力隊主催の企画展「須崎台場展」、平成 31 年（2019）に高知県立埋蔵文化財センターによる土佐藩砲台跡のツアーが実施されている。令和 5 年（2023）には、築造 160 周年を記念して旧三浦邸（すさきまちかどギャラリー）で「国史跡土佐藩砲台跡」展が開催され土佐藩砲台跡についての古写真や古文書の展示を実施、交流ひろばすさきで高知県立高知城歴史博物館出張講座「土佐の海～水軍と海防～」が行われた他、高知県立坂本龍馬記念館においても「ウォーキングイベント・史跡巡り」で本史跡が取り上げられた。また、地元小学校による遠足や社会科見学等にも活用されており、学びの場としても地域に根付いている。



昭和期の土佐藩砲台跡



昭和 38 年頃の土佐藩砲台跡



令和5年度社会科学習（須崎市立上分小学校より提供）

（3）須崎市の文化財

令和6年（2024）4月現在、本市には国指定3件、県指定8件、市指定51件の計62件の指定文化財と登録文化財6件が所在する。

表5 指定文化財一覧

No	区分	名 称	文化 財 類 型	種 別	所 在 地	指 定 年 月 日
1	国指定	鳴無神社	有形文化財	建造物	鳴無神社	昭和28年3月31日
2		土佐藩砲台跡	記念物	史跡	中町	昭和19年11月13日
3		大谷の樟	記念物	天然記念物	須賀神社	大正13年12月9日
4	県指定	木造大日如来坐像	有形文化財	彫刻	上分笹野大日堂	平成21年3月17日
5		賀茂神社石造層塔	有形文化財	考古資料	賀茂神社	平成14年3月29日
6		大谷の四国遍路板碑	有形文化財	考古資料	法印山	平成16年3月30日
7		鳴無神社の神蹟	民俗文化財	無形の民俗文化財	鳴無神社	昭和38年7月5日
8		多ノ郷太刀踊	民俗文化財	無形の民俗文化財	賀茂神社	昭和40年6月18日
9		野見の潮ばかり	民俗文化財	無形の民俗文化財	野見	昭和44年8月8日
10		大谷花取踊	民俗文化財	無形の民俗文化財	須賀神社	昭和44年8月8日
11		安和の大ナギ	記念物	天然記念物	安和大師堂	昭和37年1月26日
12		絵金の芝居絵	有形文化財	絵画	須崎八幡宮	昭和43年2月20日
13	市指定	古屋竹原の絵馬	有形文化財	絵画	吾桑弘岡天満宮	昭和61年4月1日
14		観音寺の銅像阿弥陀如来立像	有形文化財	彫刻	観音寺	昭和41年10月17日
15		観音寺の木造聖観音坐像	有形文化財	彫刻	観音寺	昭和41年10月17日
16		子安地蔵の木造地蔵菩薩半跏像	有形文化財	彫刻	子安地蔵堂	昭和43年2月20日
17		子安地蔵の木造阿弥陀如来立像	有形文化財	彫刻	子安地蔵堂	昭和43年2月20日
18		子安地蔵の安永3年棟札	有形文化財	彫刻	子安地蔵堂	昭和43年2月20日
19		大浦太子堂木造釈迦如来坐像	有形文化財	彫刻	大浦太子堂	昭和48年10月2日
20		木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	阿弥陀堂	昭和61年4月1日
21		発生寺の木造聖観音立像	有形文化財	彫刻	発生寺	昭和62年10月2日
22		鳴無神社八角形漆塗神輿	有形文化財	工芸品	高知県立歴史民俗資料館	昭和43年2月20日
23		鳴無地蔵堂の鰐口	有形文化財	工芸品	須崎市教育委員会	昭和48年10月2日

No	区分	名 称	文化財類型	種 別	所 在 地	指 定 年 月 日
24	市指定	賀茂神社和鏡二面	有形文化財	工芸品	賀茂神社	昭和48年10月2日
25		上分地蔵堂の鰐口	有形文化財	工芸品	須崎市教育委員会	昭和48年10月2日
26		大崎家の和鏡二面	有形文化財	工芸品	多ノ郷宮ノ川内	昭和61年4月1日
27		笛岡家の和鏡	有形文化財	工芸品	新莊坂ノ川	昭和61年4月1日
28		日室天神社の和鏡	有形文化財	工芸品	上分乙	昭和61年4月1日
29		下元西州書	有形文化財	書跡	須崎市教育委員会	昭和43年2月20日
30		古屋竹原書画	有形文化財	書跡	須崎市教育委員会	昭和43年2月20日
31		勤王僧智隆の真跡	有形文化財	書跡	発生寺	昭和48年10月2日
32		鳴無神社石灯籠	有形文化財	考古資料	鳴無神社	昭和43年2月20日
33		鳴無神社手洗鉢	有形文化財	考古資料	鳴無神社	昭和43年2月20日
34		多ノ郷の弥生式土器	有形文化財	考古資料	須崎市教育委員会	昭和45年1月14日
35		押岡の古銭と陶器	有形文化財	考古資料	高知県立歴史民俗資料館	昭和45年1月14日
36		吾桑為貞の板碑	有形文化財	考古資料	吾井郷甲	昭和48年10月2日
37		糺鴨神社の日本刀	有形文化財	歴史資料	高知県立歴史民俗資料館	昭和61年4月1日
38		宮尾家の紙衣	民俗文化財	有形の民俗文化財	山手町	昭和50年5月28日
39		往診礼服	民俗文化財	有形の民俗文化財	山手町	昭和50年5月28日
40		吉川家の陣羽織	民俗文化財	有形の民俗文化財	押岡	昭和50年5月28日
41		火事羽織、石帶、胸当	民俗文化財	有形の民俗文化財	押岡	昭和50年5月28日
42		桑田山神社の鼻高面	民俗文化財	有形の民俗文化財	須崎市教育委員会	昭和61年4月1日
43		伝氷上志計志麻呂の供養塔	記念物	史跡	野見	昭和41年10月17日
44		宝永津波溺死の塚	記念物	史跡	須崎	昭和41年10月17日
45		中氏の宝筐印塔	記念物	史跡	下郷	昭和44年5月2日
46		津野元實の墓	記念物	史跡	下分乙	昭和44年5月2日
47		名護屋坂旧道	記念物	史跡	神田	昭和45年1月14日
48		筆塚	記念物	史跡	西町	昭和45年1月14日
49		岡本城跡	記念物	史跡	下分甲	昭和45年1月14日
50		久万家の墓地	記念物	史跡	浦ノ内灰方	昭和50年5月28日
51		久万井戸	記念物	史跡	浦ノ内灰方	昭和50年5月28日
52		久万俊興（露隠）の墓	記念物	史跡	浦ノ内灰方	昭和50年5月28日
53		江雲寺の板碑	記念物	史跡	野見	昭和61年4月1日
54		樽の滝とタキミシダ発見地	記念物	名勝	上分甲	昭和44年5月2日
55		円教寺の大いちょう	記念物	天然記念物	円教寺	昭和41年10月17日
56		鳴無のツゲモチ	記念物	天然記念物	鳴無神社	昭和44年5月2日
57		出見のニッポンタチバナ	記念物	天然記念物	浦ノ内出見	昭和44年5月2日
58		上分賀茂神社のイチイガシ	記念物	天然記念物	上分丙	昭和48年10月2日
59		安和天満宮のビロードムラサキ	記念物	天然記念物	安和天満宮	昭和48年10月2日
60		多ノ郷山の神の大杉	記念物	天然記念物	多ノ郷甲	昭和48年10月2日
61		塩間のナギ	記念物	天然記念物	浦ノ内塩間	昭和48年10月2日
62		勢井のムクロジ	記念物	天然記念物	大谷	昭和48年10月2日

表6 登録文化財一覧

No	区分	名 称	文化財類型	種 別	所 在 地	指 定 年 月 日
1	国登録	旧三浦家住宅店舗	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日
2		旧三浦家住宅主屋	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日
3		旧三浦家住宅蔵	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日
4		旧三浦家住宅離れ	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日
5		旧三浦家住宅表門及び塀	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日
6		旧三浦家住宅ブロック塀	有形文化財	建造物	青木町	平成28年2月25日

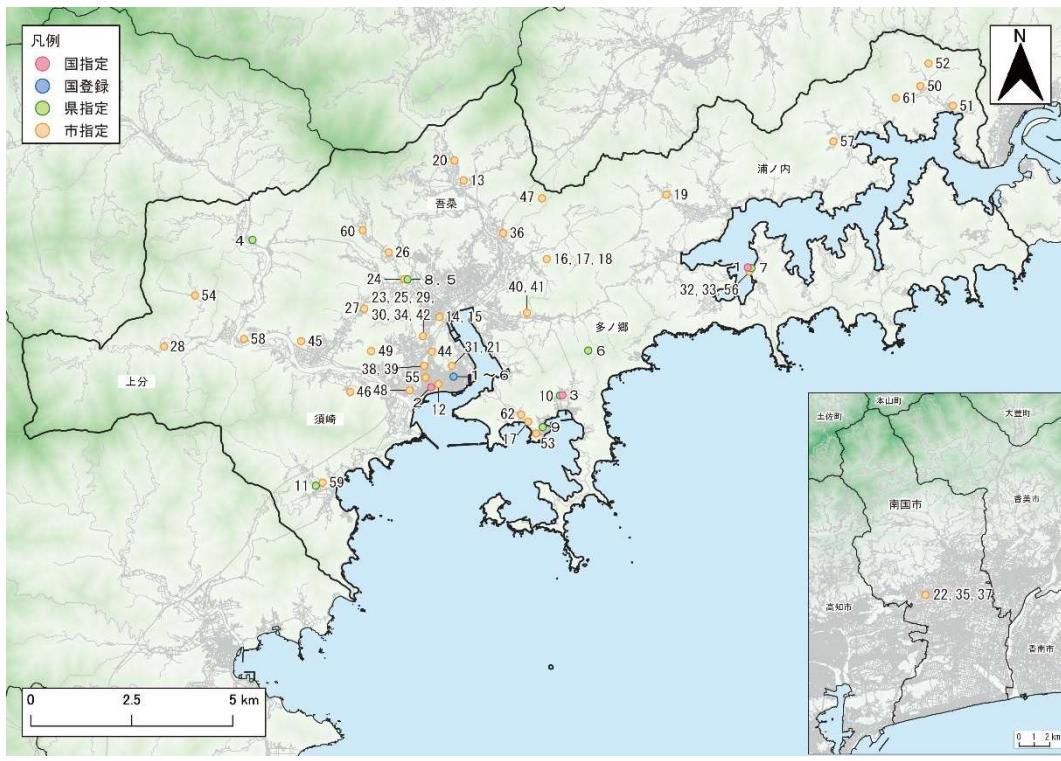


図38 指定等文化財位置図
(国土数値情報「行政区域」「都道府県指定文化財」等を加工して作成)
※番号は、p. 51~52 にある表5・6に準拠する。

3 社会的環境

(1) 人口

令和7年(2025)3月現在、本市の人口は18,938人である。市制が施行された昭和29年(1954)10月の本市の人口は34,731人であったが、昭和55年(1980)以降は人口減少が続き、令和6年(2024)には2万人を下回った。将来動向としては令和17年(2035)以降には15,000人を下回り、令和32年(2050)には約1万人に減少すると推計されている。

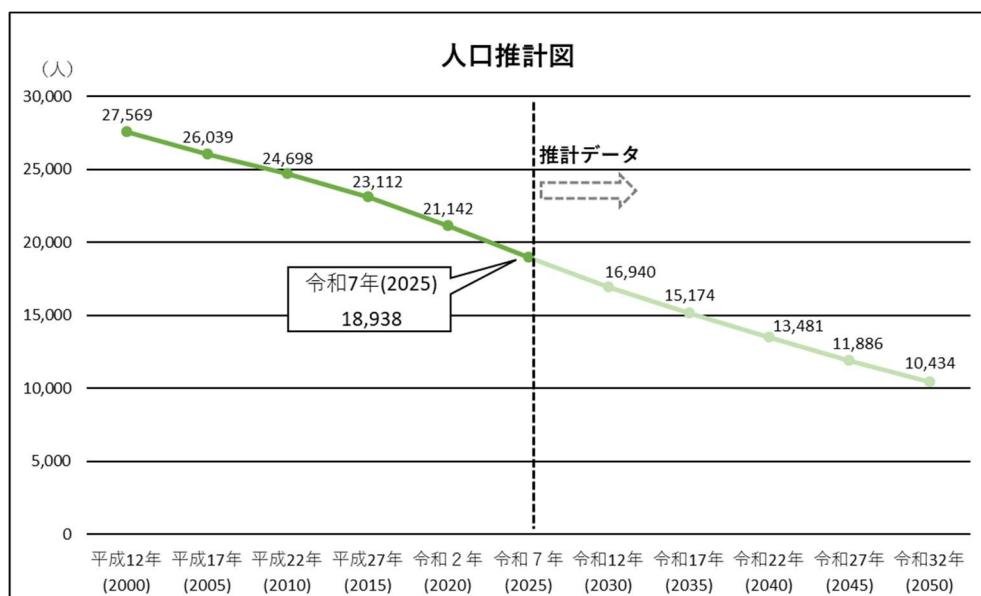


図39 人口推計図
 (国勢調査(令和2年推計)、地区別人口統計、推計データは「日本の地域別将来推計人口
 (令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成)

(2) 観光・産業

本市の主な観光資源には、県立自然公園である天然の良港須崎湾と典型的なリアス海岸を誇る錦浦湾、太平洋を一望できる「蟠蛇森」等の多くの景勝地があり、中でも「雪割り桜」は2月中旬から3月上旬頃に咲く大変珍しい桜で、見頃を迎えると1万人を超す見物客で賑わっている。また海から入るように造られた参道や海に向かって建つ社殿から土佐の宮島と呼ばれている「鳴無神社」、推定樹齢が1300年から2000年超といわれる「大谷の樟」、江戸末期から続く商家の元邸宅を活用した文化交流施設である「旧三浦邸（現すさきまちかどギャラリー）」、幕末に築造された「土佐藩砲台跡」等の多くの文化財が所在している。本市街地には本市の新鮮な野菜や特産品等の販売を行う「道の駅 かわうその里 すさき」、幅広い年代が磯釣りや沖釣りを楽しめる「須崎市観光漁業センター」等がある。本市の南東側にある横浪半島には、横浪黒潮ラインが縦走しているドライブコース、海上アスレチックなど浦ノ内で海洋スポーツを体験することができる「シーパーク大島」がある。令和4年（2022）4月には、絶景のオーシャンビューに恵まれたロケーションで、豊かな自然を活かしたアウトドア体験ができる須崎市野外体験施設「LOGOS PARK SEASIDE KOCHI SUSAKI」（ロゴス パーク シーサイド 高知 須崎）がオープンした。さらに隣接地には大型の複合遊具を有する浦ノ内遊具公園も整備しており、キャンプ場を含めて多くの観光客に楽しんでもらえる総合施設である。

また本市の産業別割合は、令和2年（2020）の国勢調査では、第1次産業が19%、第2次産業が18%、第3次産業が63%となっており、全体では第3次産業が多く占めている。産業別就業割合をみると、第1次産業では農業・林業が16%、第2次産業では卸売業・小売業が14%、第3次産業では医療・福祉が16%を占めている。

農業は、温暖な気候と栽培技術を生かした施設園芸、露地野菜及び柑橘類が主体となり、水稻との複合経営が行われている。その中でもミョウガ栽培は全国シェア1位である。

水産業は、主に養殖漁業を行う浦ノ内湾や野見湾、沿岸漁業を行う須崎湾や土佐湾に分けられている。浦ノ内湾や野見湾では近年、漁場環境の改善で底質や餌の改良を行っている。一方で須崎湾や土佐湾では、定置網、刺し網、釣延縄漁業、潜水漁業等が営まれており、クマエビ、カサゴ、ヒラメ、アワビ等の中間育成・放流を実施している。

商業は近年、国道沿いや土地区画整理区内への大型店等の出店があり、商圏は拡大している。従来の市街地商店街は、毎週木曜日と日曜日に伝統ある街路市が開催されており、地元の新鮮な農作物や魚介類が販売されている。この街路市の出店者をはじめとする地元住民が主体となり、街路市と連携したミニイベントを企画する等、広がりをもった魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

工業は、石灰工業や製材業、古くから技術的特性をもった打刃物・木工業等の軽工業を中心として発展してきた。鉱工業適地の要素である資源や重要港湾である須崎港の整備とともに、セメント産業が飛躍的に発展した。

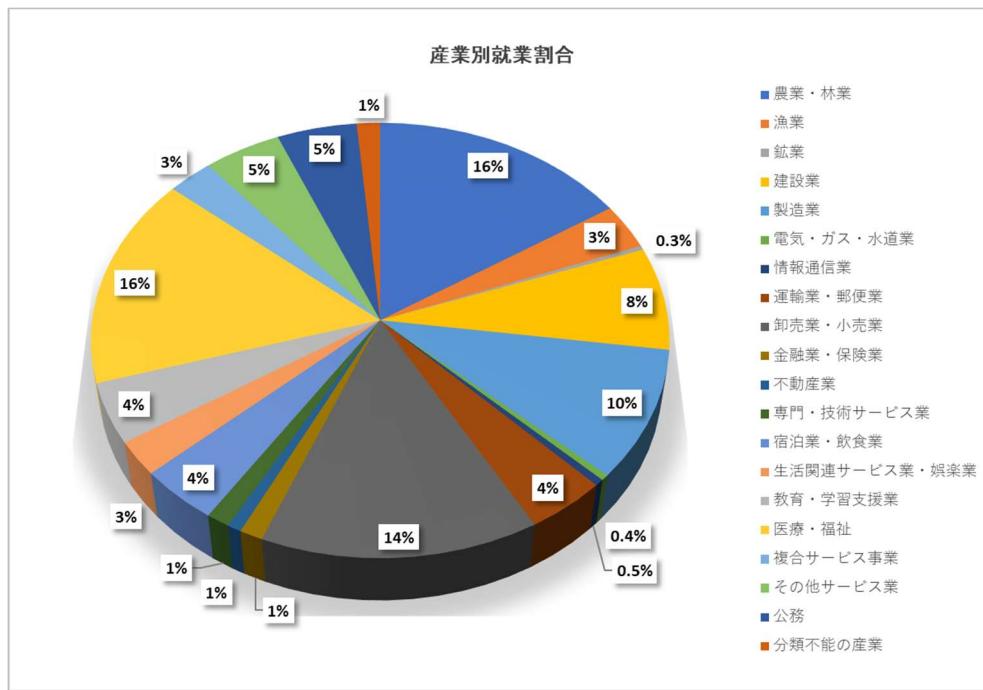


図40 産業別就業割合図
(「国勢調査」(令和2年)を基に作成)

(3) 交通

本市の交通は主に高知自動車道、JR四国（旧国鉄）、国道56号、国道197号、国道494号、市営バス、海上交通である。

高知自動車道は、愛媛県四国中央市の川之江JCTから高知県高岡郡四万十町の四万十町中央ICに至る高速道路で、本市は須崎東IC～須崎西ICが該当する。

国道56号は、高知市を起点に須崎市、四万十市、宿毛市を経て、松山市に至る四国で最も長い国道で四国西南地域の重要な幹線道路であり、本市内では吾桑小浜地区を通行する。

国道56号より分岐する国道197号や国道494号は、それぞれ高知市、八幡浜市、松山市へと通じており、平成14年（2002）9月には四国横断自動車道が本市まで延伸し、平成21年（2009）3月には本市の中心街を迂回する須崎バイパスが開通した。

JR四国（旧国鉄）は、多度津駅から高知駅、須崎駅を経て窪川駅に至る幹線鉄道路線である。JR四国（旧国鉄）は、高知県初の鉄道として大正13年（1924）3月に須崎駅～日下駅（高知県日高村）の区間で開通し、交通・物流の重要な拠点となっていた。現在本市に設置されている駅は、吾桑駅、多ノ郷駅、大間駅、須崎駅、土佐新莊駅、安和駅の6駅である。

市営バスは、市民文化会館と中ノ島を結ぶバスであり、1日上下7便ずつ運行している。また民営バスとして高知市堺町から本市を結び主に国道56号を走るバスはとさでん交通株式会社が運行しており、須崎と梼原を結び主に国道197号を走るバス及び本市と中土佐町矢井賀を結ぶバスは高知高陵交通株式会社が運行している。

海上交通は、昭和40年（1965）に重要港湾指定、昭和44年（1969）に貿易港として開港指定となった須崎港がある。須崎港から阪神方面及び海外への貨物、セメント、石灰石の移出、ニュージーランド等から外材の輸入が盛んに行われている。また、浦ノ内湾では、市営巡航船が1日3往復6便運航している。

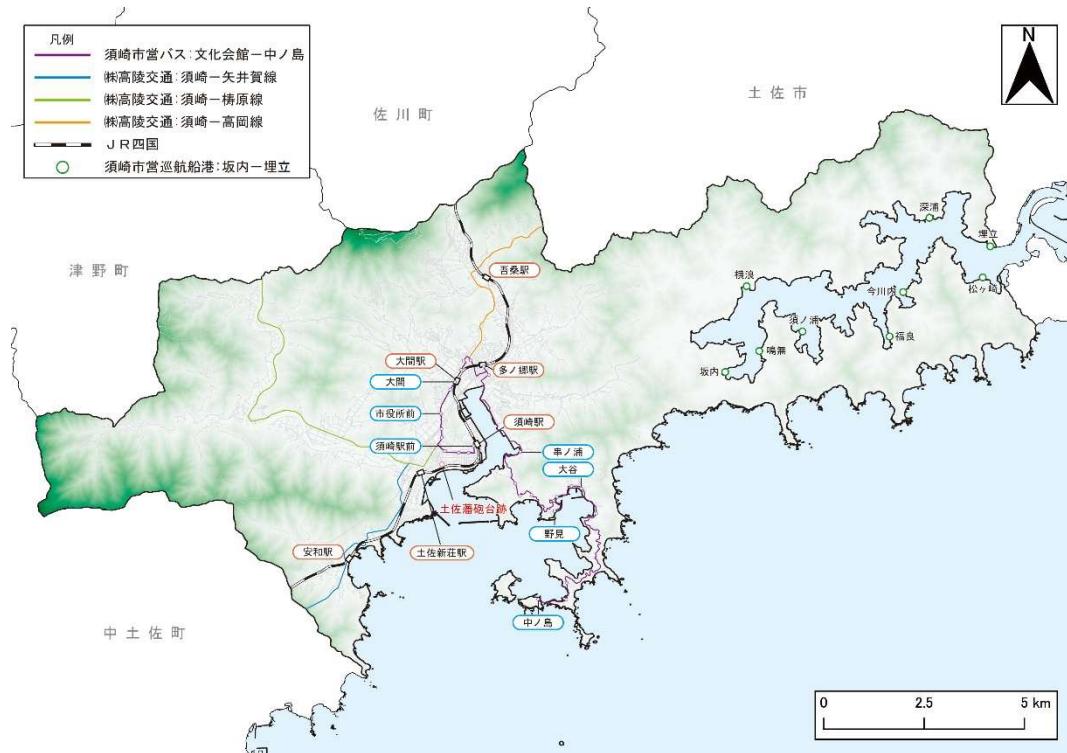


図41 須崎市交通図

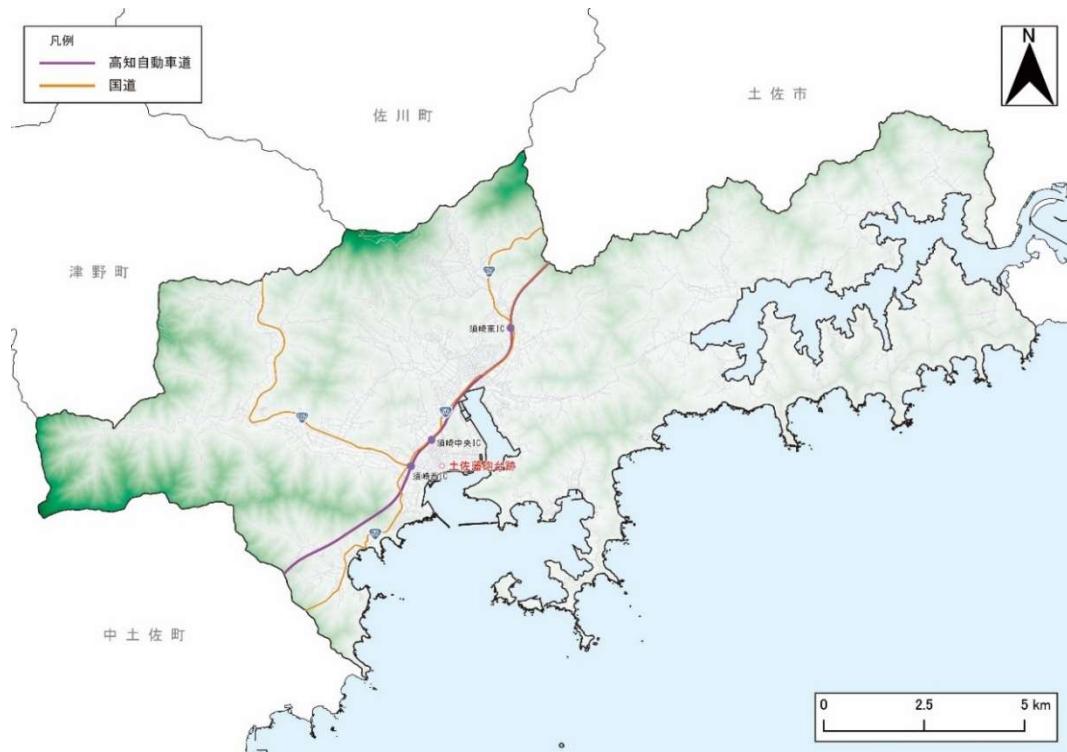


図42 須崎市道路図

(4) 文化・教育活動

1 社会教育

本市では、平成10年（1998）に教育委員会社会教育課を生涯学習課と改称し、公民館を拠点として、生涯学習活動の進展に努めることとなる。

本市では、「老後の生きがいの場を確保し、各人の能力の再開発と教養を高める機会を与え、もって老人の福祉の増進を図る」べく、平成7年（1995）から市町村主体として須崎生涯大学を設置し、60歳以上の方を対象に参加を募っている。須崎生涯大学は、毎月社会科学・人文科学等の教育講座を開講しながら、施設見学・修学旅行等の学外研修も行っており、高齢者に知識と教養を深める機会を与え、能力の再開発につなげるだけでなく、地域間の交流の場ともなっている。高知県立高知城歴史博物館や高知県立歴史民俗資料館による講座や、「土佐藩砲台跡の構造について」と題した須崎市役所地域おこし協力隊による講座も開講され、歴史や文化を学ぶ場にもなっている。

2 文化振興

平成4年（1992）に開館した須崎市立市民文化会館では、コンサート、演劇、映画、講演会等の催しをはじめ、中高生等の音楽活動にも利用されており、文化の裾野の拡大にも貢献している。平成14年（2002）に開館から10周年、平成24年（2012）に20周年、令和4年（2022）に30周年を迎える、それぞれの節目を祝う記念事業が行われた。文化会館の誕生により、もともと盛んであった市民の文化活動はますます多様に活発化している。

(5) 法規制

本史跡の整備や管理にあたり関係する法令には、文化財保護法、高知県立自然公園条例、津波対策の推進に関する法律があり、規制の内容は以下のとおりである。

・文化財保護法

本史跡は、文化財保護法第109条に基づき史跡に指定されている。史跡の現状を変更し、またその保存に影響を及ぼす行為は、影響が軽微である場合を除いて、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第168条に基づき、現状変更について文化庁長官の同意を得なければならない。

・高知県立自然公園条例

本市は、横浪県立自然公園と須崎湾県立自然公園があり、本史跡は須崎湾県立自然公園の普通地域に指定されている。高知県立自然公園条例は、高知県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としたものである。

第22条第1項に定められた行為について、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を高知県知事に届け出なければならない。

- ・津波対策の推進に関する法律

本史跡は、津波災害警戒区域となっており、津波対策が必要となっている。第6条に地域において想定される津波による被害の予測を行うことと定められている。

第3章 本史跡の本質的価値の明示

第1節 新たな価値評価をふまえた本質的価値

昭和19年（1944）の史跡指定時や史跡指定後の調査等をふまえ、本史跡の本質的価値を以下の3点に整理する。

①文久期に築造された須崎砲台のうち、西砲台が現在まで良好に残っており、当時の様相を示す台場遺構として貴重である。

文久3年（1863）に西・中・東砲台である須崎砲台が築造された。中・東砲台は明治40年（1907）まで残存していたが、民間に払い下げられ現在は宅地になっている。一方で西砲台は、大正期に公園整備されているものの、当時の原形をとどめる台場遺構である。弓形の基壇（るいだい 墓台）の内側全体には石垣が詰まれ、上部には胸牆（きょうしやう）があり、胸牆と胸牆の間には砲眼（砲門）（ほうがん ほうもん）が残る。基壇（墓台）外側には堀が巡り、内側には煙硝薬薬室（えんしょうやくやくしつ）の形跡が見受けられる。また、使用されていた頃の絵図が残っており、往時の台場の姿がわかっている。

②江戸時代末期の外国船に対する海防の強化の一環として築造された土佐藩の砲台跡で、当時の海防情勢を知るうえで貴重である。

古来より海上交通の要衝であった須崎湾は、中世の土佐港として確固たる地位を確立するに至った。近世には藩の洋式帆船や蒸気船も利用する重要な港である一方で、外国の大型艦船の侵入が懸念される海上防衛の要衝でもあったことから、須崎湾付近が土佐藩砲台の築造地として選ばれたと考えられる。江戸時代末期には外国船が来航することが多発し、江戸幕府は海防強化を命じた。このような情勢の中で、土佐藩によって文久3年（1863）に須崎に築かれたのが須崎砲台であり、当時の海防情勢を知るうえで重要な台場跡である。

③西砲台は須崎湾に面した位置にあり、現在でも史跡内から須崎湾を望むことができ、当時の歴史背景や景観を想像できる場所として貴重である。

西砲台が面している須崎湾は、当時から水深が深く大型船の停泊に適していた。外国の大型艦船の侵入を防ぐために若人から老人の368人役が総出で工事を急ぎ、各人の献金によって須崎に土佐藩砲台が築造された。築造当時、西砲台から須崎湾を一望でき、民間住宅等が建ち並ぶ現在においても一部史跡内から須崎湾を望む立地にある。海岸には沖から遠望すると富士山のように美しいといわれる富士ヶ浜が広がっている。海岸線までは100m足らずで、本史跡は富士ヶ浜を抜けて潮騒や潮の香りが届き、当時の歴史背景や景観を想像できる場所として重要である。



土佐藩砲台跡から見える須崎湾（2025年撮影）



1960年代の土佐藩砲台跡と須崎湾（1960年代撮影）

第2節 本質的価値に準ずる価値

西砲台は築造後、一部遺構の改変や公園化を経て、地域の憩いの場として活用されてきた。その過程で形成された歴史的背景は、西砲台の本質的価値に準ずる価値として評価される。以下に西砲台築造後の歴史を本質的価値に準ずる価値として整理する。

一部遺構の改変や公園整備を経て、市民に親しまれながら地域とともに守られてきた。

史跡に指定される前、本史跡の主要部である石垣は、薬室の崩壊に伴い石材で埋め立てられ、現在の全面石垣となった。大正期には西浜公園として整備され、胸牆の改変が行われた。昭和期に入ると文化財としての価値が認識されるようになり、市民有志による保存会が結成される等、地域主体の保存活動が行われてきた。その結果、史跡に指定され、現在に至るまで市民による活用が継続されている。このように土佐藩砲台跡は市民に親しまれ、地域によって守られてきたことがうかがえる。

第3節 構成要素の特定

第1節の本質的価値をふまえて、指定地内に所在する諸要素を以下に分類した。構成要素は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値に準ずる諸要素」、「C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」に分けられる。また「C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」は、「C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素」、「C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素」に細別される。

上記の要素以外に、本計画で取り扱う「D. 史跡の理解に有効な諸要素（計画対象範囲内）」、「E. 史跡の活用に資する諸要素（計画対象範囲外を含む）」がある。

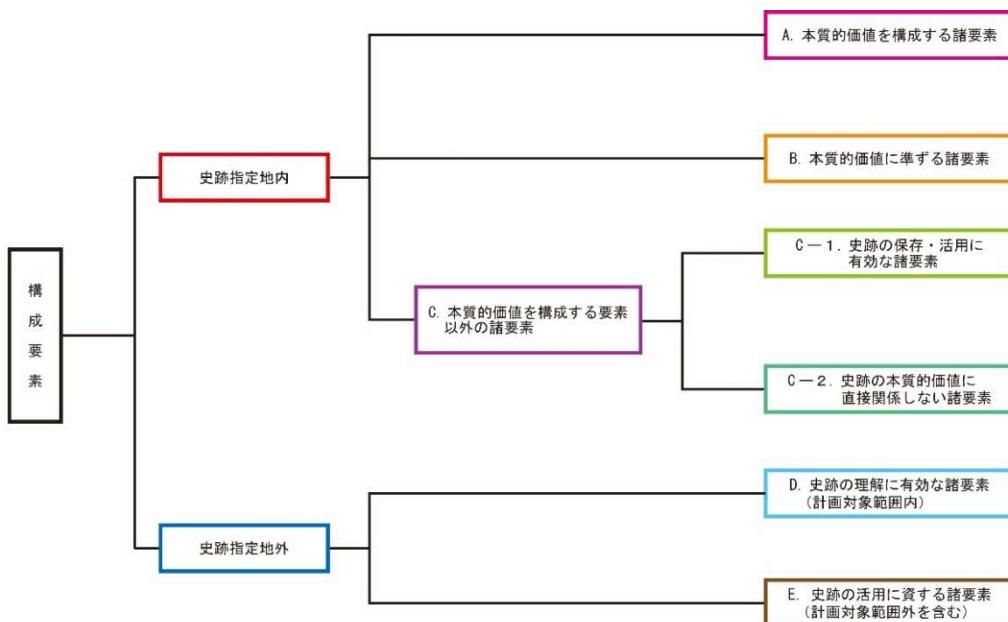


図43 史跡指定地内・外の構成要素の分類

【史跡指定地内】

A. 本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する諸要素は、史跡の指定説明に明示されている内容に基づく要素である。史跡指定後の各種調査成果に基づき、将来にわたり確実に保存すべきものである。石垣、石階段、外堀等が該当する。

B. 本質的価値に準ずる諸要素

本質的価値に準ずる諸要素は、西砲台築造後の歴史に基づく要素である。改変された石垣や胸牆、砲弾台、記念碑が該当する。

C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素

本質的価値を構成する諸要素とは異なるが、史跡の適切な保存管理や整備・活用するうえで有効な要素である。案内板、県史跡名称碑、車止め等が該当する。

C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

史跡に直接関係しない要素である。本質的価値への影響の有無にかかわらず撤去や調整が必要となる要素である。カーブミラーや藤棚等が該当する。

【史跡指定地外】

D. 史跡の理解に有効な諸要素（計画対象範囲内）

史跡指定地外にあるが、本史跡の理解に有効な要素である。中砲台跡や東砲台跡等が該当する。

E. 史跡の活用に資する諸要素（計画対象範囲外を含む）

本史跡の活用に資する諸要素であり、計画対象範囲外も含まれる。幕末期の文化財等が該当する。

表7 構成要素の分類表

分類	要素	概要
史跡指定地内	石垣	文久期に築造されてから現在まで残されている。 ※煙硝薬莢室跡に埋め立てられた石垣は、築造後に改変されたものであり、本質的価値に含まない。
	石階段	砲弾や火薬を壘台上へ運搬するために薬室の隣に築造された。当初7か所設置されていたが、残存しているのは史跡東部の2か所、西部の1か所のみである。他は薬室崩壊時の埋め立てに使用されたといわれている。
	外堀	壘台を取り囲むように外堀が造られている。当時の外堀は、最大5mの幅があったとされるが、鉄道線路敷設等の後年の改変があり、範囲は狭くなっている。平成20年(2008)の確認調査において、砲台跡の土壘外壁下部に高さ3.7m(長さ不明)の石垣がめぐらされていたことが確認されている。
	壘台	扇形の平面形をした堤防状の構造物であり、土を固めて造られたものである。壘台陸側には石垣がなされている。
	胸牆 (玉除土手)	壘台上部に設置された分厚い土壘である。大砲や大砲を扱う人員を敵砲弾から保護する防護壁の役割であり、築造時には8基設置されていた。また胸牆の一部として石積が6か所なされている。 ※公園化に伴い一部の胸牆及び石垣は改変を受けしており、改変部分は本質的価値に含まない。
	砲眼(砲門)	砲台は胸牆の間の低地に配置され、7つの砲門を構え、その床面は砲座といわれ堅木の盤が設置されていた。
	煙硝薬莢室跡 (薬室)	砲弾や火薬を格納するために壘台陸側に7室造られた。当時天井は木材で塞がれていたが、腐朽により崩壊した。天井崩壊の際、石材で埋め立てられ、内部構造は現在不明である。
	改変された石垣	石階段を解体して、煙硝薬莢室跡(薬室)に埋め込まれた石垣である。 ※築造後、改変されたことが明らかな石垣は、本質的価値に含まない。
B 本質的価値に準ずる諸要素	改変された胸牆	大正時代の公園整備の際に胸牆と胸牆の連結や、胸牆の撤去が行われている。 ※築造後、改変されたことが明らかな胸牆は、本質的価値に含まない。
	砲弾台	昭和6年(1931)に現存していた当時の砲弾を展示するために壘台中央に建てられたものである。
	記念碑	昭和38年(1963)に西砲台が築造されて100年の際に設置されたものである。

分類		要素	概要
C 史跡指定地内	C-1 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	案内板	平成10年(1998)に須崎市教育委員会によって設置された史跡の案内板である。
		県史跡名称碑	昭和4年(1929)に高知県史跡に指定された際に墨台上に設置された史跡名称碑である。
		車止め	史跡の北側入口、西側、公衆トイレ前にそれぞれパイプ柵を設置している。
		史跡の注意板	史跡の北側入口に1か所設置している。
		鉄道の注意板	南側の線路付近に2か所設置している。
		公園利用の注意板	史跡の北側に2か所設置している。
		駐車禁止の注意板	北東側に1か所設置している。
		柵	史跡の北側に市道と史跡の境界を明確にするとともに、車両等の侵入を防ぐために木製の柵を設置している。
		照明灯	石垣上に防犯を目的とした照明灯が2か所設置されている。
		集水樹	かつて大雨時での排水が機能しておらず、改善策として史跡内に2か所設置されており、現在も使われている。
		土羽コンクリート壁	墨台の崩壊を阻止するためにコンクリートで修復したものである。
		公衆トイレ	昭和23年(1948)頃にトイレが設置され、その後平成元年(1989)に改築を行っている。入口付近に1か所設置されている。
		境界杭	本史跡とJR四国(旧国鉄)との境界として設置されたものである。
		水道蛇口	水道蛇口の設置年月は不明である。
		水道管(トイレ横)	水道に続く水道管として現在も使用されている。手洗い場から公衆トイレに続く水道管については昭和41年(1966)頃に遊具を設置した際に敷設されている。
		水道管(階段横)	老朽化が進行しており、現在使用されているかどうか不明である。

分類		要素	概要
史跡指定地内	C-2 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	カーブミラー	史跡北側に1か所設置されている。
		藤棚	胸牆上に1か所設置している。
		電柱	昭和19年(1944)に史跡北側入口付近に1か所設置されている。
		シーソーのコンクリート基礎	現在シーソーは撤去されているが、公園整備事業で設置されたシーソーのコンクリート基礎が残存している。
		コンクリート構造物	史跡地内にコンクリート構造物が設置されている。
		樹木	昭和期に植樹された樹木や、自生した樹木が史跡内にある。植樹されたといわれる桜については、現在そのほとんどが腐朽している。
		花壇	公衆トイレ横及び西側市道部分(史跡指定地外)に花壇が設置されている。過去に地元住民が美化活動のために設置し花を植えていたものであるが、現在は管理されていない。
		コンクリート階段	壘台上に向かってコンクリート階段が複数設置されている。
		コンクリート舗装道	入口から砲台に向かうまでの道のりに横断したコンクリート舗装がされている。
		コンクリートブロック	西側壘台上部に樹木を囲う形でコンクリートブロックが整備されている。
		鉄製の柵	東側壘台上部に植物を囲う形で鉄製の柵が整備されている。
		園路	史跡の2か所に縁石によって園路が設定されている。
		場内区画線	場内区画線は、 <small>れんが</small> 煉瓦で並べられて区画されている。
		手洗い場	平成2年(1990)に地元の有志が設置したものであり、現在も使用可能である。
史跡指定地外	D 史跡の理解に有効な諸要素(計画対象範囲内)	土佐藩砲台跡推定範囲	史跡指定範囲外にある本史跡の本来の範囲を指す。南側の外堀等が現在史跡指定範囲外に位置する。
		中砲台跡	幕末期に海岸の防備を厳重にするために現在の浜町に造られた。砲門・薬室を各4か所備え、面積2,254m ² 、長さ72mの規模であった。中砲台北側には長さ九間半(18m)、幅二間(3.6m)の武器庫があったが、現在は砲台跡、武器庫の面影はない。

分類	要素	概要
史跡指定地外	D 史跡の理解に有効な諸要素 (計画対象範囲内)	東砲台跡 幕末期に海岸の防備を厳重にするために、現在の南古市町に造られた。砲門・薬室を各3か所備え、面積1,373m ² 、長さ54mの規模であった。現在も砲台西半分の輪郭が町割りに残存している。
		富士ヶ浜 本史跡は富士ヶ浜に面して築かれ、須崎湾（錦浦湾）に向けて大砲を設置していた。昭和4年（1929）、県史跡指定の解説文には「須崎町西南海濱に在りて、前に錦浦湾を控へ眺望絶佳なり」とある。天然の良港に恵まれた須崎湾は昔から風光明媚な海浜であった。沖から望遠すると富士山のように美しい浜から富士ヶ浜と名づけられたといわれている。
		城山西部大善寺墓地周辺 文久期の砲台付属施設、「砲薬庫」が所在したと推測され、長さ二間半（4.5m）、幅一間四尺（3m）の砲薬庫（煙硝庫）があったといわれている。
	E 史跡の活用に資する諸要素 (計画対象範囲外を含む)	砲弾発見地 ・新莊川河口付近～角谷岬海浜 昭和41年（1966）8月、須崎砲台から発射されたものといわれる砲弾が発見された場所である。現在、砲弾は須崎市教育委員会が保管している。
		幕末期に関する跡地等 ・発生寺 ・高岡郡奉行所 ・須崎村庄屋敷跡 ・須崎送番所の地
		地域に所在する文化財等 ・宝永津波溺死の塚（市指定文化財） ・須崎八幡宮（市指定文化財：絵金の芝居絵所在地） ・大善寺（市指定文化財：筆塚所在地） ※一部抜粋。該当する文化財等は「図52 史跡の活用に資する諸要素の分布図」を参照

1 史跡指定地内

A. 本質的価値を構成する諸要素（諸要素の詳細については、p. 73～76 参照）



石垣（2025年撮影）



石階段（2025年撮影）



外堀（2024年撮影）



平成20年（2008）の試掘確認調査において発見された外堀の石垣（2024年撮影）



塙台（2024年撮影）



胸牆（玉除土手）（2025年撮影）



砲眼（砲門）（2025年撮影）



煙硝薬莢室跡（薬室）（2025年撮影）



図 44 本質的価値を構成する諸要素の分布図

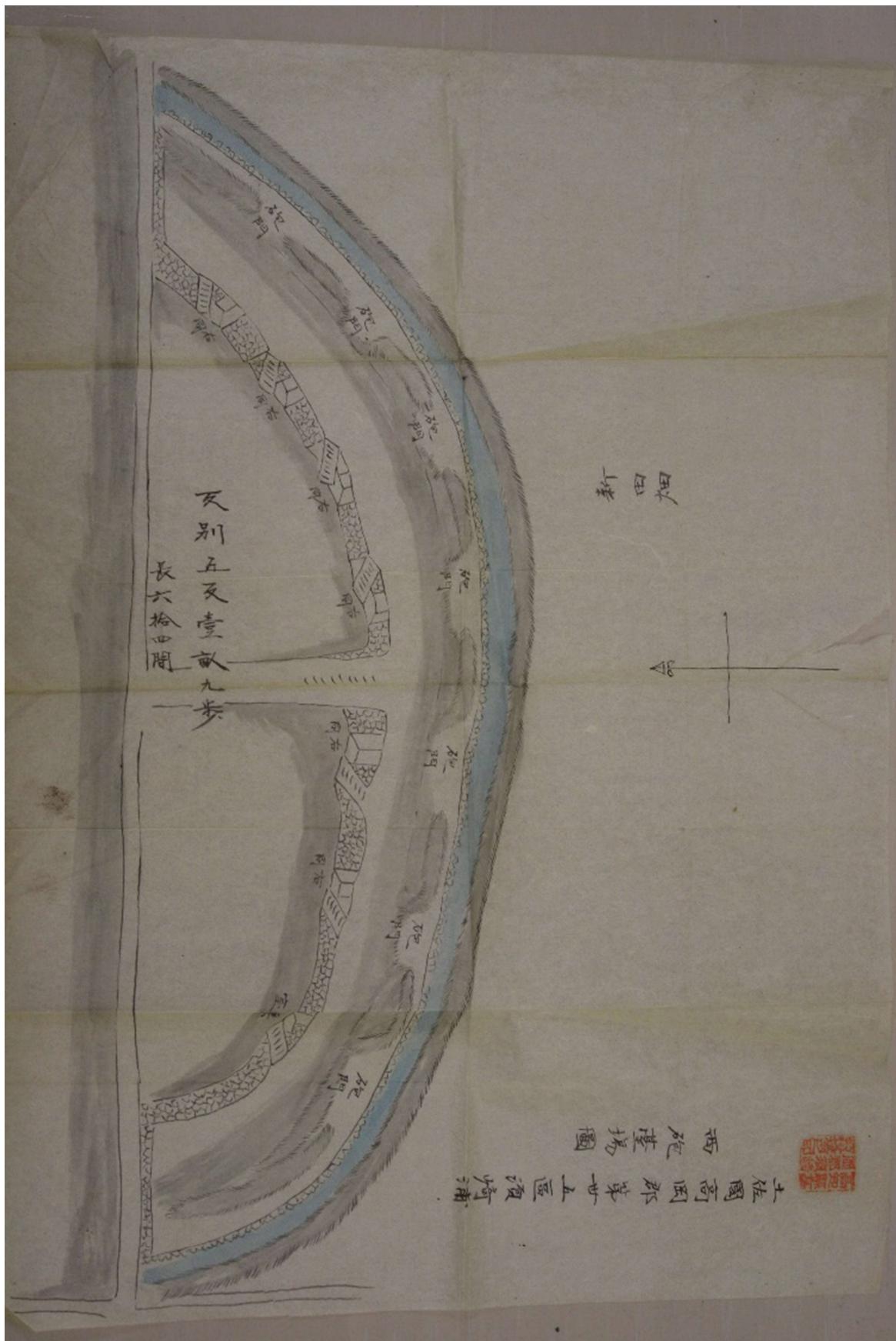


図45 当時の土佐藩砲台跡絵図

表8 石階段一覧（番号は図46参照）（2025年撮影）



石階段①



石階段②



石階段③

表9 胸牆（玉除土手）一覧（番号は図46参照）（2025年撮影）



表10 砲眼（砲門）一覧（番号は図46参照）（2025年撮影）



砲眼（砲門）（1）



砲眼（砲門）（2）



砲眼（砲門）（3）



砲眼（砲門）（4）



砲眼（砲門）（5）

表 11 煙硝薬葉室跡（薬室）一覧（番号は図 46 参照）（2025 年撮影）

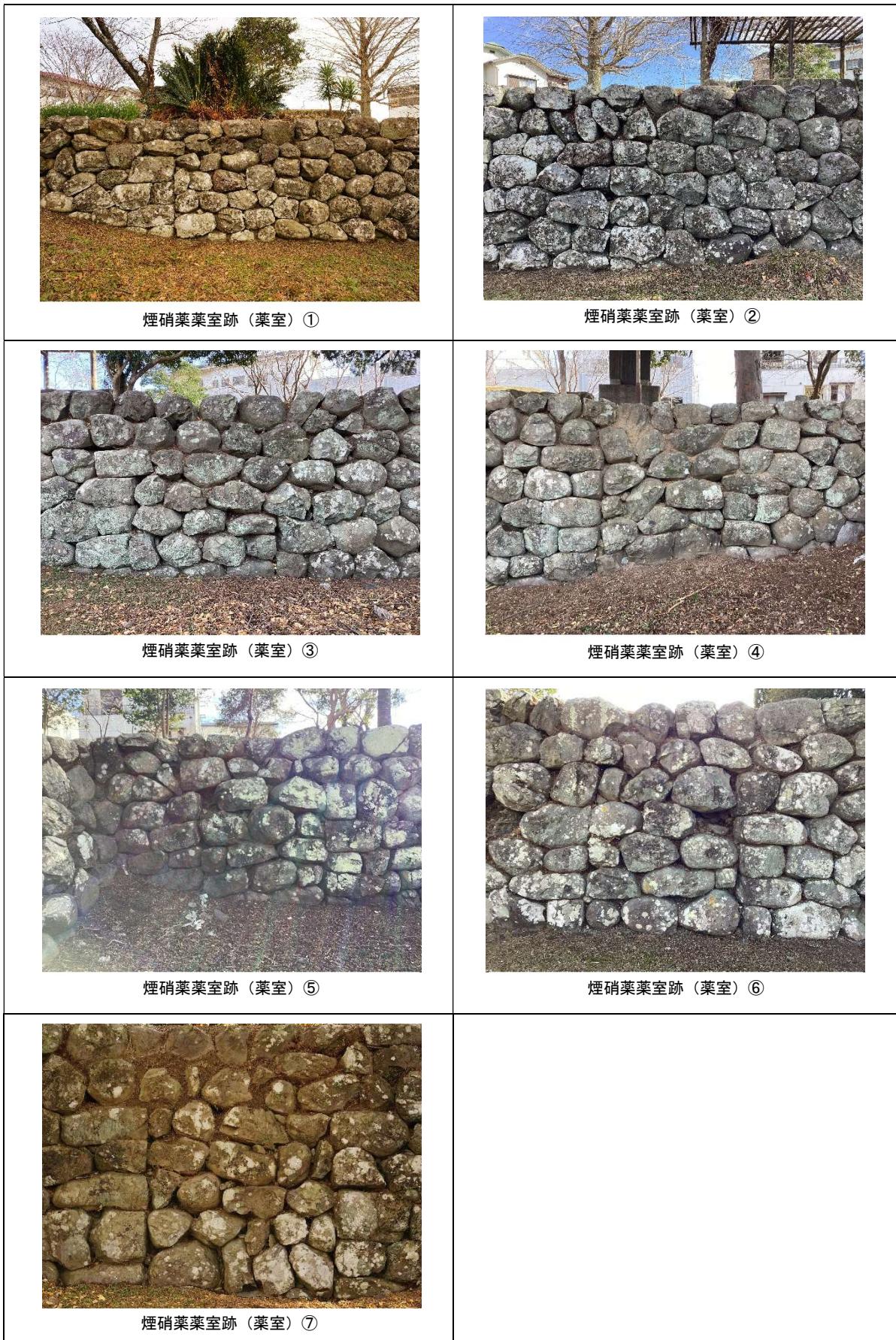




図46 本質的価値を構成する諸要素の分布図（詳細番号記載）

B. 本質的価値に準ずる諸要素 (2025年撮影)

※改変された石垣については表11 (p. 76) 参照



改変された胸牆①



改変された胸牆②



砲弾台



記念碑



C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素 (2025年撮影)



案内板



県史跡名称碑



車止め



史跡の注意板



鉄道の注意板



公園利用の注意板



駐車禁止の注意板



柵



照明灯



集水樹



土羽コンクリート壁



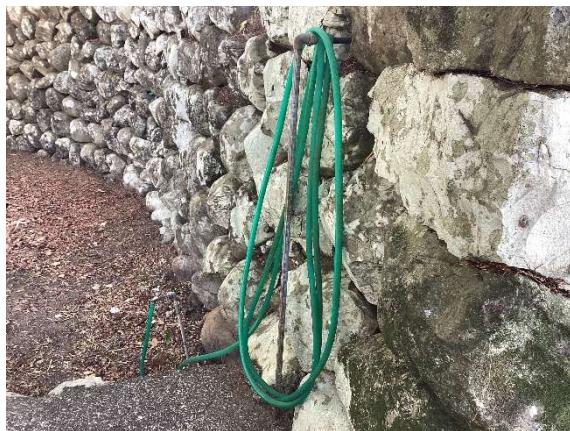
公衆トイレ



境界杭



水道蛇口



水道管（トイレ横）



水道管（階段横）

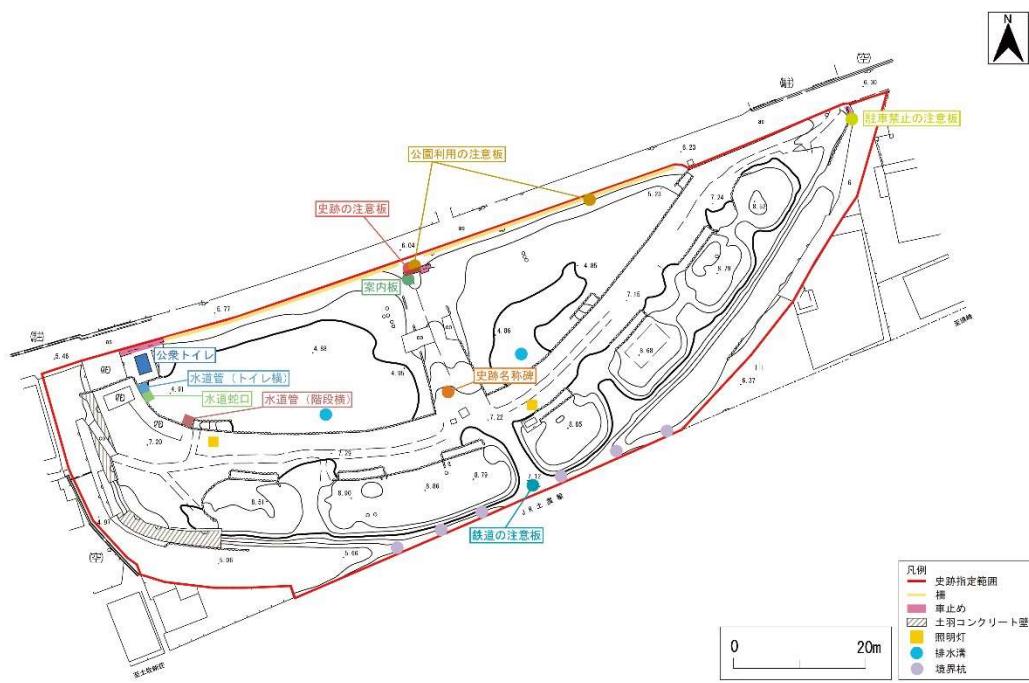


図 48 史跡の保存・活用に有効な諸要素の分布図

C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素 (2025年撮影)



カーブミラー



藤棚



電柱



シーソーのコンクリート基礎



コンクリート構造物



樹木 (2024年撮影)



花壇



コンクリート階段



コンクリート舗装道



コンクリートブロック



鉄製の柵



園路



場内区画線

手洗い場



図49 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素の分布図

2 史跡指定地外

D. 史跡の理解に有効な諸要素 (2024年撮影)



史跡推定範囲（赤線より外側）



中砲台跡



東砲台跡



富士ヶ浜



城山西部大善寺墓地周辺

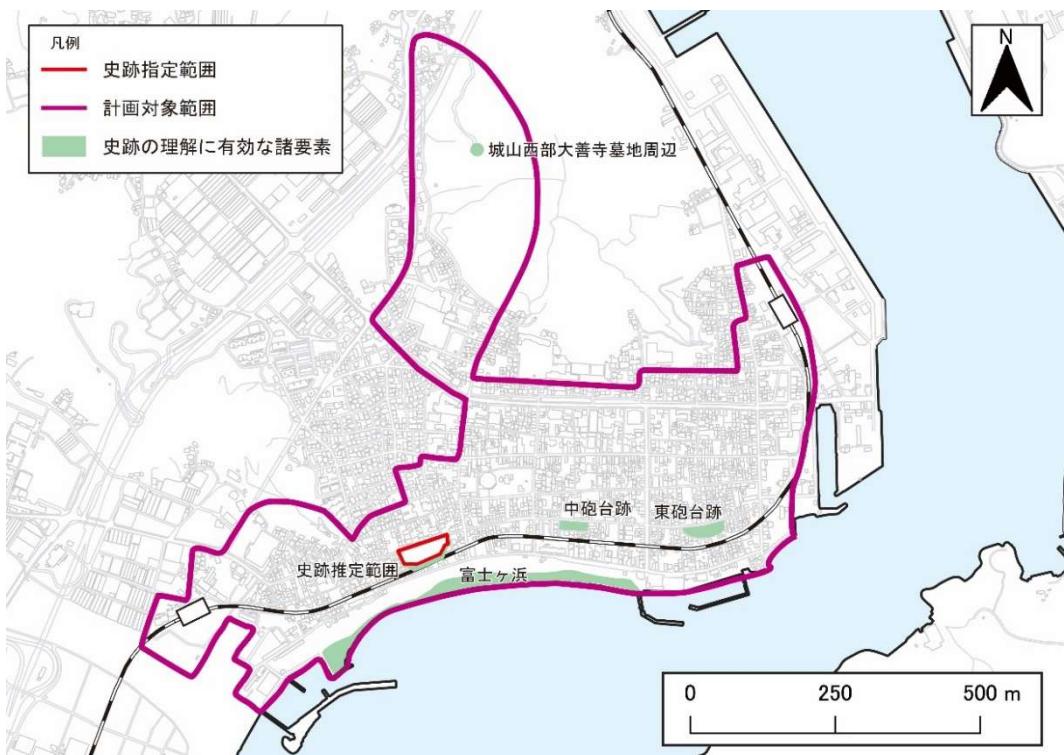


図 50 史跡の理解に有効な諸要素の分布図

E. 史跡の活用に資する諸要素

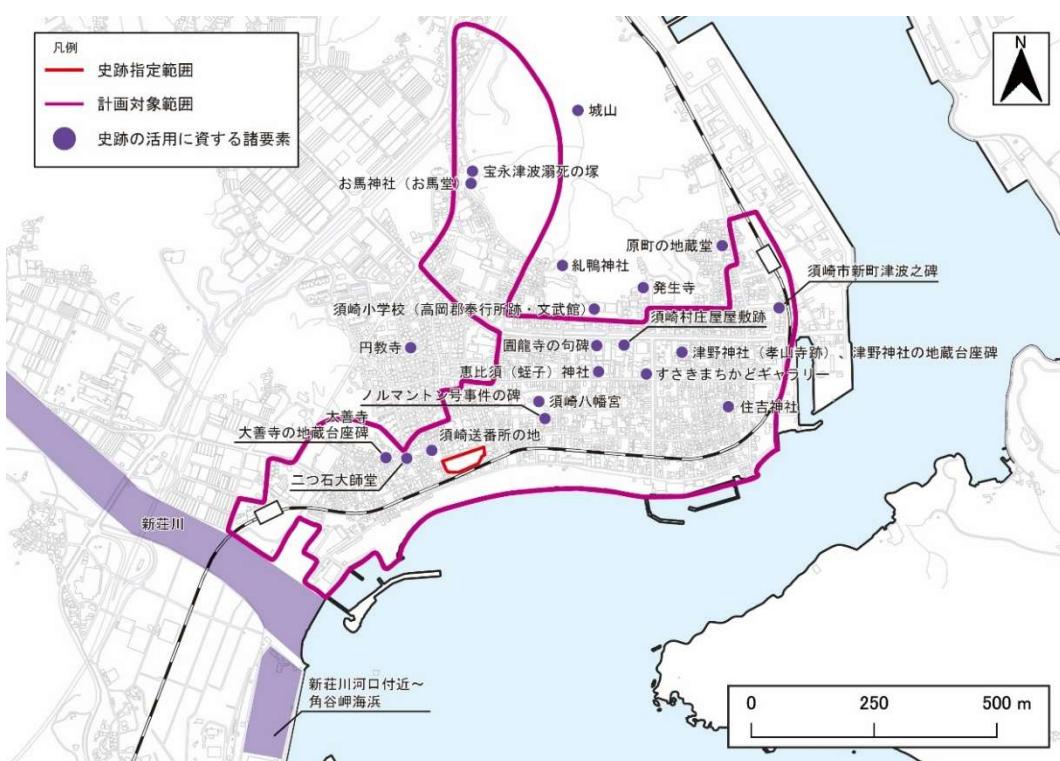


図 51 史跡の活用に資する諸要素の分布図

第4章 本史跡の現状と課題の明示

第1節 調査・研究の現状と課題

本史跡は、文久3年（1863）に築造され、大正3年（1914）に西浜公園として整備するにあたり胸牆の改変が行われた。その後、貴重な文化財として認知されることとなった。昭和4年（1929）に県史跡、昭和19年（1944）に国史跡に指定され、戦後に旧土佐藩砲台趾保存会の結成により公園化が進められた。

本史跡に関する調査・研究については、本計画策定に伴い文献調査を実施し、「第2章 史跡の概要」にて文献資料を示してきた。また発掘調査については、平成20年（2008）に本史跡内にある工作物の撤去に伴い、試掘確認調査を行っているが、それ以降の調査は行われていない。今後も継続的に文献調査を実施し、発掘調査の実施計画を検討していく必要がある。

本史跡の調査・研究についての現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
調査・研究	<ul style="list-style-type: none">文献調査は行っているが、発掘調査は平成20年（2008）の工作物の撤去に伴い実施した試掘確認調査のみで、本史跡に関する各遺構の調査が不十分である。	<ul style="list-style-type: none">本史跡に関する各遺構の調査・研究を行う必要がある。後世に改変を受けた外堀、胸牆、煙硝薬薬室跡の調査を行う必要がある。より詳細な石垣の調査・記録を行う必要がある。

第2節 保存管理に関する現状と課題

本史跡は、現在須崎市教育委員会が所有・管理している。本史跡は一部改変を受けているが、石垣、塁台並びに胸牆等は比較的良好な状態で残存している。それらを確実に後世に引き継いでいくために、史跡内に点在する構造物や樹木等について適正に管理していく必要がある。

本史跡の保存管理に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
史跡指定地内	<ul style="list-style-type: none">石垣の管理がされていない状況である。	<ul style="list-style-type: none">石垣の管理方法を確立し、管理していく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none">県史跡名称碑は設置されているが、国史跡名称碑が設置されていない。	<ul style="list-style-type: none">国史跡名称碑を早急に設置する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none">史跡指定範囲は国土調査等による境界標で明確となっている。	<ul style="list-style-type: none">市道等、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分がある。
	<ul style="list-style-type: none">指定地内に各種構造物が設置されている。	<ul style="list-style-type: none">本史跡に関係しないものについては撤去、移設の調整を検討する必要がある。

・戦後以降、史跡から須崎湾への眺望やアクセスが民家によって遮られている。	・来訪者に当時の眺望を体感してもらえる方法を検討する必要がある。
・指定地内に雑草や樹木が生い茂っている。	・樹木による史跡の顕在化が懸念されるため、植生の適正な管理を行う必要がある。
・災害対策がされていない状況である。	・災害対策方法を明確にし、災害対策を行う必要がある。

第3節 活用に関する現状と課題

本史跡は、西浜公園として地域住民に認知されてきたが、史跡の価値としてあまり認知されていない。

かつて、高知県立埋蔵文化財センターでのツアーを実施した。また、令和5年（2023）にはすさきまちかどギャラリーで本史跡に関する展示を行い、その価値を伝えてきた。

今後、来訪者や地域活性化に向けたアプローチが必要である。また、本史跡に関する情報発信や活用方法について不十分であるため、検討していく必要がある。

本史跡の活用に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
史跡指定地内	・本史跡は公園として認知されているが、史跡としての認知はあまりされていない。	・史跡の価値を広く周知できるような取組を進めていく必要がある。
	・地域とのかかわりが行われてきたことが認知されていない。	・地域とのかかわりがあったことを認知される取組を行う必要がある。
	・公園内の園路の設定がされているが、本史跡を見学するための動線の設定がされていない。	・来訪者動線の設定を検討する必要がある。
史跡指定地外	・情報発信の手段が不足している。	・幅広い方法で情報発信を行う必要がある。
	・ガイダンス施設が設置されていない。	・既存施設にガイダンス施設としての機能を設け、来訪者が史跡の理解を深められるよう検討する必要がある。
	・史跡を活用した学校教育が不十分である。	・史跡に触れる機会を創出するため、史跡を活用した学習プログラムを検討する必要がある。
	・過去に地域で史跡の講座を行っていたが、現在は行われていない。	・地域での講座の開催を検討する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に向けて、本史跡について学ぶ機会が創出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡について学ぶ機会を創出できるイベント等や発掘調査現場の公開を検討する必要がある。
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者による地元住民へ影響を与える可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携して活用を進める必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・海のまちプロジェクトの一環として、日帰りツアーやが行われているが、地域活性化につながる取組が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化につながる取組を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある文化財と連携した活用が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある文化財と連携した活用方法を検討する必要がある。

第4節 整備に関する現状と課題

本史跡は、これまで公園整備がされてきたが、史跡としての来訪者向けの整備が未着手である。発掘調査の成果をふまえた遺構整備の検討、本史跡内の動線設定、老朽化した工作物の更新や修繕等が必要である。また、アクセスの利便性に課題を抱えている。密集した住宅街に位置しているため、駐車場を整備するスペースが確保されていない。

本史跡の整備に関する現状と課題について、以下に示す。

(1) 保存のための整備

区分	現状	課題
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡を良好な状態で保存する整備方法の確立ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の結果をふまえて、本史跡の整備方法を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡指定名称碑や総合解説板が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡指定名称碑や総合解説板を設置する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定範囲は国土調査等による境界標で明確となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道等、史跡指定範囲であることが認識することが難しい部分がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めの設置により、史跡指定地内を保護しているが、老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地内の保護について、車止めの更新や柵の設置等を検討する必要がある。

(2) 活用のための整備

区分	現状	課題
動線	・指定地内に史跡としての動線が設定されていない。	・史跡としての動線を設定する必要がある。 ・公園内にある園路が老朽化している。
	・災害時の避難経路を明確にしていない。	・災害時の避難経路を検討する必要がある。
サイン施設	・既存の案内板の版面が古くなっている。	・案内板の版面を新調するとともに解説内容の見直しも行う必要がある。
	・個々の遺構に関しての名称板や解説板が不足している。	・来訪者の理解を深めるために名称板や解説板の設置が必要である。
	・本史跡の案内板が不足している。	・来訪者が訪れるための案内板の設置が必要である。
	・史跡の案内板や注意板が設置されている。	・内容の見直しや配置箇所の検討が必要である。
	・鉄道、公園利用の注意板が設置されている。	・内容の見直しや配置箇所の検討が必要である。
便益施設	・現在の公衆トイレは、設置されてから30年以上が経過している。	・来訪者が利用しやすいよう外壁や内装、衛生面の整備を検討する必要がある。
	・来訪者用の駐車場が確保されておらず、無断で駐車されている。	・来訪者用駐車場の拡充を行う必要がある。
管理施設	・照明灯が2基設置されている。また老朽化により当初3基から照明灯が1基撤去されている。	・照明灯は、当初3基から1基撤去されており、明るさや配置等の防犯機能として影響がないか確認が必要である。
	・史跡指定地と市道との境界に柵が設けられており、須崎市が管理している。	・柵の意匠性や機能性を見直していく必要がある。
情報発信	・本史跡について、多方面から学ぶことができる環境が整っていない。	・本史跡について視覚的に学ぶことができる環境を整備する必要がある。
樹木整備	・本史跡内にある樹木の状態を確認できていない。	・樹木の状態を考慮した整備方法を検討する必要がある。

第5節 運営ならびに体制整備に関する現状と課題

本史跡は、須崎市教育委員会が管理している。本史跡の本質的価値の保存、活用、整備についても須崎市教育委員会が担っているが、関係各課や地域住民と連携して、取り組む必要がある。

本史跡の運営ならびに体制整備に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡の管理は、須崎市が行っているが、専門職員を任用していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等を実施し文化財の適切な保存管理を行う文化財専門職員を配置する必要がある。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡全体の除草については、月に1回程度、地元団体によって行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除草の状況を確認しながら、引き続き除草を行っていく必要がある。
府内調整	<ul style="list-style-type: none"> ・府内における本史跡の保存・活用に対する理解・協力を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内での本史跡への理解・協力を得るために関係各課からなる連絡調整体制を設け、また本史跡で行う各種行為について現状変更等の取扱基準を定めるとともに、その周知徹底を行う必要がある。
他機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活用や指定にあたっては、文化庁及び高知県、須崎市文化財保護審議会等の指導・助言を得て進めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続した協力体制を構築するとともに、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。
の連携 地元住民と	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動団体や保存会等がなく、現在活動も行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政だけでなく、地元住民の理解と協力を得て、協働で取り組む必要がある。